

第四百四回国会 商工委員会 議 録 第七号

昭和六十一年三月二十八日(金曜日)

午前九時五十七分開議

出席委員

委員長 野田 毅君

理事 奥田 幹生君 理事 佐藤 信二君

理事 野上 徹君 理事 与謝野 馨君

理事 城地 豊司君 理事 和田 貞夫君

理事 長田 武士君 理事 宮田 早苗君

理事 甘利 明君 理事 尾身 幸次君

理事 奥田 敬和君 理事 加藤 卓二君

理事 梶山 静六君 理事 粕谷 茂君

理事 岸田 文武君 理事 高村 正彦君

理事 近岡理一郎君 理事 辻 英雄君

理事 中村正三郎君 理事 仲村 正治君

理事 林 大幹君 理事 原田昇左右君

理事 松野 幸泰君 理事 水野 清君

理事 渡辺 秀央君 理事 奥野 一雄君

理事 後藤 茂君 理事 中村 茂君

理事 中村 重光君 理事 浜西 鉄雄君

理事 横江 金夫君 理事 渡辺 嘉藏君

理事 木内 良明君 理事 草野 威君

理事 鈴切 康雄君 理事 吉井 光昭君

理事 青山 丘君 理事 横手 文雄君

理事 工藤 晃君 理事 野間 友一君

出席國務大臣

通商産業大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

公正取引委員長 利部 脩二君

事務局取引部長 田原 隆君

通商産業政務次官 児玉 幸治君

通商産業大臣官 鎌田 吉郎君

通商産業大臣官 房総務審議官 松尾 邦彦君

通商産業大臣官 房審議官 松尾 邦彦君

通商産業大臣官 高瀬 和夫君

通商産業省通商 鈴木 直道君

政策局長 村岡 茂生君

通商産業省貿易 福川 伸次君

局長 黒田 明雄君

通商産業省立地 杉山 弘君

公害局長 浜岡 平一君

通商産業省機械 等々力 達君

情報産業局長 野々内 隆君

通商産業省生活 島山 襄君

産業局長 木下 博生君

工業技術院長 見学 信敬君

資源エネルギー 廣海 正光君

庁長官 野々内 隆君

資源エネルギー 島山 襄君

庁石油部長 木下 博生君

中小企業庁長官 見学 信敬君

中小企業庁次長 廣海 正光君

中小企業庁計画 遠山 仁人君

部長 照山 正夫君

中小企業庁指導 米澤 允克君

部長 上野 浩靖君

中小企業庁小規 吉川 淳君

模企業部長 大塚 功君

郵政省通信政策 塩田 薫範君

局長 林田 英樹君

警察庁刑事局刑 事企画課長 上野 浩靖君

経済企画庁調整 局調整課長 吉川 淳君

経済企画庁調整 局財政金融課長 大塚 功君

大蔵大臣官房参 事官 塩田 薫範君

文部省初等中等 教育局中学校課 長 林田 英樹君

文部省初等中等 教育局職業教育 課長 菊川 治君

運輸省運輸政策 局運輸管理課長 宇多 一二君

建設省都市局都 市政策課長 横内 正明君

商工委員会調査 室長 倉田 雅広君

委員の異動

三月二十八日

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

兼任 素夫君

め、昨日、臨時省議を開き、全職員に対し、綱紀の厳正な保持に努めるよう注意喚起をいたしました。なお、通商産業省内に、事務次官を長とする綱紀問題委員会を設置し、具体的措置について早急に検討を行うことを決定いたしました次第であります。

いずれにいたしましても、公務員としては、常に身を慎んで、いしくも国民の疑惑を招くことのないよう心がけるべきであり、今後とも職員の綱紀厳正に万全を期してまいり所存であります。

平素から通商産業行政に対し深い御理解と御協力をいただいております商工委員会の皆様方に対し、今回のような事態が生じたことをまことに申しわけなく存する次第であります。

通商産業省といたしましては、国民の信頼を回復すべく省を挙げて努力し、通商産業行政に取り組んでまいり所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げる次第でございます。

○野田委員長 内閣提出、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。浜西鉄雄君。

○浜西委員 たいだい大臣から、今回逮捕者が出ましたところの燃系工連の関係、国民に対するおわびと若干の態度表明があったわけですが、これはただおわびをし、これから綱紀厳正を図るという言葉だけでは、私は済まされない問題だと思っております。なぜならば、今回の情報処理の法案審議ですけれども、これも中小企業基本法に基づいて、近代化、高度化、これはその中の経営資源の充実ということで、それなりき予算がここに投資されるわけですね。内容的には十四億円、それから情報処理システムの教育のために産投から四億円、シグマ計画では四十八億八千万円というようなことなどは、一連の中小企業基本法に基

づくところの中小企業対策であることは間違いない。

燃系工連もその中の一つであって、この燃系工連の問題を厳しく追及することによって、これと類似したような補助金あるいは融資の問題などを合めて、再びこの種のことが起こらないようにするためにも、本事件は厳しく追及する必要があると思うのです。

問題は綱紀厳正と言われました。次官を長として、これからその辺の検討に入ることですけれども、この綱紀厳正ということについて、細かくは要りませんが、大臣はどんなことをお考えですか。具体的に綱紀厳正とは何をされようとお大臣自身は考えているのか、まずこれから聞いておきたいと思うのです。

○渡辺国務大臣 公務員は国民全体の奉仕者でございますから、それによって身分が保障されておるわけでありまして、したがって、法律と憲法に基づいて忠実にその職務を行うということでありまして、法律どおりやっていたということとであります。

けさ、総理からも全庁に対して、特に綱紀の厳正問題についての御注意があったわけでございます。特に公務員の倫理観、使命感、こういうようなものを徹底をさせてもらいたい。それから、我々としては、非常にいろいろな誘惑といふものは常に官庁関係につきまとうわけでございます。また、交際等にわたりました。社交の範囲というものが拡大解釈をされると、どうしてマンネリズムになってだんだん限度がわからなくなってくる。それは非常に困る問題であるから、特に社交の範囲という点については、冷静にひとつきちんとけじめをつけるようにしなさい。また各省庁とも、省内にいろいろなちよつとしたりわき等があるような場合には、多少なりともわかるはずであるから、官房長、次官あるいは総務課長、各省におるわけであるので、そういう方が、事前にそういうようなことがマンネリ化しないように厳重に注意をして、未然防止をやっております。

しいというお話がありました。私もそのようなことが具体的に妥当な処置である、こういうことで、その線に沿って今後進めてまいりたいと考えております。

○浜西委員 一つの精神条項とすれば、それなりにきき今大臣の言われたことはわからないでもないですけれども、これは一つの構造的な汚職だと私は思っております。

なぜならば、新聞でも一部報道されておりますように、通産省のOBがそういった出先機関、今回でいえば燃系工連の幹部に座る。だから国民から見れば、言ってみればツツツであって、こういう法律があつてこういう手続をすればお金がうまく借りられるとか補助金が出るとかということをおわかつている人が、熟知した人がそれぞれ出先機関におつて、それと通産省の幹部とが話をすれば、一番うまい方法を考えつくことは当たり前前の話だ。

つまり、天下り人事というものが今日のようなこういう状態を招いた、それが一番大きな原因だと私は思いますが、大臣はどうお考えですか。

○渡辺国務大臣 これは物の考えようだと思いますが、私は、よく知っている人がなるわけですから、そういうことが未然に防止できるというつもり張りもあるんじゃないか。今回の事件は、燃系工連で組合の幹部が逮捕されるということになったわけでございますけれども、天下りのために起きたかどうかといふことよりも、やはりこの制度の仕組みの中になかなか発見できない、しづらいいうな点があるんじゃないか。

余り人を信用しなければ、なかなか通産省の役人の数は、何万鍾という紡織機を、本場にこれは登録済みのものなのか、よそから持ってきたものなのか、差しかえたものなのかということは、一つ一つ何万何十万というものを見なければ実際にはできないわけですね。それを人頼みにしたというところに問題があるわけですから、じゃ、じかにやれるかというとかにできない。したがって、これは今のままこの制度があつたら、また非

常に問題が起きやすいということになる危険性があります。

したがって、そこらのところに対する盲点がやはり私はあつたと思ひますから、構造的なものだと言われれば、仕組みの中に無理がある。やはり信頼関係だけでやらなければならぬという問題だから、それを裏切られたらもうだめなわけですから、裏切られなければいんだけれども、裏切られたらもうだめだ。役所の方はみんな判を押せば一連託生というところになりかねないので、そういう意味では私は、天下りだからというよりも、仕組みそのものに裏切られた場合には問題があると思っております。

○浜西委員 これは説弁であつて、それは事件のあれを司直の手によって今から解明しなければわからないと言つていますけれども、そんなことはないです。もう新聞報道その他で、かつて上司と部下の関係であつた人が出先機関に行つて、この辺のことは新聞が全くでたらめ書いておると私は思えない。それが証拠には、今のような点検をするということが技術的に非常に難しいという意味のことを大臣は言われるけれども、私が言つておるのはそういう問題じゃなくして、例えば政治家の名前だつて既に復讐出ているのですよ。

いいですか。新聞によりますと、この燃系工連が穴をあけた、その穴埋めに、これをうまく埋めてしまえば次の金が出るということを連絡しておるわけですね。新聞報道ですが、新聞が全く根拠も無いことを書いておると私は思えない。しかも、その穴埋めは何でやったかというところ、この会館を担保にして百二十四億円というものを埋めておるわけでありまして、そして体裁をつくつて借りるという、私からいへば悪知恵ですよ、そういう悪知恵をやつておる。だから、機械の番号がどうだこうだといふのは枝葉末節であつて、それとも多少難しい面があるかも知れないが、基本的に、そういう裏で電話連絡をしたり、こういう方法があるよということをお教えること自体が問題だ。

しまして組合員の方からあったようでございます。二六％天引きというような組合員からのお訴えだったそりでございますけれども、私どもの承知いたしておりますところでは、この二六％といひますのは、返済のために充てます保証金一〇％、これは十六年後に返ってくるわけでございしますが、それが一〇％、それから業界負担金二〇％、手数料三％、それに産地組合の徴収金が三％程度というような状況かと承知しておりますが、御指摘のように、その細部の内容等につきまして

組合員の理解が得られていないというような状況だったことは事実として存在しているわけでございまして、やはり組合員、産地組合、さらには全国連合会とのコミュニケーションといいますか、情報の流れをもっともつとよくしてまいりまして、制度の透明性を確保しなければならぬということも非常に強く痛感をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、この燃素工業組合連合会の場合、私どもの職場で働きました人間が働いておりまして、先生御指摘のように、今回の事件につきまして引き金的な役割を果たしたということは、事実としては否むがたいところだろうと思うわけでございます。私どももいたしましては、私どもの職場で働きました人がその知識、経験をこういう世界で生かしてくれることを期待して送り込んだわけでございますが、全く志と違う

事態になったことは非常に残念だと思っておるわけでございます。やはりこういうようなことを考えるに当たりまして、送り込み先での体制、そういうところでのダブルチェック等が十分に働くかどうか、本当に知識、経験がうまく生かせるような人的構成あるいは組織体制になっているかどうかという点も、よくよく見きわめた上で対応していかなければならないと痛感をいたしておる次第でございます。

○浜西委員　今の答弁の中に多少私自身も納得できる部分もあるわけですが、例えば首を長くして待っている中小企業者、これらは緊急避難的に穴

埋めをしてやったということは、事情はわからないでもない。ないが、そういうやり方は決して正しいやり方ではない。そのことを平然とやるのであるいはそういう知恵をつけるというのが、現地でそれを考えたのではなくして、言ってみれば東京から政治家やそういう関係の人が電話を入れたり知恵をつけたりとおることに、私は一番問題のポイントを置いておるわけであります。

それらは、総括して言えば、結局お互いがツツ、持ちつ持たれつ、天下りという中でそのことが強くにじみ出ている。天下りをやらなければこんな大胆不敵なことがやれるわけがない。法を知っている人が現地に乗り込んでやるわけですから、これはど見やすいことではない。我が子に名をつけるようなものです。そういうことを絶対に避けるためにも、今から検討をされることでありますけれども、まず一つ、天下り人事というものを徹底的に洗い直して、これについてけじめをつけてもらいたい。これは大臣に、そういう考えについてどうだか、今ここで回答をもらいます。

それから、中小企業事業団の果たしておるようないろいろなことがありますが、基本法に基づいてそれぞいろいろな対策をやることになっていきます。これらの問題についても、やはり私も少しこの商工委員会でも議論をする必要があると思います。その議論の仕方は、集中調査でも審議でもいい。とにかくこの問題について、少し角度も広げても構わぬと思いますが、特に今回は然糸工連の関係を中心に改めてやるべきだ。このような時間帯で十分議論を尽くせるわけがありませんから、そういう場を持ってもらいたい。私はこれは委員長に要望しておきますので、理事会で諮ってもらいたい。

それから、ひょっとしたら恐らくまださらに逮捕者が出るのではなかつたことが想定をされます、あるいはうわさされております。そうなってくると大変な問題でありますから、私もはみずから商工委員会として襟を正して、自浄作用を持つておるといふあかしのために、そういう関係

者、例えば現地に調査団を派遣して改めて正規の実態調査を行い、何が問題なのか、どういふ人が現地で何を要望しておるか、その実態をつかんで、改めて必要があればその関係者を証人喚問でもよし、あるいは参考人として出てきてもらってもよし、その扱いも理事会にお任せします。

委員長、そのことをしとこの場でまともな質問に移りたいと思います。まず大臣から。

○渡辺国務大臣 天下り問題は本当に昔から新しい話であつて、また古い話でもあります。よく働けば、確かに非常にいいんです。いろいろな知識があつて、経験がある人が関連の業界あるいは何かに行くことは非常にいいのですが、あなたの今御指摘になつて言わんとすることは、私は一理あると思うのです。これは要するに、なれ合い、仲間同士が団体に行くから監督が鈍るのじゃないかというところは普通考えられることです。しかしながら、知識が非常に豊富な人だから、よく働いてくれれば一番いいわけなんです。自分の知識を悪用するところでもないことになり。したがって天下りを禁止せよということになります。これは人事院でも公務員の人格を認めていますから、天下りについてはある一定の期間、一年とか二年とかは自分のタチした職場の団体や業界に行つてはいかぬとかいろいろ規則があるはずだと思います。

換事をやった者が弁護士になつてはいかぬとか言つても、これは難しい。それから建設省にいた人が建設会社に入つてはいかぬ、こう言つても、これは非常に難しい大きな問題だ。しかしながら、自分の先輩なり後輩なりがその団体や業界に行つたからといって、それを情実で監督するということとはやめてはいけなかつたわけであり。非常にこの点が、だから私は新しく古い話だということを言つたのですが、あなたが御指摘になるように、先輩が行つていけば、普通何でもない人ならばしつとやるだけけれども、やり損ねると遠慮するということも、それは私はあり得る

と思うのですよ、人間の世界ですから。だから、そういうことの絶対ないようにきちんとして綱紀の粛正をやり、そういう誘惑や何かにからなないようにいろいろな面から、一つはこれは心の問題ですから十分に戒めて、そういう誤解を受けないようにやつていくことが一番大切であると思つております。

○浜西委員 心の問題は当然ですが、私はまたいづれ改めて天下りの実態について資料を求めますので、それなりの準備をお願いしておきたいと思ひます。きょうはこの場で求めることはいたしません。私は、天下りの実態は相当なものに上ると思ふのです。その中で、認定権を持つ、許可権を持つような立場のところは重点的にそういうことのないようにすべきだと私は思つています。何もかも一切合財、建設関係が建設会社に行つてはいかぬか、換事が弁護士はいかぬかという理屈でいけば、私はわからなかつた。しかし、少なくとも綱紀粛正となれば、精神を入れかえるといつても、とてもじゃないが、三つ四つの子供ならばまだ直しようもあるけれども、もうこの段階で直るわけがない。したがって、そういう意味では具体的に天下り人事というものについて十分検討すべきだと思ひます。

それから、ちよつと忘れましたが、先ほど、現地で首を長くして待つておる業者の方々にという配慮がありました。今回もこの事件で、もしもすべてを明らかにしなければ話が進まないというところでは破産を待つておる業者が大変な迷惑をするわけですから、これは法にちゃんとあるわけですから、当然順調にそのことは実行される、こういうことですね。そのことをちよつと伺ひます。

○浜岡政府委員 ただいまの御指摘は、現在設備共同廃棄事業をやつております七業種につきまします、六十年度の残存融資約百五十五億円でございまして、これも遅滞をしておるというところについての御指摘かと思ひますが、先ほど同じような事情がございまして、確かに、御指摘のように設備

は既に破産をいたしまして待つております企業が四千六百あるわけでございます。しかし、現在こういうような事業についてのいろいろな御批判をいただいております時期でございますので、私もといたしましては、この破産をいたしました設備につきまして関係団体に、すべし一度洗い直しをするよう求めております。また、一万九千近い台数でございますけれども、そのうちでできるだけ多数の割合、なかんずく燃糸工連につきましては全数を、通産省通産局、関係府県の職員によりまして、現実にいわば公的なチェックをやるというふうな手続を踏んでいく段階でございます。

私もといたしましては、このスクリーンを経まして問題がないと認められるものにつきましては、こういうふうな非常に苦しい組織業界情勢でございますので、融資決定はやらせていただくかなければいけないだろうとは思つておるわけでございますけれども、念には念を入れておるようなことでチェックをいたしておるわけでございます。その辺のチェックをいたしました上で、やはり行くべきことは行くという方向で対処していくということをお願いをいたさ、また御容察いただければありがたいと思ひます。

○浜西委員 大体おおよそ実施をする。多少今の言葉でいくとおくれるような気がいたしますが、早目にやつてもらいたいですね。あつものに懲りてなますを吹くように余り問延びたいと懲りかえつて罪のない業者の人たちが迷惑をこうむるわけですから、その点はしとこの場で言つておきます。

それから、さつき言ひましたが、委員長、ひとつ理事会に諮つてもらつてその扱いを決めてもらいたい、お願いいたします。

○野田委員長 ただいまの問題は、後ほど理事会で協議をいたします。

○浜西委員 それじや理事会でお願いします。さて、本題に戻ります。情報処理の促進に関する問題につきまして質問をいたします。

そこで、私は少し広い立場でこの問題をとらえ

てみたいと思うのです。この情報処理問題の法案以外に、これと関連のある、類似した、これから二十一世紀社会を目指しての通信産業、通信情報、こういうものを網羅したいいろいろな施策が行われることになるわけですね。これはそのうちの一つだと私は思っています。

さてそこで、無理にこの情報処理の中でやらなくとい問題ですけれども、しかし触れておかなないと自身の問題で疑問が生ずるから質問するのですが、一九七七年にできましたところの三全総、つまり日本国土の総合開発の立場から漸次それが組み立てられて、今のところ三全総が適用されておるわけですね。四全総が出るだろうということをやはり我々も期待しておるわけですが、その三全総の中身では定住構想、つまり産業の定住、それに勤務する労働者の定住、しかも地域的にバランスをとってやる、こういう自然環境を大事にし、生活環境も大事にしながら、そして生産環境というものを打ち出していますね。

これから先、日本列島全体がネットワーク時代に入ってくるであろうし、また、そのことを目指して技術者の養成だとか、そういう汎用のプログラムだとかいうことに行かなければならないと思っております。そうすると、現在四全総の中に通産省の一連の計画、二十一世紀を目指すところの、情報化社会を目指すところのこれらの問題点がどの程度それらと関連連を組む立てられおるのか。中身を言えば四全総は大体どんな内容になるだろうと想定しておるのか。この辺について、基本的な問題ですから冒頭に伺っておきたいと思います。

○黒田(明)政府委員 ただいま四全総は、国土庁に設置されております審議会が議論が行われている最中でございます。審議の状況は、それぞれ四全総で取り上げられそうなテーマを幾つか選びまして、いわば部品の議論をしていく段階にございます。これからそういうものを審議会に諮りまして、恐らく骨格を形成していくわけにござりますが、総理が施政方針演説で、ことしの秋ごろこ

の計画をつくりたいということにござりますので、そのテンポに合わせてこれから国土庁が骨格づくりに入る、その過程で当然私もにも相談があるもの、こういうふうになっておまして、現在のところ、どういうふうになるかという最終的な姿についてはちょっと申し上げられない、つまりまだわかっておらない段階でござります。

○浜西委員 四全総との絡みではここではわかりませんが、では三全総というものは当然理解しておられると思ひます。その三全総と、産業構造審議会の情報産業部会基本政策小委員会の四つの提案、つまり地域情報化を目指しておるわけですが、これらとの絡みではどの程度連携をとって今日このようになっているのか、その辺お願いいたします。

○杉山(弘)政府委員 御質問の点についてお答えを申し上げますが、産業構造審議会情報産業部会基本政策小委員会が四つの課題の提言がござりましたが、その中に地域の情報化の御指摘があるわけにござります。

御案内のように、地域間の情報格差というものがある存在をいたしておまして、放置をいたしておきますとそれがますます拡大をするということになってまいりますと、これからの地域開発という観点からも非常に重大な問題である。したがって、地域の特長を生かした地域の情報化を進めていくというのがその御指摘でござりました。この点につきましては、私も、従来から幾つかの対応を講じてきております。一つは、御案内のニューメディア・コミュニティー構想ということ

でございまして、これにつきましては既に二年度にわたりました十七地域を具体的に指定をいたしまして、その地域におきます地域の実情に即した新しい情報化の基本構想を設定し、またそれを現に実施をしていくという団体等に対しましては、出資その他の面でいろいろ助成をしていくという構想でござります。また、六十一年度にいてもさらに追加指定を考えておるところにござ

います。また、六十一年度からは、各地域の通商産業局を中心といたしまして地域の情報化ビジョンというものもつくってまいりたいと考えております。

こういったことのほかに、今国会には民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法というものを御提案申し上げておまして、その中では、地域開発のための必要となる幾つかの基盤施設の整備の一環といたしまして、共同情報処理施設等の情報化基盤施設の整備につきましても積極的に助成をしてみたい、こういうことでやっておりますが、地域の情報化問題につきましましては今後とも一層力を入れていきたい、かように考えておるところにござります。

○浜西委員 そこで、私が重点的に考えておるのは、冒頭にも言ったと思いますが、地域の特長を生かしながら地域での産業もハイテク時代に合せていろいろ考えておられる、それはそれで考え方はいいのですが、その情報処理というものの関連で、内需拡大というものを絶えずこれから追い求めていかなければならぬと思っております。その辺の私の考え方と通産省、あるいは通産省以外にこれはまた別の法案にも多少関係するかも知れませんが、郵政省あるいは建設省、運輸省、それぞれがいろいろ内需拡大という視点でそういう問題提起の中でやられており、今からやろうとしておる。こういった問題についてこの際伺っておきたいと思うのですが、この情報処理の促進と内需拡大という関連について、簡単にいいでするか特徴的なものを、大体何をどのようにするの。

一つ例を挙げれば、私が一番よく知っていることは、郵政省の場合は山口ニューメディア・センター、これは一体どんなようなもので、これからどう進めていくこととするのか。

それから通産省でいけば、私の関係でいきますと宇都の新都市テクノポリス、この中におけるところのテクノセンターというものはどのような構想で、将来どういう方向で、例えば中小企業もこ

ういうふうな吸収してとか、地域産業の発展の指導的な役割を果たすとか、いろいろな考え方があると思ひますが、そういう問題、見直し、内容。それから建設省の場合、これは下関の情報文化センターということで、内容は私もわかりませんが、一つ例を挙げれば大体類推解釈できると思うので、建設省の場合は、下関の情報文化センターとは大体どんなような格好でいつごろどうしていくのか、ねらいは何か、それをお願いいたします。

それから運輸省の関係、運輸省は港だと思ひます。下関港の東港、東地区というのですか、これの再開発等は大体どのようなものを想定をしているのか。

この中には将来の情報化社会、今回提起をされておるところの情報技術、これらも当然この中に非常に役に立つというふうな全国ネットワーク情報化社会を目指しての関係があるのかないのか。そういった中身をそれぞれここで言ってもらえば、私も日本で日本列島全体のおよその各省がやっていることが網羅的にわかると思ひますから、それをお願いいたします。

○杉山(弘)政府委員 それでは、私からまず一般的な考え方及び通産省関連の山口県に關します問題というところについて御返答いたします。

情報処理の關係が内需の拡大に重要な効果を持つというところは、先生御指摘のとおりでござります。情報関連産業、現在約十三兆円でござります。これが順調に発展いたしますと、昭和六十五年には二十五兆円くらいになるんじゃないかというふうな推定もござります。

点に寄与する程度も低い。そういう意味から、今日のような時代におきましては、特に重点的に需要拡大のために対策を講じていくべき事柄ではないかというふうに考えておるわけでございまして、先ほど御答弁の中で申し上げましたいわゆる民生活関連法案と申しますのも、そういう目的で出たものというふうに理解をいたしているわけでございします。

ところで、先生御指摘の山口県下におきまして民生活関係プロジェクトということでございますが、私も承知いたしておりますのは、宇部テクノポリスの母都市機能強化のために、現在メカトロニクス関係、セラミックス関係、さらにはバイオテクノロジー関係等の先端技術の研究開発力を強化すべく、開放型の研究施設の設置構想というのがあるようでございまして、この設置構想について先ほど申し上げました民生活法案による助成措置を活用したいということを我々は承知をいたしておりますところでございします。

○米澤政府委員 郵政省関連の施策につきましては、内閣府大問題についてお答え申し上げたいと存じます。

郵政省におきましてはテレトピア計画の促進をやっているところでありますが、テレトピアのみならず、昨年四月からは電気通信事業法を施行いたしまして、電気通信事業への新規参入を認めたところとございします。そういった新規参入の電気通信事業者の新規設備投資というものについても、内閣府大の効果と考えられると思うところでございします。

さらに、地域の情報通信の高度化施策といたしまして、先ほど先生御指摘のテレトピア計画を持っております。このテレトピア計画については、現在五十三の地域を指定いたしております。そこでおのおの地域の情報通信の高度化が計画され進められているところでございします。こういったところでも内閣府の拡大効果が出てきているところでございします。

さらに、CATV等の振興等がございまして、

CATVの関係についてもこれらの内閣府大効果が期待されますし、さらに新しく電気通信の技術開発の促進を進めておりまして、基礎技術研究促進センターからの融資、出資等によりまして、この技術開発分野についてもそういった内閣府の拡大効果が期待されるのではないかとこのように考えている次第でございします。

先生御指摘の山口県のテレトピアの計画につきましては、山口市を中心といたしましてニューメディア活用による都市の発展、都市連合形成の推進といったようなことを目指しまして、商店、タウン情報ネットワークシステムとか産業情報ネットワークシステムとか社会教育データベースシステムといったようなシステムについて、いろいろ計画推進を進めているところでございします。

○横内説明員 お答えいたします。建設省といたしましては、情報化とか国際化に対応いたしました新しい町づくり政策といたしまして、新都市拠点整備事業というものを六十年度から実施いたしております。この事業は、国鉄の操車場跡地といったような比較的大きな土地を種地といたしまして、二十一世紀に向けての当該都市の新しい都心づくりというものをやっていく事業でございまして、昭和六十年度から現在実施しておりますのは、横浜のみならず21地区、それから神戸ハーバーランド地区というのがございします。それから下関の細江地区というのがございします。この三地区で事業を実施し、さらに調査地区といたしまして五カ所で調査をしているところでございします。

この新都市拠点整備事業におきましては、二十世紀に向けての新しい業務都心というものをつくっていくわけでございします。その中核的な施設として情報センターというものの整備が必要であると考えておりまして、この事業の一環として推進しているところでございします。

ただいま先生御指摘の下関情報文化センターも、下関細江地区における新都市拠点整備事業の中核的な施設でございまして、周辺に立地いたし

ます企業等に対するさまざまな情報のサービスをする施設でございします。内容は、コンピュータセンター、共同利用のデータベースサービスルーム、それから地域情報サービスセンターといったものでございします。昭和六十三年から六十五年度くらいに事業を実施すべく、現在地元の下関市、山口県において計画を策定しているところでございします。

○宇多説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、地域の情報化というものにつきましまして運輸省は若干立ちおくれているという感じがございします。今後運輸省としても積極的に地域の情報化というものを進めてまいりたいと考えております。

民生活法案におきましては、港湾の業務の高度化ということに対象業務となっておりますけれども、情報処理の促進に関する業務というものは含まれておりません。

運輸省といたしましては、この一月十四日に運輸政策審議会から「運輸における情報化を円滑かつ適切に推進するための基本的方策について」という答申をいただいております。その中で指摘されているように、特に港湾は都市に比べて電波障害が少なく、安価で広い用地を確保できるという点からテレポートとして活用していこうという機運がございします。この点につきましても積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

先生御指摘の下関港の再開発につきましては、詳細は承知していません。

○浜西委員 それぞれが関係する民生活関連の内容はざっとわかりました。これから先の情報通信の発展を想定しますと、商業的にもあるいはそれだけの市民生活の上にも大きくこれが貢献することは間違いない、そういった意味で私は大賛成であります。

最後に、郵政省に聞いておきます。これから光ファイバーなんかを通じて端末機と端末機、こういうコンピュータというものを途

中に介在させながら日本列島が、まあそれぞれの省庁がやるわけですが、個人のプライバシーの問題、いっぞや電話線が火事になったけれども、そういうセキュリティの問題、総合的に違う機種と機種をつなぐような接点の問題、国際的なオンライン化、将来構想などいろいろの問題があると思うのです。

郵政省としては、通信をつかさどるところとして、それらの問題についてそれぞれの省庁とよく連携をとって総合的な計画というのか、そういうことをやるべきだと私は思うのです。あるいは国益に関係することがあるかもしれないし、そういったセキュリティの問題とか個人のプライバシーの問題、犯罪防止の問題等について何か統一的な考えがあれば、この際何っておきたいと思っております。

○米澤政府委員 情報通信の問題につきましては、その技術的な発展によりまして国民生活、経済社会生活、あらゆる活動分野に深く浸透してまいっております。非常に重要な役割を果たしてきていると存じます。

今御指摘いただきましたコンピュータ同士で通信ができるような通信規約を決めていく問題とか、いろいろな犯罪、不正行為による問題点のありますデータ保護とかセキュリティの問題等が現在指摘されているところでございします。私ども、こういった問題にも郵政省の立場からそれぞれ取り組んでいくところでございまして、積極的な対応で今後の来るべき高度情報社会への円滑な移行のために貢献したいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、こういった問題は複雑多岐にわたっております。いろいろな分野に関係してきているところでございします。したがって、他の省庁にも関係する分野が出てまいります。そういった分野につきましましては、おのおのよく連絡をとって進めてまいりたいと考えております。

○浜西委員 時間が少し超過しましたが、終わります。

例えば、せんだつて審議いたしました航空機工業の振興法のやつは、そういう動きが出てから大体一年くらいでできたのではないかと思ひます。あるいは、内容は違ひますけれども、国鉄の合理化の法案なんかは案外早くそろつたようでありまして、方向が決まれば、そういうものに就いての調整をしながら進むということとは明らかになつてくると思ひますね。

だから、そういうようなことを示していただかないと、後で触れます地域情報化なんかの進め方や何かによっても相当変わってくるんじゃないか。今のところはまだそう全国的に広がったという状況ではございませんから、まだ今はそう混乱が起きるような状況にはない。しかし、これがどんどん発展をしていきますと、そちらの方の体制がきちんとはならないという、逆に混乱を引き起こす。そのことが逆にまた情報産業の発展に阻害になったりということも憂慮されるわけでありまして、そういう見地から申し上げて、政府の内部としてはそういうものに取り組もうという姿勢に今全体としてなっているんですか、この辺がちょっとまだはつきりしないと思うのです。

通商産業省としては、何かそういうことでいろいろなことをやられているように今受け取ったわけでありまして、政府全体とすれば、そういう目標に向かって今進もうとしておられるのか、おられるとすれば、見通しというものが程度あるんじゃないか。大体一年後を目標にしようとか二年後を目標にしようとか、期間が決まらなくてはならない。早く急ぎやろうとかというように、何かこの目標というものは当然出てくると思うわけですが、そういうあたりはどういうものなのでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 政府全体の動きにつきまして私から御答弁するのはいかがかという感じもいたしますけれども、情報基本法をつくったかどうかということにつきましては、残念ながらまだ各省庁との間のコンセンサスにはなっていないのではないかと、まだ若干時期尚早なんではないか、そういう雰囲気があるように見受けられると思います。

と申しますのは、やはり情報基本法といううなものをつくりましたときに、基本法に基づいて講ずべきことをうたわれました施策について政府としてこれからどうするかということにつきましても、ある程度のもくろみ、公算というものがなく、これは基本法としてまとめると

いうわけにもなかなかないのではないかならうかと思えますが、そういう中で、先ほど御答弁申し上げましたセキユリティー、プライバシーの保護の問題等につきましては、これを法的にどうするかということになってまいりますと、そう簡単にはまいらないのではないかと気がいたすわけでございます。

ただ、この問題はもううってはおけませんので、先ほど申し上げましたように、個別問題につきましては各省庁との間でいろいろ対応を考えておりまして、セキユリティー問題につきましては、まだ法的にこれを規制するというのは時期尚早ではないか。むしろ、政府としてガイドラインをつくるということにどうとどめようかという面は妥当な面ではないか。そのガイドラインをつくる場合には、各省庁がばらばらにつくると国民が迷惑をいたしますので、共通的なものは政府一本でまとめ、個別業種に関連するような問題についてはそれぞれ各省庁が特色を持ってこれをお示しするという格好にしたらどうか等々、基本法の制定につきましては時間をかけていかないといいませんが、その間何もしないというわけにはまいりませんので今のようないくつかを続けておりますし、それから、法律化できる問題につきましては、先生御指摘の無体財産権に関してはプログラム権利法、権利の保護につきましては著作権法の改正をいたしましたし、私もチップの回路保護法も御提案をいたして成立させていただいております。また、データベースの著作権保護の問題につきましては、今国会に文部省の方が法律改正案を御提案をする、また労働者の雇用形態の変化に対応するという問題につきましては労働者派遣業法が成立するというところで、既に各省庁それぞれに対応してきていると思うわけでございます。そういう面での情報化の進展に遺憾があつてはなりませんが、ただいまの時点の段階におきましてすぐに情報基本法ができるかということになってまいりますと、繰り返すようにございますが、まだ若干時期尚早かという感じがいたします。

ただ、この問題につきましては、私も似たような必要に迫られて全く否定をするわけではございませんので、なるべく早くそういうものができればいいと思っておりますし、つくりたいという方向でこれからも努力をしてみたいと思っております。

○奥野(一)委員 私は従来から主張しておりますように、これは急いだ方がいいというのは私の持論でございます。それは、例えばそういうものがなくて混乱をしたときに問題になってくるからできるだけ急いだ方がいいんだ、こういう立場であるわけですが、これは次の方とも関連しますので入りますが、情報というものがその効果を十分に発揮するということとは、どこかで情報を持つておたつたためです。その情報が必要とするところに正確に迅速に伝わっていくことだと思っております。それが有効に活用されていくことだと思っております。ですから、そういう面からいけば、大企業情報というのは最初は中央に集まる。それが地方に分散されていく。あるいは企業でいえば大企業に集まって中小企業の方へ行くという形になっていくわけですが、ですから、当然地域の情報化というのについても早急に整備をしていかなければ十分な効果を発揮するに至らない、こう思っているわけですね。ですから、私も前は前回のときにも地域情報化というのに対応する対策を早急に立てるべきだということについても申し上げてきたつもりであります。

きょう午後からまた審議をされます中小企業の指導法やなんかについても、これと関連をしてくるものだというふうに思っているわけでありまして、けれども、あの中身について本当は今入るわけにはいかないと思うのですが、あれにも若干私は意見がございます。例えば中小企業の情報化に対応するいろんな手だてを講ずる場合であっても、あれだけで果たして十分な体制がとれるのかというと、それはいいという内容のものもあるわけでありまして。

まして、今度は地域の情報化というものをきちんとしていくということになった場合、先ほど各省の話をつつと、浜西議員の質疑の状況を聞いておりましたけれども、反面困るという印象も実は受けたわけでありまして。各省庁が一生懸命やられるというところはいい、しかし、そのことが各省庁のセクトと言つては語弊がありますが、その範囲内だけでどんどんやられていくという、先ほど言ったように地域の中では逆に混乱を起す。政府の方は運輸省だの通産省だの建設省だのと分かれていきますけれども、受けとめる方の地域というのは一つです。そこへ違った形のもものがばんばん入ってきたら、かえって困るということになると思うのです。

だから、そういう地域の情報化の対応というのについては、本来ならばもっと政府の方で意思統一をした上でやってもらった方がむしろいいんじゃないか。これは前回の審議の際にもし申し上げた記憶があります。郵政省の方の施策が出るあるいは通産省の方の施策が出る、地元の方では、一体これはどう違うんだろ、何なんだ、こういう戸惑いというものがあるわけでありまして、そういう戸惑いの情報化の対応というのについては、どこか調整するような機関が必要だと私は思うのです。これは本来経企庁がやる仕事かなという感じもいたしますけれども、そういうようなものをどこでやるということになっておるのでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 ただいま御指摘のありました点につきましては、私も昨年の法律改正の際に、地域情報化問題についてもこの際立法化措置を講ずべきではないかということで各省庁にも御提案をしたわけでございますが、その段階ではいろいろ問題がございまして話がつきませんでした。おっしゃいますように、地域の情報化を進めるに当たってその必要性を感じるのは地域であるけれども、それに対して各省庁がばらばらになつては困る、ごもっともな御指摘であると思っております。

この点については、先ほど申し上げましたセキエリティー問題とかプライバシー問題とかについては、現実具体的に各省庁の連絡体制というものがいまだ設置をされていないわけでございますけれども、だからといって地域の方々に御迷惑をかけるということもあってはならないと思えますし、私も私どもはもとより地域情報化に関する対応を進めるに当たりましては、やはり地元の方々の御意見をまず第一にということと考えてやっていきたいと思っております。中央から地域の情報化問題についてはこうすべきだということを押しつけるという態度はとるべきではないということで、地元の御意見を中心にこれまでニューメディアコミュニティ構想等々を進めてまいりましたわけでございます。

それから、今回国会に御提案をいたしておりますいわゆる民法法案の中で、地域の共同の情報処理関係、さらには郵政省関係の情報通信施設といったものにつきましまして助成するということにつきましても、これは御案内のように、当初四省庁からそれぞれ法案が提出されたわけでございますが、この点につきましましては四省庁の間での調整を進めまして、一本として御提案をいたしておりますし、先生御指摘の点につきましましては今までもかなり気を付けてやっておりますけれども、これからはその点については十分配慮しながら対策を進めてまいりたい、かように考えております。

○奥野(一)委員 確かに地域のいろんな意見なり要望を聞いてやるということは正しいと思うのです。ところが逆に、前回のときにもちよっと申し上げましたように、地域の要望を聞く前にもうスタートしていつているわけですね。テレトピア構想だのコミュニティマーケットとかとか、いろんな似たようなのがどんどん先に入り込んでくる。地域の方では逆に全体像がつかめない、全体像がつかめないうちに、どんどん政府の施策の方が先に先行しているというように感じを地域の方はむしろ持っているという感じが受けておられるので

す。ですから、仮に要望を出せ、こう言われてみても、地域の方ではそういう全体像がなかなかつかみ切れないものだから、どうしたらいいんだろうと逆に戸惑っているという面が私はあるような感じがしてならないわけです。

私も地域の中で、将来情報というものはこういうふうになつていくんだというような説明などをしてまいります。そうすると、いや、それはどうなんだ、郵政のやっているのとどう関連するのだ、あるいは建設省なり運輸省なりがやるものとして、あるいは関連するのだということ、むしろ地域の方が戸惑っているという印象を私は受けてきているわけです。したがって、これは一つのもっとも

のと言葉が妥当かどうかはわかりませんが、けれども、地域情報化というものは将来の例えば二十一世紀なら二十一世紀を展望すればこうなりまう、こうなりまうが、この部分は現在通産省が扱います、この部分は郵政省が扱います、これは運輸省、建設省、こう示してやると逆に地域の方でははつきりするのではないかな、こういうような印象を受けているわけなんであって、ですからそういう面の地域情報化対応策というのでしょうか、そういう全体像というものをこの際示しておく必要があるのではないかな。

もちろん、これはそうすると各省庁にまたがっていくわけでありまして、どうも今までのお答えを聞いてみるとそれがなかなか難しいという印象を受けるものですから、そうすると、今出ているような法律案だけが先行していても、十分な成果を上げるということはなかなか難しいのではないかと認識を持つのですから、再度またそういうことについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○杉山(弘)政府委員 先生御指摘の点につきましても、私も六十一年度から各地方通産局のプロジェクトを一つの単位といたしまして、地域情報化ビジョンというものをつくつてみたいと考えております。その趣旨は、地域の特殊性にに応じたこれから

の地域の情報化を進めていくに当たって、将来の全体像というものをどう考えたいかということについて少し具体的に御示しをしてみたいということを考えているわけでございます。

それで、この点につきましましてはあるいは通産省だけでやるのはどうかという御批判もまたあるうかと思ひますけれども、私もその場所を提供する、政策の手段を提供するというところでございまして、その中に盛り込みます情報化ビジョンの内容につきましましては、先ほど申し上げましたように、地域、地元の方々の御意見を尊重してやっていきたいと考えております。そうした中で、その情報化の将来像を表現していくためにどういう対応をしていったらいいか、そのために利用する政策手段としては、例えば通産省のこういう対策もあり得るでしょう、郵政省がやりになっている、こういう対策も利用可能でしょう、また運輸省、建設省等々もこういうことを考えておられますというように、いろいろな紹介しながら地域の方々の御便宜に資してみたい、こういうことを考えておりますので、今先生からいろいろ御指摘のございまして、この点につきましましては、地域の情報化ビジョンをつくりまう過程におきましては十分心してやってまいりたい、こういうふうな考え次第でございます。

○奥野(一)委員 私の考えからすればいいことだと思ふのです。ただ、こういう動きが出てきた当初は、いや郵政省の縄張りであるとか通産省の縄張りであるとかあるいは文部省だ、いろいろなところ、争いと言つては語弊がありますが、そういうようなことがあつた時期もありましたけれども、今考えてみますと、やはりどこかにある程度少し名のりを上げてもらわないと、まとまるといふか、まとめていくという機運が出てこないおそれもある、そういう感じがするわけですから、地域情報化ビジョンですか、そういうものなにかは、できれば非常にいいことだと思ふのです。

【与謝野委員長代理退席、委員長着席】

その中ではぜひ各省の動きなども紹介をしていただいて、それに基づいて地域の方々の意見を聞く、これは地域にとりまして大変いいのではないかな、こう思ひますので、これはぜひ強力にお進めをいただかなければならないと思ひておりますので、その辺はひとつ十分配慮をしていただきたいというふうに思ひております。

それから、先ほどちょっとお答えがございましたセキエリティーの問題、各関係省庁にいろいろな部分にわたつては、御案内のように、御案内のとおり我が党の方で議員立法で法案を二本出ししております。プライバシー保護基本法、それから個人情報処理する業者に対する規制の法律案、この二本を出しているわけでありまして、あるいは内容をごらんになったかどうかかわかりませんが、急がないとこれがまたいろいろな犯罪につながつていったりということから、今提起をしているわけでございます。

先ほどおかれていた原因や何かについて若干お話がございましたけれども、これはどうなんでしょう、政府内部の方では、やはり一つにまとめて出そうという機運に今なっているわけですか、それともどこかの省でそういうものを出そうということになつてはいるのですか、その辺をちょっと聞き漏らしたような感じがいたしますので……

○杉山(弘)政府委員 今各省庁が寄り寄り集まつて議論をいたしておりますのは、先ほども申し上げましたように、行政機関が保有をいたしております個人情報、プライバシー保護についてどう対応していくか、こういう問題でございまして、情報に関するプライバシーの保護と申しますと、それ以外に民間部分の持つております情報については、プライバシーの保護をどうするか、こういうこととございまして、政府内部の方では、それはそれぞれ担当省庁において考えるべきこと、こういうこととございまして、行政機関の持つてい

をいたしております。こういう状況でございます。

○奥野(一)委員 行政機関の持っているものはどこかで一本にまとめてやろう、そういうことなんです。もちろんそれが一番妥当だと思いが、問題は民間でございます。これは各省庁ごとにやったらいけないかということですが、その辺はちょっとそれでいいのかな、こういう感じが私はいたします。これはどうなんでしょう、通産としては、いやその方がいいというふうにお考えになっていませんか。

○杉山(私)政府委員 社会党の御提案になっておられますものでは、個人情報処理業務について許可制をとる、こういう案というふうに承知をいたしておりますが、個人情報というところで考えますと、いわゆる情報処理業者だけが持っているということになるのかどうかということになりますと、ちょっとこの点問題があるように思っています。卑近な例で申しますと銀行にいたしまして、また私どもの省庁の関係といたしまして、例えば消費者信用の関係の業者が持っている情報といたつたようなものもございますので、情報処理業務という観点からはあるいは通産省だけでやるのかもしれないが、それだけでは不十分であるし、また情報処理業者が処理する情報の中には、個々の、先ほどの例で申し上げました銀行とか個人信用業者の持っている情報というものを処理するということになるかと思いますので、そのあたりはちょっと私どもだけではまとめかねるという感じがいたしますし、むしろ現在の各関係省庁のお話し合いの中では、それぞれの事業に関する個人情報保護の秘密保護というのを、それぞれの事業を所管する、例えば銀行に関する個人情報の処理ということになりますと大蔵省が考える、消費者信用情報というところになりますと通産省の方で考える、こういうふうな事業に着目して検討していただく方がよくはないだろうかということで、個人情報についてはいわゆる事業所管ごとに関係各省庁がそれぞれ検討する、こういうふうなことになる

いるというふうに承知をしているわけでござい

○奥野(一)委員 検討する場合には、確かにその持ち分持ち分の得意があると思えますからそれでいいと思うのだけれども、それは検討してそういう対策を立てる法律案も各省ごとにばらばらに出すというふうになつていくのか、あるいは各省庁で検討したものを一つに集めてそういう法律案にするという動き、どちらの方でしょうか。

○杉山(私)政府委員 先生おっしゃいますように、各省庁それぞれまとめて一緒にやれるということになりますと、これは非常に望ましいことかと思ひますが、残念ながら、現状は必ずしもそうなっておりませんで、むしろ必要度の強いところからまず手がつけられているという感じでございます。例えば私どもの関係でまいりますと、消費者信用情報につきましてはプライバシーの保護を図る必要が特に強いということから、割賦販売法の改正の中におきまして、御案内のように、必要に応じて集めた個人の信用に関する情報については目的外には使つてはいけな、こういう規定を既に盛り込んでおるわけでございます。

また、個人信用情報につきましては、それ以外にも通産省からの通達によりまして、例えば間違つた情報がインプットされているのでそれについて個人の方から訂正要求をいたしました場合には、情報を持っていて側は訂正要求を当然のこととして受け入れなければいけな、情報については滅失、漏えいしないように取り扱わなければいけなというふうな通達を出してやつております。

これは、当省所管の個人に関する情報のプライバシー問題ということになりますと、やはり最大の問題が消費者信用情報だ、こういう実際の必要性から既に手をつけているわけでございします。で、これからの動きとしてここで申し上げるのは若干早計かとは思ひますが、むしろ必要度、重要性に応じて重要な部分から逐次手がつけられていく、これが現実的な方策かな、こういう

感じがいたしております。

○奥野(一)委員 最近、コンピュータ犯罪というの当初から見ますと急増してきているわけでありまして、当然犯罪防止ということなんかもこれからは相当重要視していかなければならなくなつてくると思うのですが、これは所管というとはとんど警察庁ということになるのでしょうか。しかし、そういう場合でも根元はそれぞれの省庁です。今のようなものであれば当然通産省ということになるわけですし、銀行関係のカードの暗証番号を盗み取るなんというのは大蔵省ということになるかもしれませんが、しかしこれだけは恐らく警察庁が一本にまとめてそういうものをやられるということになるのですか。そうでなくて、今言われたように各省庁のいろいろなものの中に入れていくということになっていくのですか。

○杉山(私)政府委員 いわゆるコンピュータのセキュリティ対策の中でも、犯罪対策という観点からお話でございます。私もセキュリティ対策というところで申しますと、おっしゃいました犯罪対策のほかに、システムが動かなくなつた場合の社会的、経済的な影響にどう対応するかという問題もございしますし、先ほどお尋ねのございましたプライバシーの問題も一種のセキュリティ問題といふふうに考えておりますが、犯罪問題につきましては、これは警察庁の方でもいろいろ御検討中と伺っておりますが、これは主としてコンピュータ犯罪に対して現在の刑事法制がそれに十分対応できるのかどうか、追加的に新しい立法を必要とするのかどうか、そういう観点から御検討が行われているというふうに承知をいたしております。

それから、実際にそういう法制を整備いたしましても、犯罪が発生しないようにする、そのためのいろいろな対策というのは、警察庁以外のところでも担当する分野が多かろうと思ひます。実は、落としたカードの暗証番号をカードリーダーというものにかけますとわかるような仕組みがあるというように先ほど週刊誌などで紹介さ

れておりましたが、この点につきましては、機器の構造上あるいはその販売上の対策からいって、そういうようなことが広く行われないようにするというようなことも必要ではなからうか。こういうような分野になつてまいりますと、これは通産省の担当ということになります。

若干蛇足になりますが、現在売られておりますカードリーダーの中には、金融機関向け以外には、そういう暗証番号の解説ができないようなシステムのものをつくつて販売をしているというふうなこともございします。それから、むしろシステム全体として犯罪予防ということも必要でございます。承知しておりますところでは、銀行のカードの暗証番号というのは、二度間違つたものを押しますと、三度目に押してももうそこで全然通用しなくなる、こういうシステムの間からそういう犯罪が発生するのを妨げるようなこともいたしております。

こういった点につきましては、私どももある程度共通的なものは出せるということを考えておりますし、これまでもやつてきておりますが、今各省庁でいろいろ議論しておりますのは、犯罪防止に限らず、システムダウンに対する対応、さらには火災等があつた場合の影響といったようなことについてそれぞれ各省庁が検討しておりますが、その中でいけば総論的なもの、通則的なものについては政府全体として何とかつくりたい、こういう方向で今努力をしておるところでございます。

○奥野(一)委員 この問題なんかも、前段に申し上げましたように急がなければならない問題でありまして、ある点ではこの種のものはいくつか問題でもいいのではないかと気がいたします。悪ければ後でまた手直しをするぐらいで、むしろ急いでやらないうと間に合わない。悪いことをする者だけが得するなんというふうな状況では困るわけでありまして。農工商事の二の舞いにならないようなことを当然考えていかなければいけないと思つておるわけでありまして。

時間がありませんので、次にちょっとお尋ねしておきますが、現在ソフトウェア危機だ、こういうようなことから、前国会でも情報処理の促進に関する法律というようになことでいろいろと対応策がとられてきているわけでありますが、端的に言うて今どういふものが一番不足をしているということになっているわけですか、プログラムならプログラムの中で。

○杉山(弘)政府委員 いわゆるソフトウェア危機、クライシスというように言われておりますが、全体としてソフトウェアの製作に従事をしていました技術者の数が不足をしているというところでございます。最近時点では四十万人を超えるプログラム作成の技術者がおりますが、これが五年後には百六十万人ぐらゐり必要になる。それに対して供給は百六十万人程度しか見込めない。差し引き六十万人程度のソフトウェア関係技術者が不足する。こういうことでございまして、これを何とかカバーしていきたいということで今までも我々努力をしていくわけですが、そういう対策の一環といたしまして、私どもできれば、それぞれコンピュータの利用者が独自のソフトウェアを御注文になるということではなくて、できるだけ共通に御利用いただけるソフトウェアについてはこれを御利用願うということがかなり有効な対策になるのではないかと。

そういう意味で申しますと、日本のこれまでのソフトウェア業の動きを見てまいりますと、汎用ソフトウェア提供についての十分な能力がない、またそのために市場が育っていない等々のいろいろな問題があるように思われます。できるだけ優秀な汎用ソフトウェアというものをこの世の中に送り出して、できるだけ多くの方に使っていたら、こういうことが当面必要なことなのか、こういうふうにご考慮されているわけでございます。

○奥野(一)委員 これは私、何かの経済雑誌でちょっと読んだ記憶があるわけですが、今言われています汎用ソフトウェア関係について、今それをつくる技術者が非常に少ないということが

言われているわけなんだけれども、私が読んだ経済雑誌の中で、例えば半導体の場合もそうでしたし、それからパソコンももう既に過剰生産のようにな形になって価格が低落する傾向が出てきている。今の場合も、この場合をそれじゃ一体先行きの見通しというのは、何かいたいた資料の中には表は出ていました。このくらいまだあれだということになることが出ていましたけれども、半導体とかパソコンなんかの状況を見ておいて、こっちの部分だつてどの程度までそういう状況になっていくんだらう。

今技術者の関係では百六十万人必要なんだ、こう言われているけれども、仮に百六十万人の技術者を養成してみた、さあその段階になったらもうこれはほとんど、需要がなくなるといふことはないかも知れませんけれども、伸びがなくなってしまうって、過剰生産のような感じが仮になつてしまふということになると、これまた産業としては一つの問題にぶつかっていくことになるんじゃないか。その辺の見通しというのはどういふふうになっているのですか。

○杉山(弘)政府委員 ソフトウェアのこれまでの需要といふのは、年率で二〇%以上伸びておるわけでございます。先生御指摘のように、半導体の他、最近では極めて不振ではないか、それとの関係でこれからの今後のような二〇%の伸びが期待できるのか、こういうお話でございますが、半導体の不振の方は、どちらかといふとむしろ供給能力の方が需要に対して過大になつてしまつた、むしろそういう点からの一時的な不振でございます。やはりこれにつきましても、年率にしますと二〇%以上の伸びは、これから長期的に見ますと期待できるのではないかと、この一般的な判断のようでございます。

もう既にソフトウェアにつきましても、現在でも注文をいたしましてから二年ぐらいたちませんとでき上がらないというふうな状況になつてきているようにございまして、これをこのまま放置いたしますと、お手元に差し上げてございましてよ

うな資料のようになつてしまつて、非常に技術者が不足して、その結果として納期がさらに長くなる、価格ももっと高くなる、こういうことになりまして、せっかくコンピュータを設置してもなかなか使えない、こういうふうなことになるは大変なことで、今いろいろと対策を考え、今回の法律改正案もお願いをしているところでございまして。

○奥野(一)委員 そういう見通しであるということになると、一つは安心するといふ手もありますが、しかし、これは先ほどから申し上げておりますように、情報を実際に必要とするところに伝達されていかなければならないといったように、大企業の方から中小企業の方にそれが落ちてくる、あるいは関連する取引先の方にすべてそういう端末のものが整備をされていくということも一つの前提になつていくわけですね。そうすると、それはそれなりの対策が当然必要になつてくる。中小企業指導法なんかもその一面だといふふうには理解をするわけだけれども、前段に申し上げましたように、あの中身だけで果たしてそれじゃ対応できるのか、こつちの方がどんどん先行していつても、受ける側の方が今度、受ける側という表現がいいのかどうかかわりませんけれども、そつちの方の体制が逆に整っていないと何か空回りしてしまう、私はそういう感じを受けるわけなんです。

中小企業の実態とか零細企業の実態とかを見たり、あるいは地域の情報化の進み方を見たりといふことになつて、さあ、こつちの方は今技術者が足りないのだからと、さあ、こつちの方は今技術者のいろいろな助成や何かをやるけれども、肝心の情報を消化していく方の側の体制が十分整っていないといふことになつた場合には何にもならなくなるおそれがあるんじゃないのか、そういう心配をするのですが、そんな心配がないかどうか。

○杉山(弘)政府委員 御指摘のように、これから情報化ということになつてまいりますと、これ

まで情報化の主役を務めておりました大企業から、むしろこれからは中小企業にウェイトが移っていくことにならうかと思ひます。そうした中で、御指摘は、情報化を進めていく中小企業サイドでそれに対応できるのかどうかということかと思ひます。

この点につきましては、きょう午後御審議をいただきます法案の中で、中小企業庁がいろいろ対応を立てておりますので、それについてはその際にまたいろいろ御説明申し上げることになるかと思ひます。

一つ申し上げたいのは、私ども今御提案を申し上げております法案の中では、単に情報関係の技術者の量的な不足を補うというだけではなくて、むしろソフトウェアにいたしまして、使い手が非常に使いやすい、質の高いソフトウェアをつくるということが、先生おっしゃいますような意味での中小企業の情報化を進めていく上での一つの有力な手がかりになるんだらう、したがいましめて、そういう点も含めて今回の改正案の中では対応してまいりたいと思つておりますので、使用者の側に立つて、使用者が非常に使いやすい、そういう質のいいソフトウェアの供給を、単なる量的な問題だけではなくて、質的な面についても私ども十分考えてやつてまいりたいと思つておりますので、この点だけつけ加えさせていただきます。

○奥野(一)委員 時間ですから、では終わります。

○野田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後零時五十四分開議

○野田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。長田武士君。

御案内のとおり、燃系工業については設備廃棄をもう既に十年間ぐらい続けておるわけでありますが、私の聞くところによりますと、どうも余り実が上がっていない、こういう状況ではなからうかと思っております。今アメリカを中心としたしまして、日本は企業に対する過保護の政策がとられてるんじゃないか、それはガット違反である、こういう非難もございます。こういう限界企業に対するこのような政策というのは、やはり国民が納得できるような秩序といえますか、そういうものが行われなくては私にはならないと思っております。そういう意味で、どうかひとつ今後禍根を残さないような徹底的な究明と、そして行政の綱紀粛正をしっかりやっていただきたい。この点について、通産大臣、一言御答弁いただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 自由につく機械を、設備を廃棄するということですから、それは生産制限、操短のためにやるはずなのであつて、それがまたいつの間にか機械がふえてしまふ、また過剰である、また買い上げるということを繰り返すことはできないと私は思ひます。したがいまして、そういう点は非常によく調べまして、放縱に流れないようにきちっとやらなければ申しわけないと思ひております。したがって、制度の点検等についても厳正を期して洗い直しをしたい、そう考へております。

なお、今回の事件については、本当に申しわけないことでございまして、二度とこのようなことが起きないように十分に注意をしまひたいと思ひます。

○長田委員 それではまず初めに、本法案を提出するに至りました背景について伺ひをしたいと思ひております。

昭和四十五年に本法が制定されて以来、我が国の情報化は広範かつ急激に進展をしまひました。例えば汎用電子計算機一つをとつてみましても、その実用台数は十五万台を超えるに至つておるわけでありまふ。今では情報処理のテーマを抜

きにいたしまして産業構造、国民生活や社会環境の問題も語れないほどに情報化が進んでおる状況でございまして。また同時に、情報化時代のひずみというものが随所に類出してきておるまして、メリット、デメリットの陰路に対する総合的かつ整合性のある施策が今ほど希求されておるときはないうちに私は考へておる。昨年、急速な情報化に伴ひましてソフトウェアの需給ギャップの深刻化に対応するために、また効率的で開かれた産業の情報化を促進するため、そうした新しい情報化社会の要請にこたへるために、本法の改正が行われたわけでありまふ。

以上の点を踏まえて、初めに、情報化社会の進展の現状と今後の見通しにつきまして通産大臣から御答弁をいただきたいと思ひておる。この点について、通産大臣、一言御答弁いただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 最近における我が国の情報化は非常に広範かつ急速に広まつておる、全く御指摘のとおりでありまふ。したがいまして、コンピュータの利用というの、その利用の仕方が、大型、中型、また高速処理、こういうような時代から、最近においてはネットワーク化、パソコンの急速な普及等によつて、小型、分散、多様化、こういうふうに変つてきておるわけにございまして。

このような状況のもとで、従来にも増して、ハードウェアを動かすソフトウェアの果たす役割がますます重要になつてまいりましたが、その点がまだ非常に弱いというように考へられておる。大変立派なコンピュータがあつてもそれを使い切れない。まして中小企業等においてはそういう事例がたくさんあるわけにございまして、そういうふうな面で、広く国民がこの情報化のメリットを享受できるように、ハードウェア、ソフトウェア両面での調和のある振興策を講じてまいりたいと思ひておる。

○長田委員 我々の目指すべき高度情報化社会といふのはいかなる社会であるか、一般的に国民はなかなかこの点が理解できないように私は思ひます。専門技術や知識を前にして、高度情報化社会

に対して、国民の間では、新しい時代の行き方といたしまして、社会に定着をするという歓迎の念は、みんな非常に持っていると思ひますけれども、また一面、非常に戸惑いといひますか、不安といふものも実は現実にはございまして。

高度情報化社会の意義と内容についてどのような考へたらいいか、この点はいかがでしようか。

○杉山(弘)政府委員 お尋ねの高度情報化社会といふものでもございまして、私も、一般的には次のような社会だと考へておる。情報処理の基本的な設備といふことになりまふコンピュータ等、こういったものが産業活動のみにとどまらず、社会、国民生活一般の中に極めて広く普及浸透し、国民が特別な意識を持たず、こういうものを利用できるような状態、それが高度情報化社会であらうかと思ひます。

こういう状態になつてまいりますと、産業分野におきましては企業内の活動にコンピュータが利用されるというだけにとどまりまふ、企業間を通じてコンピュータのネットワークを利用するということも可能になつてまいらと思ひます。したがって、そういう面におきましては、企業の生産活動が一層合理化をされる。

また社会生活、国民生活等の分野で考へてみますと、例えばホームショッピングが一層普及をしますとか、医療等につきましてもコンピュータシステムを通じて医療情報の提供が受けられる、さらには、場合によりましては在宅勤務というふうなことも可能になる、そういう意味で国民生活、社会生活の中におきましては利便性が一層高まる、こういうことになるのではないかと考へるわけにございまして、またそうなりますと、いろいろ解決すべき問題も多からうかと思ひます。

現在、私どもが提案をいたしておりますような格好でのソフトウェア問題の対応でございまして、それからコンピュータ等の情報システムを利用することを前提としておりません現在までの各種の社会システム、制度といったもののそれに適応した改良といふようなことも必要になつてく

るのではないか、かように考へておる。○長田委員 社会活動、経済活動におけるメリットにつきまして御答弁がございました。この面に対する取り組みが先行して、派生的、副次的に起こつてくる課題に対する総合的な政策がなおざりになつては相ならぬ、そのように私は強く主張したいので。

すなわち、高度情報化社会構築のための基盤整備に向かひまして、産業経済など各方面にわたつた対応、それからプライバシーの保護の問題、これも重大であります。さらにはコンピュータセキュリティ、それから地域間、企業間の問題、格差が出てきます。こういう問題に、私は早急に対応する必要があるのではないか、このように考へておる。同時に、来るべき二十一世紀に向けての社会政策的な見地からも、総合的、長期的なビジョンといふものが的確にとらえられまして、これが指針として策定されなくてはいいけない、このように私は考へておる。

そこで、今まで答弁がございました情報化の現状と見通しを踏まえまして、短期、中長期的に区分をいたしまして、解決が迫られておる問題といふのはどのぐらいございまいらうか。

○杉山(弘)政府委員 高度情報化社会を実現いたします上で解決を迫られておる問題といひますのは極めて多岐にわたるわけにございまして、私も、まず最大の課題は、いわゆるソフトウェア危機をどうやって乗り切つていくかということであらうかと思ひます。

先ほど先生から御指摘のございましたように、コンピュータの設置台数といひますのも、もう最近では二十万台近くになつておるのではないかと思ひますが、これからはますます設置台数は伸びてまいらう。ところが、それを動かすためのソフトウェアにつきましましては、現在でも受注から二年程度たつちまふと実際に納入されないといふようなこともなつておる。将来のことを考へてまいりますと、昭和六十五年でソフトウェアの製作に従事する技術者につきましては、私

どもの試算では六十万人、この六十万人と申しますのは、現時点におきますソフトウェアの技術者の数を若干上回る数字でございますが、それだけのものが不足してくる。こうなつてまいりますと、まずソフトウェアの面から今後の情報化の進展というものが阻害されるおそれがある。これは何としてでも避けなければならないと考えております。

それ以外にも、例えば御指摘のございましたような産業間での開かれた情報システムの構築というようなことも必要でございます。これにつきましては、先国会で御審議をいただきました法律によりまして、連携指針というものをこの四月以降、各業種ごとに事業所管大臣が定めていくというところで、将来のビジョンというものを明確にしたいと思つておられます。

こういった問題のほかに、プライバシーの保護、さらにはコンピュータセキュリティの確保、それから大企業中心の情報化から中小企業への情報化の進展、さらには地域のバランスのとれた情報化等々、極めて多くの課題があるというふうに私も承知をいたしております。

○長田委員 昨年一月の産経情報産業部会基本政策小委員会の提言では、一つはソフトウェア危機への対応、第二番目には情報化社会の脆弱性への対応、第三番目には産業の円滑な情報化への対応、四番目には地域の情報化への対応、さらには今後取り組むべき課題といたしましては、技術の開発、あるいは情報化関連諸法制、制度面の見直し、整備等に関する指摘が実はあったわけであり、この指摘と、その背景となつた社会的要請にこたえるため、政府部内及び通産省では法案調整が行われて、旧法改正の作業を行ったわけであり、また、その結果、本法については、法律の題名の改定、電子計算機の連携利用に関する指針の策定、公表、それから情報処理振興事業協会の業務へのプログラムの作成の効率化を図るための業務の追加等の内容が盛り込まれておられるわけであり、

そこで、まず産経提言に対する政府部内の所要の法的措置を含めた対応は、現在進捗状況はどうなつておるでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 御指摘のように、産経情報産業部会基本政策小委員会から、今後の情報化を進めてまいります上での四つの課題というものが指摘をされております。これにつきましては、通産省といたしましては、かねてからいろいろな対応もしてきておるわけでございますけれども、答申を踏まえまして、さらに新しく以下のような対応を考えているところでございます。

一つは、まずソフトウェア需給ギャップ対策でございますが、これは前国会でも法案改正をお願いいたしました、いわゆるシグマ計画、ソフトウェア生産工業化システム、これをこの十月からスタートいたしました。

それからさらに、汎用プログラムの開発普及の促進、強化を図る必要がある。それと同時に、情報処理技術者の育成というものを進める必要があるというところでございまして、この二点につきましては昨年の予算編成の時期におきまして、産業投資特別会計から情報処理振興事業協会へ出資をしていただくということになりまして、今回、そのための所要の法律の改正をお願い申し上げているところでございます。

それから二番目の課題の、情報化社会の脆弱性に対する対応でございますが、これにつきましても従来からシステムの安全対策基準をつくりましてガイドラインをお示しするようなこととか、情報処理サービス業等がこの基準に従つて対応しているかどうかということ、これを政府自身、私も自身が認定をして、認定した企業に対しては、その表示をさせるというようにもやっております。また、システムの監査基準というのをもつておられますし、このシステムの監査基準に合ったシステムが現につくられていくかどうかということとを第三者の目から監査監督するという意味におきまして、いわゆる情報処理技術者試験の中に今年度からシステム監査試験というののもつくり上

げたいということを考えております。また、私どもだけではなくて、関係省庁との間の連携をとつてこのセキュリティの問題については対応していく必要があるということもございまして、昨年の四月に情報処理及び電気通信の安全対策等に関する関係省庁打ち合わせ会議というものをつくりまして、政府全体として統一のとれたセキュリティ対策についてどうしたらいいかということをお願いいたしましたところでございます。

それから三番目の、開かれた円滑な産業の情報化対策ということでは、これも昨年の法律改正でお願いをいたしました電子計算機の連携利用に、各業種ごとに事業所管大臣が告示をするということになっておりました、私も、四月一日からまず鉄鋼業を手始めに幾つかの業種につきまして指針をお示しをいたしておりました。また、産業間の情報のネットワークシステムを構築していきます上では、いわゆるプロトコルについてこれを統一していくというようにも必要でございます。そのための産業情報化推進センターというものを日本情報処理開発協会の中につくりまして、これも運営をいたしております。

それから、バランスのとれた地域の情報化を進める、これが第四番目の御提言でございますが、これにつきましても、ニューメディアコミュニティ構想等を既に二年度来にわたつて実施をいたしておりますし、来年度もさらに追加指定を考慮しております。また、そのマスタープランを実施に移します場合については、各種の助成措置を用意をいたしまして御利用いただきたいと考えておるところでございます。

○長田委員 従来、本法の施行によりましていかなる実績が上がつたのでしょうか。協会事業を中心にして御報告をいただきたいと思つております。

○杉山(弘)政府委員 昭和四十五年の情報処理振興事業協会をつくらせていただきました。その後、情報処理振興事業協会がやりました業務につきましては、以下のとおりでございます。

まず、情報処理振興事業協会は、先進性のある汎用プログラムを委託をして開発をし、これを広く御利用いただくことをやっております。これは、六十年度末までの特定の汎用プログラムの委託開発でございますが、これは二百五十七件をお願いをいたしました。で、上がりました汎用プログラムを、実際に御利用いただきました件数につきましては、一万二千件を超えたという状況になつてまいりました。こういったことの結果といたしまして、ユーザーサイドにおきます汎用プログラムの利用についての意識が相当向上をしてきたのではないかと考えられます。また、不十分ながら汎用ソフトウェアに関するマーケットというものができてきたように思つております。また、この委託開発を引き受けていただきましたソフトウェアハウスにおきましては、これによつてかなりの技術の向上が図られたのではないかと考えております。

二番目の情報処理振興事業協会の業務内容としては、担保力に乏しい情報処理振興事業者に対して信用保証業務をやっているわけでございますが、六十年度の十二月、昨年末までの累積の保証額は五百八十四億円というところでございまして、極めて経済基盤の脆弱な情報サービス企業等の資金調達に、いささかなりとも寄与できたのではないかと考えております。このほか各種の調査等をやりました、その結果につきましても広く公表いたしております。こういった面でもお役に立てているのではないかと考えておるところでございます。

○長田委員 前問との関連で伺いますが、昨年、高度情報化社会の実現に向けて、新たな課題への対応といたしまして法改正が行われました。前回改正の部分について運用状況はどうでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 前国会で改正をお願いいたしました点につきましては、その後の実施状況でございますが、まずソフトウェアの生産工業化システム、いわゆるシグマ計画でございますが、先ほ

どもちよと申し上げましたとおり、昨年の十月から本格的な開発に乗り出しておりまして、民間企業約百二十五社の御参加をいただいております。中には外国系の企業が八社入っております。おりまして、国際的な開発という色彩が出てきております。今年度内ではその基本設計をおおむね完了したいというふうに考えているわけでございます。

それから二番目は、金融面におきまして、産業間の共同情報システムをつくり出す際のそのプログラムにつきまして低利融資事業を新しく始めさせていただくというのをお願いをしたわけでございますが、これにつきましては、既に応募企業につきましての適格審査を行うというふうな段階になってきているところでございます。

それから三番目は、電子計算機の連携利用に関する指針をお示しするというところでございまして、先ほど御答弁の中で申し上げましたように、通産省といたしましては、四月一日にまず鉄鋼業につきましてこの連携利用に関する指針をお示しをしたいと思います。準備を進めておりますし、幾つかの業種におきまして具体的な連携指針に關します作業が進んでおります。その成果を踏まえまして、逐次早急に連携指針を公表いたしたい、かように考えております。

○長田委員 政府は、昨年の旧法改正に基づきまして、昭和六十年度から五年間に総額二百五十億円を投じまして、ソフトウェア生産工業化システム構築事業を進めました。このソフトウェア生産効率を四倍に高めよう、そしてソフトウェアの需給ギャップの是正を図るということが主なねらいでありました。

そこでお尋ねしたいのでありますけれども、情報化社会の実現に際しましての重要な課題の一つとされておりますソフトウェアの需給ギャップに對して、通産省はいかなる対策を講じようとしておられるのか。またその対策は、需給ギャップの現状に對していかなる効果があるかと考えていらっしゃるか、この二点についてお尋ねをします。

○杉山(弘)政府委員 ソフトウェアの需給ギャップ対策につきましては、一つは、先生御指摘のございましたようにソフトウェアの生産性を上げていくということでありまして、このための対策といたしましては、先ほど御答弁の中で申し上げましたソフトウェア生産工業化システム、いわゆるシグマ計画で対応をいたしたいと考えておりまして、五年間にわたって二百五十億円を投じて、その実現を図りたいということでスタートいたしております。

それから二番目は、やはり何と申ししましても情報処理技術者の絶対数をできるだけふやしたいというところでございまして、このためには、企業内におきまして情報処理技術者の教育というものを積極的に進めていただく必要がある。そのために、私もいろいろいたしまして、それにお使いいただく情報処理技術者の教育システムというものを開発をいたしまして、企業の技術者育成努力をバックアップをしていきたいというところでございまして、これにつきましては、六十一年度から産投出資四億円をちようだいたしまして、情報処理振興事業協会の汎用プログラム開発事業の一環としてこれを進めていきたいと考えております。

また、企業内の研修教育以外に、抜本的に産業人の人材育成対策、教育対策を一体どうしたいのかということにつきまして、現在産業構造審議会情報産業部会の中に小委員会をつくりまして、そこで御検討をいただいております。年内に結論をちようだいたしたいということを願っています。しておりますので、この辺の御検討の結果によりましては、また新しい方策を追加的に講じていきたいと考えております。

三番目には、なるべく汎用性のあるプログラムを多くの企業で使いたいただくことが効率的なものでございまして、この点につきましては情報処理振興事業協会がこれまでやってまいっておりますが、その事業を一段と拡充し、また成果が上がりました場合のPR等によりまして普及促進ということに力を入れていきたいというところでござい

まして、この事業につきましても、六十一年度におきましては産業投資特別会計から十四億円の出資をちようだいたするということを考えております。以上のような対策を総合的に講じていき、さらに状況に応じまして追加的な対応を図っていくことによりまして、何とかソフトウェア危機というものを乗り切つてまいりたいと考えているところでございます。

○長田委員 今御答弁がありましたけれども、普及の方法というのはちよと弱いように私は感ずるのです。協会も努力しておるようでございますけれども、私は、思い切った財政措置が必要ではないか。今までのPRはパンフレットだけでやっていましたね。私、思い切った措置と申しますのは、展示会等を開きまして、例えば晴海の貿易センターとかを借りて思い切ったPR活動をやられたらどうでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 御指摘のことにもっともでございます。従来までつくことに精いっぱいでございます。それをお使いいただくという点につきましては必ずしも十分な努力が払われていなかったのではないかと反省をいたしております。まして、六十一年度からは、各地で催されますソフトウェアショーなどにも成果を出品することとか、その他、成果の普及につきましてはこれまで以上な努力をしていきたいと考えているところでございまして、御指摘のような事柄もその中で行うことができますような方向でいろいろ検討をさせていただきますと思います。

○長田委員 もう一つ、我が国の情報処理サービス産業については、その果たすべき役割は今後ますます重要視されてくるように私は思います。にもかかわらず、いまだにその経営基盤は脆弱でございまして、そこで私は、もっと思い切った振興策、例えば現在協会が実施しております情報処理サービス企業に対する債務保証について、今保証料が〇・七ですね。私、ただとは言いませんけれども、〇・五ぐらいに引き下げればもっともつ

と振興できるのではないかと、経営基盤がもっと強くなるのではないかと。こういう点では、債務保証に對するある程度の保証率の引き下げ、〇・二％ぐらいの引き下げが必要だと考えますが、どうでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 IPAの事業の中の重要な一つでございます債務保証についてお尋ねがございました。このために私も今までも努力をいたしてまいっております。先ほど御答弁申し上げましたように、成果につきましては、累積保証額で五百八十四億円というところでございまして、現在でございます基金は二十億円でございますが、保証限度はその十倍ということになっておりまして、この保証限度との関係でございますが、現在までの御利用につきましては必ずしも十分ではない。そのあたりに関しての問題点をいろいろ調べておりますが、御案内のように、昨今金利が極めて急速に低下をしております。そういう中で、保証料率〇・七を現在ちようだいたしておりますけれども、このあたりについて問題があるのではないかと御指摘もございまして、私もいろいろいたしましては、これを何とか今後引き下げられるような方向で財政当局その他とも御相談をしてみたいと考えております。

○長田委員 そういう意味で、どうかひとつ御努力をお願いしたいと思っております。次に、ソフトウェア需給ギャップの発生のおおきな原因といたしまして、先ほど情報処理技術者の不足についてお話がございました。この問題については、情報化を推進すべき立場にあります通産省はその実態をどういうふうに把握されていらっしゃるか、またこの問題にどういうふうに取り組もうとされておられるのか、この二点についてお答えをいただきたいと思います。

○杉山(弘)政府委員 情報処理技術者の不足の将来の予測につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、六十五年度で約六十万人程度不足するのではないかと、この二点についてございまして、現時点で情報処理技術者の各企業の補充状況が一体

どういうことになっているかという点につきまして、昨年十二月に私もが実施いたしました情報処理実態調査に即して御説明申し上げますと、各企業が採用したいと考えております数に対して実際に採用できた数の比率が、システムエンジニアとか上級のプログラマーとかいいます高度の情報処理技術者では三〇％程度でございます。百人採用しようと思つたけれども四十人しか採用できない、半分も充足されてない状況でございます。比較的充足率がよろしゅうございます初中級のプログラマーにつきましては充足率は七五％でございますので、やはり企業が欲しいと思つた希望の四分の三しかかなえられてないということでございます。これを放置してまいりますと、将来非常に大変なことになるのではないかと、これを考へまして、そのために情報処理技術者の育成強化対策ということで、一つは、企業内におきまして情報処理技術者の研修用のプログラムというものを情報処理振興事業協会が開発いたしました、これを各企業に御利用いただくようなこと、さらには学校教育の問題、企業内の研修事業等を含めた広く人材育成対策について今後どうしたいかということを産業界の情報産業部会の中で小委員会を設けて御検討いただいております状況でございます。これからの課題でございます。この問題については積極的な対応を講じてまいりたいと考えております。

○長田委員 通産省の資料によりますと、専修学校、各種学校の受験者数は他の学校と比べて最も多いわけでありまして、他の学校と比べて合格率は最低なんですね。この点については通産省はどういうふうにお考えでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 情報処理技術者の現在主な供給源となっておりますのは、先生御指摘のとおり専修学校でございます。ところが、専修学校の卒業生の情報処理技術者試験の合格率は必ずしもほかの学校と比べて低くないで、情報処理技術者試験のうち第二種情報処理技術者試験というのがございますが、その全体の合格率が二〇％である

の対しまして、専修学校等の卒業生の合格率は一五％をちょっと切つていっていることでございます。これはその専修学校の教育にあるいは問題があるのではないかと感じました。いろいろ面をきいて、こういう面につきましてこれから一層充実をしていただくことを私どもとしてはぜひ期待いたしたい。またそのための御要望等も声を大きくしてお願いをしたい、こう考えているところでございます。

○長田委員 この専修学校と各種学校、先ほどちょっと御答弁がございましたとおり一四・七％です。合格率は非常に低いわけでありまして、いろいろ原因があるでしょうけれども、この中で、どうでしょうか、情報処理技術者とするための指導者の教育、育成というのは具体的に取入れられているのでしょうか。そこらはどうなっていますかね。

○杉山(弘)政府委員 専修学校、各種学校におきまして学生に対する指導者についての研修、育成対策というお尋ねでございますが、現在まで私どもはそのための対策というところは特にやっております。このためでございますが、日本情報処理開発協会の中に研修センターというものを設けて、これは、特に一般の情報処理関係の試験の実施、その他研修をやっているところでございますが、そういうところの事業活動の一環として、専修学校、各種学校等における指導者の育成というもので、きないかと思っております。また、一般的にはこういう学校を管轄しております文部省の方での御努力というものは、これからお願いをしなければならないのではないかと、かように考えております。

○長田委員 今後における我が国の情報化を担うべき情報処理技術者については、私は、従来のような教育のあり方ではなくて、学校教育の段階から積極的にコンピュータ利用を進めていくべきだと考えております。この点について通産省はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。それから、既に発表されているように、学校で

のコンピュータ教育を普及させるために、通産省は文部省との協力のもとに、六十一年度からソフトウェア開発機関としてコンピュータ教育開発センターの設立を予定しておりますが、この目的と予算、規模、内容並びに準備の状況はどうなっておりますでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 ただいま御指摘がございましたように、学校教育課程の段階から児童生徒にできるだけコンピュータに親しんでいただくということは、情報処理技術者の育成を進めていくべきであるという私どもの立場から非常に必要なことと考えております。また、文部省におきましては、その御専門のお立場からいろいろ対策が検討されているというふうに承知をいたしております。

私どもが承知をいたしております状況でも、日本の小学校、中学校、高等学校、この教育課程におきまして学校へのコンピュータの導入状況というものは極めて低くございまして、例を挙げて申しますと、小学校ではコンピュータが導入されている学校の割合というのは全体の二割にも満たない。それに対して、米国では八割を超える小学校が既にコンピュータを保有している。こういうような状況でございます。こういうハードウェアの充実の問題につきましては文部省の方でこれからのいろいろ御努力も願わなければならぬかと思っておりますが、私どもといたしましては、そのために実際にコンピュータが学校に導入され、使われた段階で、これを使つて児童生徒に操作を教えていただきます先生方がより容易に教材用のプログラムをつくれるような、そういうシステムというものを開発しまして、これを御利用いただくということを考えております。

またそれと同時に、ハードウェアの面におきましても、できるだけ標準化された、使いやすいコンピュータが学校に導入されることが必要だ、そういう面でのいわゆる標準化作業というものがやられていっているわけでございます。先生から御指摘のございました、文部省と共管で

設立準備を進めております財団法人コンピュータ教育開発センターにおきましては、今申し上げましたような仕事を中心といたしまして、学校教育課程におきましてコンピュータの利用問題について役所サイドからどういふことができるかということを考えて、そういう仕事をこの財団にお願いをしたいと考えているわけでございます。

○長田委員 通産省が従来実施してまいりました情報処理技術者試験は、その果たしてきた役割は多大な成果が上がつておると私は評価をいたします。そこで、さらに実効あるものにするためには、情報化の進展に対応した試験内容の見直しが必要だろつと私は考えております。

具体的に申しますと、第一番目には、実践に長じた第一線の技術者が非常に合格しにくいのです。第二番目には、合格後のフォローがない。したがって新しい技術の身につけにくいということがあるようにあります。それから、合格後の講習等の実施がどうしても必要だと私は思つております。こういう施策はぜひ新しく導入してもらいたい、このように私は考えますが、どうでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 情報処理技術者試験の改善について御提案があつたわけでございますが、まず試験内容につきましては、毎年試験問題をつくります際に専門家の方々にお集まりをいただく中におきまして、できるだけ実情に沿つたものを、それでいてある程度のレベルを確保できるものと考えているわけでございます。お話しにございますように、実際には合格率はさう高いものにはなつてきておりません。そのあたりにつきまして、今後なお改善すべき余地があるかどうかという点につきましては、また今年度も試験を実施いたしますので、その問題作成等に当たりましては、先生の御趣旨を十分踏まえさせていただきますと思つております。

なお、この情報処理技術者試験につきましては、昨年度から、開催地につきましても、これまで通産局所在地だけでございましたのを、所在地

外の地方都市八都市を試験地に追加をするという
ようなことで、受験者の方の御便宜も図っており
ます。それから、今年度からは、応募者が非常に
多うございまして第二種の試験につきましては、こ
れまで年一回でございましたのを二回にするこ
と、それから、先ほどのコンピュータ・セキュリ
ティーの問題にも関連をいたしますが、システム
監査技術者試験というものも導入をしてみたい
い、かように思っております。

それから、せっかく合格をしてもアフターケア
がないという点につきましては、日本情報処理開
発協会の中にございまして情報処理研修センター、
その事業の一環として今後検討をいたしていきた
いと考えております。

また、企業の中でのこういった試験合格者に対
する処遇につきましては、私も承知しておる限
りにおきましては、企業内においてかなり優遇を
受ける方が多くなつてきているというのを聞いて
おります。また、せっかく試験に受かったの
にその効果がなかったということにならないよう
に、できるだけこの試験に対する評価を高めるこ
ういう意味におきまして、合格者に対する処遇等
の問題については今後とも配慮してまいりたい、
かように考えております。

○長田委員 次に、情報化社会の脆弱性について
お尋ねをいたします。

情報化の進む中にありまして、実は本人が承知
しないところで個人の情報が収集、利用され、本
人に思わぬ不利益を及ぼす、こういうような問題
が起きておるのです。ここ数年、個人データの
保有量が急増しておりますものに消費者信用情報
機関のものがたくさんあるわけでありまして、すな
わち、クレジット社会、カード社会を反映して信
用取引は急成長しておりますが、例えば各銀行が
加盟してある個人の信用情報センターの持つ個人
データは、昨年三月末現在で七百四十八万件。こ
こ四年間でそのデータの数は約四倍に伸びており
ます。また、サラ金関係の全国信用情報センタ
ー連合会は七百六十八万人のデータを持っておりま

して、件数ではこの三倍に急成長といえますが、
数がふえておるわけでありまして、また、割賦関係
の会社では、五百社くらいあるのではありませんか
ども、会員となつております信用情報交換所、こ
れも千四百五十万件というふうな膨大なデータを
実は抱えておるという状況であります。

実際問題、サラ金なんか金を借りに行きます
と、あなたはほかのサラ金でどのくらい借りてま
すね、すぐわかりまして、私の方のサラ金にひと
つまとめてはどうでしょうか、我々ではわか
らないところできちんとそういうデータが出てし
まう、サラ金の誘惑に遭うというふうなデータ
が実は出回っているのです。

そういうような状況で、総理府では昨年の十月
二十七日に「個人情報保護に関する世論調査」、
この結果について発表いたしました。これを見て
まいりますと、五年前に行った調査結果と比べま
して、情報化社会における国民のプライバシー侵
害への危機感是非常に高まつておるという調査結
果が出ております。つまり、どんなときにプライ
バシーが侵害されたかと思うかという質問に
対しまして、回答は、ダイレクトメールが頻繁に
舞い込むというのが三三・二％で、五年前に比
べて大幅にふえておる状況でございます。以下、自
分や家族のことでうそを言ふに集められたとか、自
分に関する資料が知らぬうちに集められたとか、
などの順となつておるわけでありまして、このよう
に、頻繁に郵送されてまいりますところのダイレ
クトメールあるいは電話攻勢の洪水に、自分の住
所や職業あるいは子供の出生などをどこで知った
のかという不安を持った人たちが、経験者は非常に
多いのじゃないかと私は思います。

このように世にはいろんな個人情報の中で、
国民自身は全く無防備であり、対抗するにしても
なすすべがないというのが現状であります。こう
した現状に対しまして、行政による具体的な措置
がほとんどなされてないということもまた現状
であります。

一九七〇年代に入つてからは、欧米諸国ではプ

ライバシーに対する考え方が、従来の他人に知ら
れたくない権利から、より積極的、能動的に、自
分についての情報の内容を知り、その情報を許可
なしに他人に利用させない権利として位置づけら
れるようになったわけでありまして、この考え方
に立ちまして、七三年のスウェーデンを皮切りに
たしましてライバシー保護法が相次いで制定さ
れました。八〇年にはOECDが、公共、民間両
部門における個人情報の保護の法整備を求める勧
告を実は行つております。そして、これまでにOECD加盟二十四カ国の中で十二カ国で法律が制
定されました。残りの大半の国も政府案を決定し
たり審議中であり、いまだに着手してないのは日
本とアイルランド、トルコの三カ国にすぎませ
ん。

我が国におきましても、有識者をメンバーとい
たしまして行政管理庁のライバシー保護研究会
が五十七年の七月に報告書を提出をいたしました
。公共、民間両部門を対象としたライバシー
保護の基本原則に立ちまして法律を制定するよう
に指摘をしております。実は我が党といたしま
してもライバシー保護の法制化を強く主張して
おるところでございます。しかし、その後法制化
については何ら具体化されてないというのが現
状のようでございます。

そこで、こうしたライバシーの保護につ
いて、私はぜひ日本も、OECD二十四カ国で三カ
国だけが着手されていない、手をつけてないとい
う現状では、私は先進国日本としては甚だ恥づか
しい状況ではなからうか、このように考えます
が、この点いかがでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 先生御指摘のように、個人
情報に関するライバシー保護の問題につきまし
ては国際的にも非常に強い関心を引いておりまし
て、OECDにおきましても個人情報保護の保護に関
するガイドラインがつくられていることは御案内
のとおりでございます。また、そうした中で各国
とも法制化の動きが現実化し進んでいるというこ
とにつきまして、日本におきましてはまだ一般的

な個人情報の保護についての法制ができてない
という点につきましても御指摘のとおりでござい
ます。

この問題につきましては、表現の自由なり国民
の知る権利といった基本的な人権との絡みでどう
考えていったらいいか極めてデリケートな問題も
ございまして、それがためにこれまで具体的な法
律措置が講ぜられなかったというふうに理解をし
ているわけでございますが、政府内部におきま
しては、既に御案内のとおり各省庁の打ち合わせ
連絡会議をつくりまして、政府が保有をいたして
おります個人情報についてのライバシー保護に
ついては、法制を含めてどうしたらいいかという
ことについて検討を鋭意進めているところでござ
います。

それ以外の分野につきましては、現在までのと
ころ各省庁の対応にゆだねられていたのが実情で
ございまして、通産省におきましては、個人情報
情報におきまして、割賦販売法関連では、割賦販
売法の改正の中におきまして、目的外使用の禁止
というふうなことをはっきり法律上うたいまし
た。またそれと同時に、先生おっしゃいましたよ
うに、他人に知らせないというだけではなくて、
情報の内容を正確に知った上で正確な情報を保有
をしておいてもらいたいという個人の側からの希
望にも応ずるということで、情報提供者の側から
の求めがあつた場合には正確な情報に訂正するよ
うにというふうなことも指導通達等におきまして
やつておるところでございますが、それ以外の分
野の個人情報について通産省としてどう対応した
らいいかということについては、現在関係の学識
経験者の方々に集まつていただいて、研究会を情報
処理開発協会の中につくりまして、そこで検討を
お願いをしております。

そのあたりの検討が進みました段階で、お考え
を参考にしながら、通産省としてもどう対応して
いったらいいか、少し具体的に検討してまいりた
いと考えております。

○長田委員 どうかひとつ急いで努力をしていた

だきたいと考えております。

プライバシーにかかわる保護の問題同様、情報化の進展に伴いましてコンピュータシステムに大きく依存した社会でも、もろさという面が非常に顕著に出てきております。そういう問題については法制化を含めて今後どういうふうに対応するのでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 お尋ねのございました情報処理システムに関する安全性の確保の問題でございますが、これについては私も六十一年の一月に、コンピュータシステムそれ自身が安全性を確保できるような仕組み、システムになっているかどうかということをチェックするためのシステム監査基準というものを作成いたしました。これを広く公表して、システムの安全性に対するチェックポイントとして御利用いただくようお願いをしております。ところでございますが、こういったガイドラインに沿って実際のシステムができていくのか、また運用されているのかということ、第三者の目から公正に判断をしていく必要があるのではないかと、そのための専門的な知識を持った人々というものを養成する必要があるのではないかと。既にアメリカの場合では三万人のシステム監査人というのがあります。大企業の場合ですと九〇%以上が、中小企業でも八割以上がこのシステム監査人をお願いをしまして、自己の使用いたします情報処理システムの安全性についてチェックを受けている実情でございます。

我が国でも、おくれればながらこのシステム監査人というものの育成を図っていく必要があるというところで、先ほど申し上げました情報処理技術者試験の中にシステム監査試験というものを新しくつくりまして、六十一年十月に行います情報処理技術者試験の中でその第一回の試験を実施していきたいと考えております。

こういったシステム監査人というものが育成されてまいりますと、先ほど申し上げましたシステム監査基準と相まって、各企業がつくり動かしておられるシステム自身の安全性についての第三者

的なチェックが行われるということで、システムの安全性がより一層担保されることになるのではないかと、かように考えております。

○長田委員 情報化社会の脆弱性については、作為、無作為による社会的影響も大きいというふうには私に考えております。すなわち、世田谷におけるNTTケーブル火災を初めとしまして、国鉄のみのり窓や銀行のオンラインの問題等、影の部分の対応をしなければならぬと考えておるわけでありまして。通産省は五十二年、郵政省は五十七年よりそれぞれ安全対策基準を策定するなどしておりますが、私は安全対策を法律に基づいて早急に確立すべきだと考えていますが、どうでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 コンピューターの安全対策につきましては、昨年法律改正をいたしました。際、通産省としてはぜひその中で安全性問題についても必要な規定を設けたいということで各省庁と御相談をいたしました。時間的に十分な余裕がなかったために、結局成案を得るに至らず見送ったわけでございます。

しかし、この問題については放置しておくことはできないということで、内閣審議室を中心として、この安全対策問題について政府としてどう持っていたらいいかということを検討いたしております。通産省、郵政省のみならず、消防法の観点から自治省、さらに犯罪防止の観点から警察庁等々、各省庁のそれぞれの権限、施策との関係からいろいろなお考えが出されておりますが、全体的な雰囲気といたしましては、法的な措置をとるのはまだ時期尚早ではなからうか、といったこの問題については放置することができないので、とりあえず政府として統一のとれたガイドラインをお示しするということではいかがであらうかと。この場合のガイドラインというのが各省庁まじまじに出ますと、これまた国民の皆様方にはいろいろと御迷惑かと存じますので、通則的、一般

的な問題についてはできる限り政府として一本のガイドラインを、さらに個別の事業、業種、分野といったものに対するそれぞれの観点からの各論的な安全対策につきましては、それぞれの関係省庁が責任を持ってガイドラインをお示しするということではいかがであらうか、そういう方向で今各省庁の間で検討が進められている段階にあるというふうに承知いたしております。

○長田委員 文部省来ていますね。——先ほどちょっと触れましたけれども、学校におけるコンピュータ教育が欧米諸国に比べて我が国は非常に立ちおくれているという現状であるかと思っております。文部省はその必要性についてどのように認識されておられるのかという点だけお答えください。

○林田説明員 お答え申し上げます。御指摘のように、情報化が非常に進展しておるわけでございます。アメリカ、イギリス、フランス等の諸外国におきましては、初等中等教育の段階からコンピュータが量的にかなり学校に導入されておるといふ実態は私も承知しております。このような情報化の進展に対応しまして、初等中等教育の諸学校におきましてコンピュータ利用やコンピュータに関する教育をどう進めるかというところは、私も私としても大きな課題として受けとめておるわけでございます。臨時教育審議会におきましても重要な課題として議論をされておるわけでございます。文部省といたしましては、既に昨年の二月に学識経験者等から成ります検討会議を設けまして、八月には中間報告をいたしておるわけでございます。また、昨年の九月には、情報化に対応する教育のあり方という観点から、御審議もいただいております。

いずれにいたしましても、初等中等教育に導入をいたします際には、教育の具体的な利用の方法、内容等につきまして、それぞれの児童生徒の発達段階、全人的な発達面からも検討を進めていかなければなりませんので、着実な検討を進めてまいりたいと思っております。

○長田委員 最後に、通産大臣にお尋ねをいたします。

高度情報化社会の実現に向けて、これは我が国がどうしても取り組まなければならない大きな課題でございます。私は今通産当局のお考えをいろいろたどりましたけれども、課題としても大きな問題をたくさん残しております。こうした課題を速やかに解決するため、今後関係各省とも連携をとっていただいて、抜本的な施策を展開していく必要があると考えております。

つきましては、今後の情報化施策の推進に当たりましての大臣の決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○渡辺国務大臣 御指摘のように、この情報化の問題に取り組むに当たりましては、いろいろな交通整理もしなければなりません。これは避けて通れない大きな問題でございます。したがって、我が国の健全な情報化を進めるためには、まず情報産業の振興、情報関連技術の開発の促進、そういうものを中心にして、各省庁ともよく連絡をとりながら総合的な施策を進めるということが非常に重要である、そのような御趣旨に従って今後も努力をしております。

○長田委員 終わります。

○野田委員 横手文雄君。横手委員、私は、まず、本改正案の提出に至る趣旨とその必要性ということをお伺いを申し上げます。

現行法は、昨年の改正において、今後の情報処理の基本法とすべく旧法の題名まで変えて大幅な見直しを行ったところであります。それが、その後一年足らずで再度改正が行われる、こういった実情にございますが、去年の改正時にこの予見が不可能であったのかという点を含めて、今後我が国の情報化にどのような役割を果たすために前進するのか、お伺いを申し上げます。

願ひし、また引き続いて今回お願いするに至りました。見通しが悪いではないか、こういうおしかりかと思ひますが、情報化を進めていく上におきまして、ソフトウェア危機をどうやって乗り切っていくかということが大きな問題であるというところは、私も常に頭にあったわけでございます。

そういう観点から、前回の改正におきましては、ソフトウェアの生産工業化システム、いわゆるシグマ事業、これは五年間にわたって二百五十億円の巨額な費用を投じて行つた大企業でございまして、この実現に全力を入れたわけでございまして、その改正をお願いしました際に国会で附帯決議をちょうだいいたしました。その中で、ソフトウェア危機に對しまして徹底的に對應すべきであり、情報処理技術者の育成等の施策を積極的に進めなければならぬ、こういう御決議をちょうだいいたしましたわけでございまして、その後の予算要求の過程におきまして、こういった御指摘を踏まえまして、情報処理技術者の教育システムの開発及びこれまで情報処理振興事業協会がやつてまいりました先進的な汎用プログラムの開発制度、こういったものを充実いたしますことがいよいよソフトウェア危機に對應いたしますために必要だ、こういう結論になりました。先年に引き続きまた今回法律改正をお願いした次第でございまして、

こういふものができ上がりますと、昨年の改正でお願いいたしましたシグマ事業と相まちまして、ソフトウェア危機に對する対応策が一段と整備されることになるというふうに考えておるところでございます。

○横手委員 そうしますと、去年予見ができなかったのかというように私は別に氣にしないで言つていくわけではございませんが、今の答弁を聞きますと、去年の法改正の際には、国会でそのような附帯決議もついた、その附帯決議を踏まえてさらに我が国の情報処理の促進のために本改正案を提出した、これが背景であるというふうに理解をすればよろしいでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 御答弁申し上げましたこ

と、大筋そのようなことで御理解を賜りまして結構かと存じます。

○横手委員 情報処理振興事業協会、つまりIPAの業務として汎用プログラムの開発に關して通産省が期待をしておられるところ、それはユーザーの各用途に供するための量的なものなのか、あるいは質的なものなのか。民間でなかなかやれない、したがつて多少の採算を無視してでもここにやらせろというところを追つかけておられるのか、あるいは業界に對する開発の助成ということを期待しておられるのか、この点についてはいかがですか。

○杉山(弘)政府委員 御質問の点につきましては、これまでと、それからこれからとは、私も若干スタンスが違つてきているのではないかと、いふふうに考えるわけでございます。

これまででは、先生御案内のように、我が國におきましては汎用ソフトウェアの利用率と申しますのが諸外國に比べまして極端に低うございまして、ほとんど当初はないと申し上げてもよろしいかと思ひます。それには幾つかの理由がございまして、ユーザー側が自前のものを好むとか、汎用ソフトウェアの流通市場ができていない、またソフトウェアメーカーの方で優秀な汎用ソフトウェアを供給する能力がなかった等々があるかと思ひます。

そういう観点から申しますと、これまで私どもがやつてきましたのは、むしろソフトウェア企業の技術力の向上、それから、できるだけ優秀なソフトウェアというものをあつて、ユーザーの方に汎用ソフトウェアというものが一体何たるものであるかというところを御認識いただくということから、先生の御質問のお言葉をかりますと質的な点というところに重点があつたのではないかと思ひわけでございます。

ところが、これから考えます場合には、やはりできるだけ広く御利用いただけるようなソフトウェア、汎用ソフトウェアというものををつくつていくということが、ソフトウェア危機との關係では

必要ではなからうか。そういう意味では市場性、先生のお言葉をかりますと量的拡大、そちらの方に重点を移していくことが必要ではなからうかと思つております。

ただ、誤解されることはないと思ひますが念のため申し上げます、量的な拡充、市場性というものを中心にして、当然それはソフトウェアメーカーに任しておいてもできるのではないかと、御批判もあるいはあるかと思ひますが、やはり優秀な、市場性のあるソフトウェアということになりますと、これまで開発にはかなりのお金がかかるといふことになります。そういう意味では、やはり現在のソフトウェアメーカーにとりましては極めてリスクの高いものに当たるかと思ひますので、そういう点を中心としてIPAの事業として行つていったらいかかと考えているわけでございまして、これまでは、どちらかといふと技術的な面ですぐれたものを、これからは、どちらかといふと市場性というものに少しスタンスを置きまして事業を進めていったらどうか、いふふうなふうに考えているところでございまして。

○横手委員 先ほどお聞きしましたその三項目、IPAに期待をするもの、その開発の助成面、こ

ういふ問題についてはどうなですか。

○杉山(弘)政府委員 これも、ソフトウェアメーカーの技術力の向上という観点は残つておりますが、これもやはりこれまでと比べますと、技術力の向上もさることながら、なるべく市場性のある優秀なプログラムを開発していただく、それには現在のソフトウェアメーカーの實力から申しますとかなりのリスクを伴う。具体的に申し上げますと、これまでのプログラムの開発コストでも、最高は一本開発するのに三億円を使つております。すべてがそれほど巨額のものを必要とするというものではございませんでしうけれども、汎用性のある優秀なプログラムを開発するというものになりますと、どうしても開発費は相当大きなものになってまいりますし、メーカーが自信を持つて

おつくりになつたものでも、本當に売れるかというところになつてまいりますと、また当たり外れということもございまして、どちらかといふとこれは、私も、ソフトウェアメーカーとの關係で申しますと、リスク軽減といふような感じに力を置いてこの制度を運用していったらどうかと考へていられるところでございます。

○横手委員 そうしますと、量的拡大ということを追つていけば、民間の方でも相当な開発力をつけておられる現実の中にあつて、IPAが民間を圧迫しないか、こういう心配が出てくるし、それから辺にも十分配慮しなければならぬ。民間開発との関連をどう位置づけるかということは大変難しい問題であらうと思ひます。この産業がこれからやがて二十兆産業あるいは三十兆産業に伸びていくのではないかと、言われるだけに、いわゆる官と民とのそういうものがどう調整をしていくかということは大変大事なことでないかと思ひます。

それと、しかし、例えば今度の改正の中に、開発の原資を、採算を前提としてというわけでありまして、そういうことに求られていくわけでありまして、従来どおり一般会計の補助というものがIPAとしてはかなり期待をされておられるのじゃないかという気がするわけでございまして。今局長の答弁の中にございまして、たゞさんの元手が少なくなつたわけでございまして、それでこれが、今おっしゃつたように、なかなか売れないというような点も出てくるということですが、その辺についてちょっと、お聞きをしておると矛盾みたいなものを感じるのでございまして。その点の調整はどういうぐあいに理解すればいいですか。

○杉山(弘)政府委員 IPAの汎用プログラム開発事業に關しまして二点のお尋ねがあつたと存じます。

第一点は、市場性のあるプログラムを開発するというところになると民間を圧迫することにならぬいかというお尋ねでございますが、このIPAが

開発いたしますプログラムにつきまして、IPAの方でこういうプログラムをということで具体的に決めまして、それを民間に開発をお願いするということになりますと、民間が採算的にも十分やうに思われるところをIPAがやっています。こういう意味で民間圧迫という御懸念が出てくることもあるとは思いますが、このIPAの委託システムは、むしろ民間のソフトウェア企業の方からIPAの公募に対して具体的にプログラムを提示をしていただいて、それをみずから開発をしたい、という御要望があつて初めて動き出すわけでございますので、そういう面におきましては、民間で当初から御自分で開発したいと考えておられるプログラムはこういう格好ではお持ち出しにならないで、むしろそうでなく、リスクが高いので開発については若干ちゅうちょせざるを得ないけれども、IPAが取り上げてくれるならばやってみようというものについてお持ち出しになるのではないかと。そういう意味におきまして、民間の圧迫になるということはないのではなからうかと思つてございます。

それからもう一点は、今回産投の出資というところで考えているけれども、採算性との関係で本当に出資でいいのかどうかというお尋ねかと思つていますが、先ほど御答弁申し上げましたように、これまで以上に技術の方、質的な面について助成をするということとこのシステムを運用してまいりますと、どちらかと申しますと採算は二の次になりかねないわけでございますが、私もこれからは、どちらかといひますと市場性、量的な拡大といひますか、量的な御利用をいただける度合いといひますか、を重視してまいりたいと思つておりますので、そういう意味では、採算の問題についてはこれまで以上に向上をする可能性のあるのではないかと。そういう意味で、つくりましたプログラムにつきましましてはIPAの資産として保有されることになりまして、その利用によります収益というものはIPAの収入ということで戻つてまいります。

そういう意味でこれまで以上に採算性が出てまいりますし、私も現時点ではまだ一〇〇%採算がとれているというわけにはまいりませんが、今後数年以内には採算をコストの一〇〇%以上に持つていけるというふうな考えておりますので、そういう意味から、産投会計からの出資という形でIPAに対する助成をお願いするということは決して無理なことではないのではなからうか、かように考えているわけでございます。

〇横手委員 けさはどからずっと議論がされておりますし、新たな汎用プログラムの開発は、先ほど言いましたようにこれからどんどん伸びていくということが予測される。しかし、一つ開発するために莫大な費用もかかってくる。つまり、未知の分野がまだたくさんある。しかし、我が国はこの未知の世界に対してやっぱ切り込んでいかなければならない。どういふ分野に広がってくるかもわからない。こういうことがどんどん広がつてはよくであらうけれども、その向こうに何かあるのか、掘つていって見たら当たるかもわからないし、当たらないかもわからない、こういう点がたくさんあると思うのです。そこで、それらの問題について、民間ではなかなかリスクが大き過ぎるから、あるかもわからないけれども、もしないときにいうことで、今日までちゅうちょしていた面についてIPAがその先導的役割を果たす、こういう大きな面があつたと思うのです。これはもうこれから放棄する、こういうことになりませんか。

〇杉山(弘)政府委員 必ずしもそういう点を放棄するといふことはございませんで、運用に当たりますと、それが私どもの気持ちの置き方といひますか、それがこれまでとこれからでは少し変わつてくるというところで、いわば重心のかけ方を、これまで左足にかけていたものを右足にかけるといふ程度のこととございまして、どちらかだけではないということを考えているわけではないわけでございます。

先ほど申し上げましたように、市場性のあるソフトウェアの開発ということになりました。それはソフトウェア企業にとりましては当たり外れがあり、資金的な負担についてかなりリスク感があるといふことを考えますと、ソフトウェアメーカーの方から、こういうものをやりたいけれども、みずからではちゅうちょと手を出しかねるのだというふうな御希望は依然としてあるのではないかと、そういうふうなことを考えてございます。

〇横手委員 どちらかに決めるようなことはしませんといふことでございまして、そういうことだろふと思つたのですが、別に掘り足を取るといふことはございませんで、一般会計の補助から産投に切りかえたといふことは、採算を重視していきまふといふことに我々はかなりウエートをかけたんだ、ちゅうちょするものだから、それではリスクを伴う開発を一体全体どがやりますか、IPAはそういうものを放棄するのですか、こういう質問をしますと、いやそれも残しますと言ふ。これは何か行つたり来たりで、ちゅうちょ言へば、それは何と云へば、それもそうなんです。ちゅうちょなことで、しかし、お金がかかることとちゅうちょなことから、お金の方については返してもらふ方向に重点を置きました。ちゅうちょ答弁だとちゅうちょと整理がつかないのですが、どうなりますか。

〇杉山(弘)政府委員 どうも私の御説明が不十分であつたために御了解いただけなかったかと存じますが、どちらか一方だけでやるわけではないと申しましたのは、それは法律上から当然二つの要素を考えなければならぬわけでございまして、法律上協会がやることになりまふ特定プログラム開発事業といひますのは、まず要件の一つといひまして、開発を特に促進する必要があるという要件がございまして、これは先生おっしゃる意味での質的な問題、技術的な側面であらうかと思ひます。それからその次に、その開発の成果が事業活動に広く用いられるという要件がございまして、これが先生の御質問のお言葉をかりしますと市場性、量的な問題ということになるんだらうかと

思ひます。したがつて、この二つの要件のいずれも備えておりませんでIPAの委託開発の対象にはならないわけでございます。ただ、どちらの方により重点があつたかという気持ちの問題として考えますと、これまで開発を特に促進するといふ技術的な側面、こちらの方に我々としては気持ちの上で重点を置いてきたといふふうに申し上げたわけでございまして、これからどちらかといひますと広く用いられるかどうか、そちらの方の要素といふものに少しウエートを置いてこの制度を運用してまいりたい、そういうことでございまして、どちらかを切り捨てる、ちゅうちょなことではございませんで、それは法律上からできないものでございまして、この点をひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

〇横手委員 そうだと思ひますし、先ほど三つの要件を持つておるんじやございませんでかといふことを申し上げたのは、もう一つはやはりちゅうちょ育成強化していく、お金も貸し付けていくあるいは保証もしてあげるといふものを持つておるわけとちゅうちょから、この三つの要素はIPAはちゅうちょ携えながらやつていかなければならぬんじゃないか、ちゅうちょうぐあいに思ひますから、もう一遍確認をさせていただきたいと思つております。

今日までもこの汎用プログラムの販売活動を開発をされたものについて行つて御苦労をなさつてきたわけでございまして、IPAが発足をいたしました昭和四十五年から、通産省として幾つかの目的を持たせながら今の協会があるわけでございまして、先ほど言つたように、民間の開発がどんどん進んでくると、この協会には今は三つの要件を持たしておりますけれども、やがてこのIPAそのものの見直しを行う時期が来るのではないかと気がしますが、この辺に対する見直しはいかがですか。

〇杉山(弘)政府委員 ただいまの御質問にお答えを申し上げます前に、先ほどの御質問に対する補足をさせていただきますと思ひますが、ソフトウェア

第一類第九号 商工委員会議録第七号 昭和六十一年三月二十八日

一九

エア業者に対する助成の意味もあるのではないかと、確かにその御指摘のとおりでございます。ただこれまでのごとき、最近の財政事情によりまして、この汎用プログラムの開発事業といえますのは、予算面におきましてはもうふやすこと、伸ばすことというのは限界でございまして、今までのままでございます。これから漸減せざるを得ない、そこまでの瀬戸際に追い込まれておりまして、我々としては三日月のソフトウェア企業に対する助成という色彩につきましても当然必要だと考えておるわけでございます。そういう意味から何とか全体としての予算規模もふやしたいという観点から、今回お金の出どころを一般会計から産投出資に切りかえたという側面もございまして、むしろ我々としては育成という観点も忘れてはならないわけでございまして、その点を追加して御説明させていただきたいと思っております。

それから、IPA全体の業務の見直しの点でございますが、これは当然のことながら、民間のソフトウェア企業が十分すべてのソフトウェアの供給について対応できるようになっておりまして、IPAといたしまして今の事業をさらに続けていくというところは、それこそ民業圧迫になりますのでやるべきではないと思っておりますが、これまでのところソフトウェア企業の力もかなりついてはきておりますけれども、先ほど来御答弁の中で申し上げておりますようなソフトウェア危機へ対応いたすには、まだ民間のソフトウェア企業、力不足と言つては失礼かもしれませんが、必らずしも十分ではないのじゃないかということで、このところしばらくはむしろ今の体制でやっていきたい。先進国並みに汎用ソフトウェアの流通の比率が五割、六割という水準になってきてまして、それをソフトウェア企業が十分供給、対応できるということになってきた場合には、当然のことながらIPAとの関係を見直すべきだという点については御指摘のとおりだと思います。

○横手委員 これから量的な面を追っていくと

いうことで、汎用性を広げていくということとは私は大変大事なことだと思っております。我が国における汎用性については、先ほど来議論がなされておりますように、アメリカにおいては六〇％近くまで汎用性が広がってきた、あるいはヨーロッパ諸国では三〇から四〇％、ところが日本においては一〇％しか汎用性がない。ここにいたっていて、今までの資料を見ても、この中身を聞いても、今日まで完成された本数が二百二十五本、そして普及件数が一万二千二百八十五件、こういうことでございまして、これが平均してこういうことになればと思うのですけれども、中身を聞きますと一本で一万何千本汎用したのがあって、それを引きますとあととはもうほとんど広がっていない、こういうようなことでございまして、汎用性を持たせるといふことは、口ではおっしゃいますが、今まで専門で昭和四十五年からやってこられて、その結果はかくのごとくでございます。これは汎用性に対して販売の努力が少のうございました、こういうことなんぞございませうか、あるいはなぜこういうように低調であったのか、この点についてはどう見ておられますか。

○杉山(弘)政府委員 IPAの開発をいたしました汎用プログラムの利用、普及状況というものが非常に低調ではないかというお尋ねでございますが、先生が今挙げられました普及の数字と申しますのは五十九年度末の数字であらうかと思っておりますが、その後六十年の十二月までに約五千二百件ほどの利用が追加されましたので、六十年十二月末までの累計では一万七千四百五十六件ということでございます。特に年度別の普及件数を追っていただきますと、五十八年度以降三年度間におきまして相当普及が高まってきたということは御了解いただけるのではないかと思います。

ただ、これで十分かということになりますと、もちろん我々はこれで満足しているわけではございませんので、むしろIPAとしても、これまでつくることにはかなり情熱を傾けてきておりますが、使っていただくことについてどこまでやって

きたかということについては反省すべき点もあるのではないかと、今年度からはソフトウェアショー等にIPAみずからが出品をして広くユーザーの方にお見せをする、デモンストレーションもやってみる、各地で説明会等も開催するというところで、開発したものをつかき御利用いただくように、普及の方にも相当力を入れてやっていきたいと考えているわけでございまして。

○横手委員 これは議論をすればいろいろ出てくると思いますが、いずれにしてもこれだけの、その後ふえておりますということですから結構なことでと思っておりますが、この時点で見る限り、その普及件数の一万二千何千のうち二百二十五本のうちの一本が二本がばつと広がって、一本で一万何千件広がった、したがってそれを差し引くとあとの二百二十四本ではほとんど広がってない、こういうことなんですね。そこら辺の話を聞きますと、日本人はつるしつるの背広よりもあつらえが好きでございまして、そんな国民性がございまして、こういうことを聞くのですが、我が国の汎用プログラムを普及をしてみせると言われる通産省にとつて市場を開いてみせると言われる通産省にとつては、それではちよつと逃げ腰ではございませぬか。我々から見てもちよつとそれは単なる言いわけではございませぬかと言いたいわけでありまして、しかし、その後伸びてきたし、売り方についても積極的ないろいろなところを利用しながら、これからはその量を追う、こちらに右足をかけますというところを言っておられるわけですから、ひとつ積極的な御努力をお願い申し上げたいと思う次第であります。

それでは、あと二、三御質問をさせていただきます。昨年の法改正で盛り込まれた電子計算機の連携利用に関する指針ということでございまして、特に附帯決議にある電子計算機と同業種、異業種間の相互連携利用についてどういうぐあいになっておりますか。こういったことは一面大変いいことであるし、当然のことだろうと私は思うの

ですけれども、ある中小企業がどこかのグループに属していた、ところがそのグループの中で統一したものをつくり出すやないかということですが、それが進められる。当然関連企業も含めてやられるのですが、たまたまその企業はもう一つのグループにも属していた、こういったときに、それぞれの親企業といいますが、グループの圧力によるその中小企業に対する不公平な取引上の弊害を防止する、こういったことも同時に配慮したものでなければならぬと思っておりますが、その進捗状況と今申し上げた点について、いかがでございませうか。

○杉山(弘)政府委員 前回の改正で導入していただきました電子計算機の連携利用の指針でございますが、これにつきましては、改正法律が四月一日から施行されることになっておりまして、それに備えてなるべく早く具体的な指針を示したというところで準備を進めております。これは各事業の所管大臣がその当該事業につきまします連携利用の指針を公表することになっておりますので、通産省といたしましては、とりあえず四月一日には鉄鋼業におきまします連携利用の指針を具体的にお示しすべくいろいろな準備を進めております。そのほかにも、家電でございまして、それから石油流通関係、さらには繊維等々、幾つかの分野におきまして業界内の検討が進んでおりますので、その結論が出るに従いまして逐次追加をしてお示しをいたしておきたいと考えております。

それから第二番目にお話のございましたように、この連携を進めていく場合に、中小企業に対して系列化なり不正な取引を強要する等、悪影響を及ぼすことがあつてはならないのではないかと、確かにございまして、情報処理振興審議会からつい最近新しい電子計算機の利用高度化計画の御答申をいただく際に、この電子計算機の連携利用に関する指針の共通イメージということについても御審議の結果を我々にお知らせをいただいております。その中で、先生御指摘の点に関連をいたしまして、この連携指針というものには中小

いま一つは、これは近い話でございますが、例えばビデオ、これがメーカーによってそれぞれ規格が違った。そこでもう定着をしてみました。だから、消費者はそのようなことがわかりませんから好きなテープを買ってくる、そしてはめてみたから何とこれには合いません、これは本体をかえてもらわなければならない、こういうことになってしまっているわけです。先ほど来申し上げまし

ましたように汎用性が非常におくれておると言うことが一つ。これは数字は先ほど申し上げたとおりであります。それからさらにはソフトウェアの工業化、手作業から工業化していく、このおくれないため。こういったことが我が国のソフトウェアの危機だと言われるゆえんではなからうかと思いますが、これらに対する大臣の所見をお伺いを申し上げます。

界について大臣からの釈明がございました。私は、これはこれで各委員の先生方もおっしゃったようなことで毅然としてやってもらわなければならぬことだと思えます。しかし、事この繊維産業を中心としたこれらの構造改善事業は、ほかの十業種は今進んでおるのでございまして、去年の十一月に破産をいたしました機械はまだ支払われておりませんし、お聞きをすると、おくれるのでは

以上で終わります。ありがとうございます。

○野田委員長 野間友一君。

○野間委員 私、最初に燃糸工連の汚職事件につきまして一言ただしたいと思います。

とにかく三年間で七十五回、時効にかかった分

〔佐藤（信）委員長代理退席、委員長着席〕

ただ、この問題につきましては、IPAでは先ほど申し上げましたような各企業からの優秀な技術者約四十名の出向をいたしておりますし、また学識経験者にお願いをいたしまして技術委員会というものをつくりまして、そこでも技術的な面についていろいろアドバイスをいたしていくことになっております。問題につきましては、例えば複数言語の問題については、複数言語それぞれについてワークベンチを入れるということについてはなかなか難しいところがございますけれども、そのうちの主要なものの幾つかについてのワークベンチを入れるというようにすることで解決していく等々、私どもとしてはある程度その問題の解決については自信を持っております。

○野間委員 そう言われますけれども、これは一つが大変難問ですね。だから、二百五十億という予定がありますが、さらにこれを超えて政府が出資しなければならぬということはないでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 先ほどもお答えをいたしましたように、我々としては当初計画の線に沿ってやっていきたいと考えております。

○野間委員 大変なスタッフを抱えて仕事をしておられるお話がありましたが、私いろいろ聞きますと、この中で独立系のソフト、これらの参加がほとんどない、あるいはあってもわずかなだ。さらに委託開発についてもほとんど仕事がない。大手とかあるいはコンピュータメーカーの子会社というか、あるいはコンピュータメーカーの子会社というか、独立系のソフト会社、こういうところから実際に仕事にありつけぬということになっておるのじゃないでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 先ほどお答えをいたしました参加企業百二十五社のうち、独立系ソフト会社数については、私も十八社の御参加をいたしております。その中には近畿システムハウス事業協同組合、これにつきましてはメンバー企業が約百五十社、それから北海道事業協同組合、これにつきましてはメンバー企業が五十社、こういうよ

うなシステムハウスの組合の御参加もいたしておるということで、先生御指摘のように、独立系のシステム企業が参加していないのではないかと、少な過ぎるのではないかと御批判は必ずしも当たらないのじゃないかと思っております。

○野間委員 必ずしも当たらないとおっしゃいますが、いろいろ聞いてみたらそんなんですよ。しかも、仕事は実際にはないというのですよ、特に委託会社等について。この点は、やはりきつちりそういうことのないようにせざるべきじゃないかというふうに私は思うのです。

このシグマシステムですけれども、これは一体だれが使うようになるのか。確かに中小企業の場合、関連大企業の端末として参加することがあるかもしれないけれども、中小企業がこれを使うというところはまず考えられないと思うのです。もともと大型コンピュータを使っておる大企業などが結局これを使うことになるのじゃないかと思っております。

○杉山(弘)政府委員 私どももいたしましては、できるだけ多くのシステム企業に対して御利用をいたしたいというのを考えておりますので、このプロジェクトが完成をいたしました場合に、そのシステムの利用料金、利用条件等の設定に当たりますと、中小のシステム企業の方にも御利用をいただけるように、できるだけ御利用しやすいような料金、条件というものを設定したいと考えておりますので、実際にできました場合には、先生おっしゃるような大企業だけではなくて中小企業にもできるだけ御利用いただけるように、こういう配慮は十分していくつもりでございます。

○野間委員 そう言われますけれども、結果を見なければわからぬと言えませんが、私は非常に疑問に思っております。

それから、IPAをつくったときに、国産の技術の開発とかあるいは自主的な技術を開発させなければならぬというようによく言われたわけでありまして。しかし、今の話にもありますように、IPAの中に外国系が八社でしか参加してお

る。ちょうど、この前の改正のときの法案審議に当たりまして、私はATTが参加するのじゃないか、結局、国民の税金を投入してつくったものが全部外国に流れるのじゃないかという危惧を表明したわけでありまして、参加が八社と今お答えです。ATTがUNIX・Vという日本語用のソフトを開発し、販売するというのが報道されておるわけです。

結局、自主技術の開発と言うが、今やっておられるIPAの運用の実態等を見ますと、必ずしもそうではない。しかも、今申し上げたように、UNIX・Vが大体使われるということが言われておるわけですね。そうならましたら、ますますアメリカにこの種技術が従属するということになるだけではない。ATTのUNIXのC、これがOS、つまり基本ソフトになるということになりましたら、ほかのOSを不利にするという問題もあると思っております。特許に關しては、これは村田通産大臣のときですけれども、コンピュータ関係の特許をIBMに開放するということが大

大に取上げられまして、新聞報道等にも出ております。こうなりましたら、要するに、国民の税金で金をつぎ込みながら参加したのがATT等外国の企業、しかも特許等についても、今申し上げたようにこれ税金をつぎ込んで工技院等が、あるいは日本の民間も共同で開発したコンピュータ関係の重要なそういう特許が全部アメリカに流れるというところにもなりまして、そうならましたら、自主的な開発とかあるいは国産技術の開発ということとは逆の方向で今運用されていると言わざるを得ないと思っております。いかがでしょうか。

○杉山(弘)政府委員 お答えいたします前に、先ほどの私の御答弁の中でちょっと訂正をさせていただきます。百二十五社中十八社が独立系ソフト企業、こう申し上げたわけですが、百二十五社の御

参加をいただき出向技術者四十名の御派遣をいただいておりますが、そのうち十八人が独立系ソフト企業からの出向者であるということでございますので、訂正させていただきます。

それから、シグマのオペレーティングシステムについてUNIXを採用するという点でございますが、それはUNIXそのものを全部使うということではございませんで、私どもが今考えておりますところは、シグマオペレーティングシステムの三分の一程度はUNIXの要素をそのまま使

い、残りの部分は日本側で新しくUNIXを改良する等、日本的な要素を加えるということでございます。三分の一に相当する部分がUNIXからのもの、それ以外は日本的なものでござ

っております。白紙の状態からすべてのシグマOSを日本側で開発するということになりまして、資金的、技術的、期間的にとても当初予想したようなものでは済まないというところから、既存のものをできるだけ利用しながら、その中で日本的な特徴もぜひ出していききたい、こういうことで今のようなことを考えているわけでございます。

○野間委員 割合はどうかわかりませんが、通産省からもった資料でも「UNIXが最も近くかつ優れていることから、これを基礎として「SOS」を開発する」と明確に書かれてい

めるということでございます。

それから、UNIXを基礎とするということでは、先生の御質問によると、直ちにアメリカに従属というふうに関係するわけですが、UNIX自身は特定の企業にしか使用させないというものでなくて、広く開放されておるものでございまして、そういうものをベースといたしまして時間的、資金的等々の面からシグマOSを開発するということは、それ自身が必ずしもアメリカ一辺倒であるということにはならないのではなからうか、かように考えております。

○野間委員 必ずしもという形容詞を置かなければならないところに今の答弁の苦悩があるのじゃないかと思うのです。

中小のソフトウェアを大事にして活動の場を確保してほしい、これは非常に強い要望があるわけですが、同時に、中小企業の情報化促進の要求とかみ合うような形で工夫する。本当に中小企業者のことを意識して事業を進めているのか疑問に思えてならないからお聞きしているのですが、いかがですか。

○杉山(弘)政府委員 先ほども御答弁いたしましたように、大企業ないしは大企業の系列だけではなくて、独立系のソフトの方々の出向もいただいておりますし、また利用に際しましては、できるだけ中小のソフトウェアメーカーの方々に御利用いただけるような利用料金、利用条件等を設定したいと考えておりますので、先生の御注文については、私どもも当初から十分そういう方向で考えておりましたということを御返事申し上げます。

○野間委員 いろいろ言われますが、実際そうやっていないですよ。独立系ソフトの人に実情を聞いてください。

次に、中小企業の情報化について二、三お聞きしたいと思えます。

特に製造業の場合には五〇%、こうなっておるわけですね。これには、親企業の要求あるいは情報化に対応して云々ということと巻き込まれる形でやっておるケースもありませんが、業績を向上させたいということと自主的に導入を進めておるといふケースもあります。ですから、こういう中小企業の努力をぜひ政府としても支援すべきだと思っておりますが、具体的な施策がありましたらお聞かせいただきたいと思います。後でまた法案がありますけれども……

○遠山政府委員 御指摘のとおり、中小企業の情報化につきましては、大企業に比べておくれおくれしております。それは、中小企業が知識、人材面あるいは資金力の面で情報化になかなか対応できない面がある、こういうことでございまして、情報ネットワーク化の時代で大企業とネットワークを結んで中小企業が情報化を進めていく、そういう場合に御指摘のような状況が生まれることもある、こういうことだと思えます。

私どもとしては、おくらしている中小企業の情報化をどのように進めていくかということについて、対策を講じておまして、特に情報化についての啓蒙、普及、そういった面からやる必要があるんじゃないかということで、各種の情報化事例集をつくりましたり、情報化をいたします具体的なやり方を示したり、各地域におきます地域情報センターを整備いたしましたので中小企業の情報化を指導する、さらにそういう指導のための人材を養成する、そういった中小企業のための情報化対策を進めてまいっているところでございます。

○野間委員 IPAが持っております特定プログラム、これは資料をもらいましたが、二百五十七テーマですね。このうちの中小企業向けテーマが四十五テーマと聞いているのですが、一七・五%、非常に少ない。しかも、これは五十八年ごろからですよ。今までずっと長い経過、四十五年からありますが、わいわい言われた中でやっと金を投入して四十五テーマということになったわけですが、実際にこの中でよく売れておるプログラムで中小企業向けは一体どうなのかと調べてみますと、ごくわずかですね。いかがですか。

○杉山(弘)政府委員 中小企業向けのプログラムは、御指摘のように五十八年度から開発いたしました。年間十五件ずつ六十年度まで入れて四十五件開発いたしました。

その利用実績でございますが、六十年度分につきましては現在開発中でございますから、むしろ今までは五十八、五十九両年度に開発されました三十件が利用対象になっておるわけでございますが、昨年十二月までの普及件数は二百四十八件でございます。

先生おっしゃいますのは、IPA全体として開発したプログラムの中で、普及本数の多い順から数えまして約三十本の中に中小企業向けのものは二本ぐらいいしか入っていないじゃないかという御指摘かと思えますけれども、ただいま御説明申し上げましたように、三十件のプログラムが既に三年度間に二百四十八件利用されているということではございませんので、そう少ないということではないと思えます。

○野間委員 二十九テーマの中で三位ですね。五十八年にできたものが、普及本数二百四十四本。それから十八位ですね。これは「新聞販売店経営合理化管理システム」これも五十八年にできたのですが、普及本数が三十七本。どっちにしてもごくわずかですね。トップは何かといいますと「マイコン用ビジネスグラフィックプログラム」これは一万五千二百七十九本。相当普及しているのですけれども、二番目からずっと普及が落ちております。だから、こういういろいろな数字から見ますと、やはり数が少ない上にもっといろいろ工夫が必要じゃないかという感じがしてしょうがないんですが、最近いろいろふえておるといふふうには言われませんでしたけれども、そういう点で十分中小企業の要望を聞いて、本当に役に立つものをつくるべきじゃないか。三番目が「管工事業積算・原価システム」こうありますね。これにしたって普及本数が百二十四本。トップが一万五千二百七十九本

ですから、一位と二位以下はもう全くけた違いで話にならない。こういう状況の上に中小企業関係が非常に少ないということですから、もっと要望を十分聞いて、本当に使えるようなものをぜひつくってほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○杉山(弘)政府委員 おっしゃいますように、委託してつくりましたものができるだけ広く利用されるということは必要でございますし、そのためにテーマの選定でございますとか、またでき上がったものの普及というものについていろいろ工夫を凝らしていかなければならないということにつきましては、私どもも全く御指摘のとおりと考えております。例えば普及問題につきましては、IPA自身が、これまでのパンフレットというよりなものだけではなくて、実際に開発しましたソフトウェアをソフトウェアショーなどに出品し、デモンストレーションをするというようにすることも考えてまいりたいと思えますし、テーマの選定に当たりましては、中小企業関係団体の御要望等も取りまとめるというような格好で、これからはできるだけ工夫を凝らしていきたい、かように考えております。

○野間委員 こういう売れ方を見ておきますと、これは一体収支のバランスがとれるのかどうか非常に疑問に思うのですが、いかがですか。

○杉山(弘)政府委員 収支のバランスの問題でございますが、これまでは私どもどちらかといいますと、システムハウス、ソフトウェア企業の技術力の向上という点に重点を置いてまいりましたので、市場性につきましては二の次にしてまいりました。そういう意味では、採算性の問題について御指摘のような傾きがなかったわけではございませんが、採算性の問題につきましては昨今はかなり力を入れてきておまして、五十八年度でございますが、委託をしましたプログラムにつきましましては、委託費の見込みが八三・九%ぐらいいまで行ってお

ます。

です。

です。

の質問時間は五十分でありましたが、それを三分の一度にしないで、私はいくつかの状況になりました。したがって、私はきょうのこの委員会において、一として情報産業発展の経緯と情報処理振興事業協会の果たした役割、二としては情報産業の今後の展望とソフトウェア危機、三番は昭和六十五年の二十四兆円と六十六万人技術者不足の計算の根拠、四番目として情報処理技術者不足についての対策、五番目として技術者不足と技術試験制度の関連、六番として技術者試験制度改革の必要性、七番として大学、専門学校、高校の対応、八番として昭和六十年、第百二国会の情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案の附帯決議について、九番目として今年度予算の十八億円の根拠、そして十番目としてシグマ計画を含む今後の対策についての要望ということで質問準備をしたのですが、今申し上げましたような外的な条件で質問時間が大幅に短縮されたというところでございますので、いろんな関係を省略をして、やはり最も重大だと思ふこと一点に絞って質問いたしますので、答弁の方も要領よくお願いをいたします。

それは、この情報産業の関係で同僚議員からも言われておりましたが、昭和六十五年には二十四兆円という大変な産業に発展すると言われておりますし、また、その昭和六十五年には六十六万人技術者不足になると言われております。これの根拠について、まず伺いたいと思います。

〔委員長退席、野上委員長代理着席〕

○杉山(弘)政府委員 先生御指摘のように、ある調査によりますと、現在十三兆円でございます情報産業の売り上げが六十五年度で二十四兆円、非常に高い伸びを示すことが言われております。この辺は、これまでの情報産業の伸びを見てまいりますと、決して実現不可能な数字ではないというふうに考えます。

そういう前提で考えましたときに、情報処理関係、特にソフトウェアの技術者の不足ということが非常に問題になってくるのではないかと我々考

えているわけでございます。その結論といたしまして、私どもの想定では、御指摘のように六十五年度で六十六万人の技術者不足という結論が出てくるわけでございますけれども、その想定に根拠に基づいて簡単に御説明申し上げますと、昭和五十九年度現在の情報処理技術者の数は、約四十万人ということが私どもの調査の結果、把握されております。

ところで、今後の情報処理技術者に対する需要でございますけれども、過去の昭和五十二年から五十七年度の実績の平均値で見ますと、年率約二六％で伸びてきております。この伸びがこれからは続くということで考えますと、六十五年度におきます必要技術者数は、百六十万人ということになるわけでございます。

一方、情報処理技術者の供給増の数でございますけれども、これは約一三％であるというものが過去の実績でございます。これも今後一三％程度の伸びは期待できるといふことで考えました。さらに、その上で技術者一人当たりのソフトウェアの生産性の伸びというものが年率約四％期待できるということになりますと、生産性の向上を含めまして技術者の供給増というものが年率一七％ということになるわけでございまして、需要増の二六％とのギャップをとってまいりますと、これが六十五年度で六十万人になる、こういう想定でございます。

○城地委員 今数字の根拠が示されましたが、本来であればその一つ一つについて、例えば過去一三％の伸びであったとか、一七％の伸びの推定の根拠は何かとか、さらには二六％で伸びてきているその数字の根拠をさらに突っ込んでやるべきですが、最初に申し上げましたように時間がありませんので、私は若干乱暴な言い方になりますけれども、私自身の考えていることを申し上げて、これは大臣にも御答弁をいただきたいと思うのです。

六十万人という数は、私は大変な数だと思うのです。しかも六十五年というのはあと四年後で

ございます。教育というのは大変時間と人手のかかる仕事でありまして、そういう意味で一口に六十万人、それがよければ四十万人になったとしても、とにかく大変な数だ、四万人とか六万人というのと違いますから、そういう意味では大変な数だと思ふのです。

そして、この通産省、文部省から出た数字から見ても、例えば日本における専修学校が全国百三十校ある。大学、高校は別にしまして、専修学校で昭和六十年に入学した人間が四万五千人いるという数字が出ております。かつては一人、二人であったのが、どんどん専修学校がふえていくことも事実です。しかし、到底四万人ぐらゐの専修学校では、その六十万人の不足を補うのには四年や五年ではできないということになる。大学に新しくいろんな学部、学科の創設があつたにしてもそれは難しい。

そうしますと、二十四兆円になるという産業、しかもこれからの日本の国が生きていくために非常に重要な根幹を占めるであろうこの情報産業、同僚議員からも言われましたように、これから情報化社会がどんどん来る、そういう中で考えますと、やはり私は何といたしましてこの人的な対策というものは何といたしまして最も重大じゃないか。教育は、今も言いましたように一年二年でできる問題ではありません。あと四年しかない。四年で六十万人も不足するというのは、大変な画期的なことをやらなければ、この不足の解消はできないし、産業の生々として発展維持もできないんじゃないかと考えるわけであります。

しかも、ソフトウェア危機と呼ばれているそれらの中にも、この人的なものが非常に問題になっているわけであるし、結局汎用のプログラムの問題にしても、アメリカ等から比べて日本は全体の一〇％しかないというところでおきている。あれやこれや考えて、どう考えていってもこの人的な対策が最も緊急なことであるというように思うわけでありまして、したがって今のような状況で、たゞ足りないんだ、何とかしなきゃならない、少

し教育したり企業の中で協力してもらえば何とかなるというような性質のものではないような気がするわけでございます。そういう意味で、何か抜本的にこれをやれば何とかなるというような決め手を今考えに思ひにいらっしゃるならば、そのことをお示しをいただきたい。

〔野上委員長代理退席、委員長着席〕

○杉山(弘)政府委員 技術者の絶対数の確保の問題につきましては、先生おっしゃいましたように必ずしも樂觀は許されなと思います。私ども、そのための対応といたしましては、当面専門学校の情報処理技術者に関するソースとしてのウェイトが大きいものでございますから、この卒業者がなるべく早く一人前の技術者として育っていただきたいと思ふわけでございます。現在、情報処理技術者試験の合格率は受験者の一四％と非常に少ない数でございますので、何とか専門学校の教育内容の充実を図っていただいて、この合格率が高められないだろうかということが第一点でございます。

それから第二点は、もう一つの技術者の供給ソースは社内教育でございます。社内教育によりまして技術者の確保ということをバックアップするために、今御提案申し上げております法律改正が実現できましたならば、我々としては企業内の技術者研修用のプログラムを早急に開発をいたしまして、これをなるべく多くの企業に御使用いただき、企業内の技術者の教育、研修のためにお使いをいただくということを考えております。

将来におきましては、大学におきます情報処理関係の学科の増設というようにことも文部省に対してはお願いしなければいかぬかと思ひますけれども、六十五年度という当面の目標年度との関係でいきますと、これは非常に簡単に実現できることではないと思ひます。

そこで何を考えるかということになるわけでございまして、私どもがそれに対する最大の決め手と考えておりますのは、いわゆるシグマ計画によりましてソフトウェアの生産工業化でございまして

て、それをやりますことによつて、今大体プログラムを開発します場合に電子計算機による部分が割から二割で、残りが人手によつていて、その比率をむしろ逆転させたいということで考えておりますので、それが実現できると生産性の向上が飛躍的に図られるということになりますので、先ほど来申し上げております技術者の供給増対策と相まちまして、何とかこのソフトウェアアクライシス対策としてやっているのでないか。もう一つは汎用プログラムの利用の促進ということでございまして、この三つが相まちまして六十五年度までの当面の技術者不足対策として有効になるのではないかと考えておる次第でございます。

○城地委員 今御答弁がありました、確かに今言われたようなことで有効になることは私も否定はいたしません。しかし六十万人の不足を全部、例えばシグマ計画がうまくいったとか、それから汎用プログラムが非常に普及したといつても、私はそれでカバーし切れるものじゃないと思うわけでございまして。したがって、時間がありませんで私の独断的な見解を示して、大臣に御答弁をいただきたいと思います。

今大変な時期だ、今ならまだ間に合うという意味で申し上げますが、特にこれからの問題を解決するために、私はむしろ専門家に、これは教育の専門家も含めてですが、この対策を今やっておかなければ間に合わない。今御答弁があったようなことで何とか三万、五万は解消されます。しかし今やっておかなければだめだというように感じておりますので、特別な委員会を設けるなり専門的な機関を設けて検討して、早急に結論を出して新しく着手をしていただきたいというふうに考えます。

その前提として、先ほどから専修学校とか専門学校がやり玉に上がっています。六十年度の第二種情報処理技術者試験の学歴別合格者数というのを見てみますと、例えば大学院の場合ですら五〇・七％の合格率なんです。大学で二九・八％、短大、高専で一八・二％、専修学校、各種学校で

一四・七％、高等学校はほぼ同じ一四・九％。まあ専修学校、専門学校の受験者数が三万六千人と多いことは多いのですけれども、全体にこの技術者試験が非常に難しい内容なのか、受けた方の程度が低いのか、どちらかでしょうけれども、合格率というものは非常に低いわけで、全体としても二〇・九％の合格率であるわけですね。そういう技術者試験の内容にももう少しメスを入れてもらわなければならないということ。

もう一つは、これも通産省で出した資料によりますと、例えば「ハードウェア及びソフトウェアに対する国の補助金及び委託開発費の推移」というのがあります。これは通産省の所管分だけですが、例えば昭和四十八年、ハードに対しては十九億八千八百万、ソフトに対しては十九億八千八百万、ずつと飛んで今度昭和五十三年には八億八千八百万、ハードが百二十八億九千八百萬、ソフトは二十二億七千九百万、要するにけたがけ一けた違うわけです。ハードに対する助成委託というふうなものと多少違うことは私もあるのですけれども、ソフトに対する力の入れ方ですね、お金の関係での力の入れ方というふうなものをもっとやらなければ、この六十万人の不足を何とかカバーしたり、さらにそういうことに対応できるようなことにならないような気もするわけでありまして。

この二つの、情報処理試験の合格者の関係、さらにはその予算の関係だけではないかと思ひますけれども、私が最初に申し上げましたように、このために特別な専門機関を設けるなり、そして具体的にこの問題だけでも突っ込んだ検討をして早急に結論を出してもらいたい、私はそう考えるのですが、それに対する御見解を伺いたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 技術的なことは局長から答弁をいたさせますが、先生のおっしゃる通りに、果たしてそれだけの人が四、五年間でそろるかどうか、これは本心に心配なところだと思ひます。現在、産業構造審議会の中で情報産業部会とい

うのがあります、そこでこれらの問題も含めまして、今どういうふうにするのいか勉強中でございます。それはここの十二月までには答申が得られる見込みでございます。来年度予算等との問題も絡め、政府としてもできるだけの応援をしていきたい。

それからまた、日本の会社は、外国に売るのが余り売れないということになってまいりますと、国内にコンピュータを売りたい、売りたいけれども結局使う人がいないというのでは売れないわけですから、やはり自分で自主的に各所に、学校とは言いながら講習会場みたいなものをこしらえて、コンピュータの操作をするために無料あるいはそれに近いぐらいのなで各所で教育を始めておきます。そういうようなことで、ある程度野が広がると民間自身もやっておりますから、そういうのを大いに奨励をし応援をして何とか間に合わせる。また、それが間に合わないければ、何十兆になると言つたてならぬわけですね。だから最初から二十五兆円になるわけではなくて、そういうのが広がって二十五兆円になるだろうという推計なのであつて、金が先に出てくるわけじゃありません。それがうまくいけばあるいは二十五兆円になるだろうということでありまして、うまいくように応援をしていきたいと思ひております。

○城地委員 では、最後に申し上げます。今の答弁だけではまだあれです。時間があればもっといろいろ突っ込んでやりたいのですが、そういう前向きな努力をしていただけたらということでありまして、私には十二月の答申なんというものは、私は自分が民間の出身だから言うわけじゃありませんが、まさにのうのと、のんべんだらりんとは言いませんが、いろいろな専門的な人を集めるから時間がかかるのでしようが、例えば三週間、結論を出すとか、少しピッチを早めて、一週間に一回やつたのを一週間に二回やるとかいうことをやつてやらないと、一つの重大な決定をするためにやりますのじゃないか。ですから、

十二月答申なんて言わないで、そういうものについては早めてもらうように努力をしていただきたいことを要望し、そして全体の対策としても、今大臣から御答弁がありましたように、日本の産業のために非常に重大なことでありまして、それらについて十分なる対策をお願い申し上げます。

○野田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○野田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野田委員長 本日、内閣提出、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案が本委員会に付託になりました。

この際、本案を議題とし、その趣旨の説明を聴取いたします。渡辺通商産業大臣。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○渡辺国務大臣 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御高承のとおり、近時、技術革新、情報化及び国際化の進展等、我が国経済社会を取り巻く内外の環境は急速な変化を遂げておりますが、今後我が国経済社会が内外ともに調和のとれた発展を遂げていくためには、こうした変化に対応し、経済社会の基盤の充実に資するような新しい施設の整備を促進することが緊要の課題となっております。また、このような施設の整備は、現下の内需拡大の要請にこたえ、地域経済社会の活性化を図る上でも極めて重要であります。このような施設の整備は、民間事業者の資金的、経営的能力を最大限有効に活用する形で、これを推進することが望ましいものであります。しかしながら、これらの施設は、前述のような意義を有するものの、これまでの整備の実例に乏しい上、収益性が低く、投資の懐妊期間も長期にわたるため、民間事業者がその整備を行うためには、税制を初めとする呼び水の政策支援措置が不可欠であります。

以上のような観点から、特定の基盤施設の整備を行う民間事業者を支援するための法律の枠組みをつくるために、本法案を立案いたしましたものであります。

本法案の概要は、次のとおりであります。
まず第一に、本法案において「特定施設」として整備の対象としておりますのは、次の六種類の施設であります。すなわち、

- 一 工業技術の研究開発及び企業化の基盤施設
- 二 電気通信業等の技術の開発研究施設
- 三 情報処理の事業の発達のための複合型施設
- 四 電気通信業等の発達等のための複合型施設

五 国際経済交流等の促進のための国際見本市場施設及び国際会議場施設
六 港湾の利用の高度化のための施設
であります。

第二に、特定施設の整備を促進するため、主務大臣は、特定施設の整備の基本的方向等を定めた基本指針を策定するとともに、民間事業者が作成した特定施設の整備計画について、基本指針等に照らし認定を行うこととしております。

第三に、認定を受けた整備計画に従って特定施設の整備の事業を行う事業者に対し、特別償却等の課税の特例措置を講ずるとともに、事業の実施に必要な資金の確保、「産業基盤信用基金」による債務保証等の支援措置を講ずることとしております。

第四に、特定施設の整備の事業を円滑に推進するため、都市及び港湾の基盤整備事業と連携を保ちつつ計画的に実施するという仕組みをとることとし、特定都市開発地区及び特定港湾開発地区の指定並びに当該地区における開発整備の方針の策定等の所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○野田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○野田委員長 次に、内閣提出、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横江金夫君。

○横江委員 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の質問を申し上げます。私自身何か歯がゆい感じがするわけでありま

す。それは、中小企業の強化を図るべきその立場にある通産省の、しかもエリートの方が、その本分を忘れて、中小企業の皆さんを踏みしめるような、実はきょう同僚議員からも指摘がございまして、燃系工連のあの一連の不正事件にあるわけでありました。汚職の発展、また通産省の課長の逮捕、この問題を見て、私自身は本心に憤りを感ずるわけでありました。

そこで、大臣もこれから参議院の予算委員会の方へ出席でございしますので余り時間がございませぬが、このような不正事件に対しては本会議でも遺憾の意も表明されました。あるいはこれに対する監視体制とか、業者の皆さんとの接点の問題等につきましても、今後の具体的な方策も示されました。しかし、私はここで一つ大臣にどうしても気持ちをお尋ねしたいのですが、エリートの幹部の皆さん方、ある意味では偉い人のその姿を見ながら、当たり前ではないかという感じが実はあるのではないかと気がするのです。

例えば、それは何かと申し上げますと、もちろん業界の皆さん方と大臣あるいは官僚の幹部の皆さん方とのつき合いは、私は、そういう意味で企業界の発展、業界の発展のためには必要だと思えます。しかし、それがあたかも、今逮捕された皆様方の立場から見た場合に、何がしか上の連中だけがなんというような気持ちがあつたとするならば、これは私は渡辺大臣のことを申し上げているわけではございませぬけれども、そこらあたりの反省というものは、当然これから二度とこのような事件を発生させないために、私自身は、監視体制や、それ以外にも大臣や幹部の皆さん方の姿勢というものが当然第一義的に出てこなければいけないと思うのです。

燃系工連だけの問題じゃありません。例えばパティーの問題はいかがでありますか。何倍か多くの皆さん方買わしていると思うのです。これは国民からもひんしゅくを買っているのです。しかも一生懸命中小業者の皆さん方を指導する幹部の方々にしても、何だ政治家なんてものは口では

いいことを言っているけれども腹の中ではこんなことがあるんじゃないか、おれらが少しぐらいはという気持ちがあるかないか知りませぬけれども、そこらあたりの点が今回のこの事件の反省として出てこなければ、私は第二、第三だって当たり前に出てくると思うのです。そこらあたり、大臣がどうのという意味じゃありませんけれども、反省の上からいけば、パティーの関係の券を売る、あるいはいろいろな金をカンパでいただく、業界と接点を持つ、この辺のところについての反省がまず必要だと思いますが、大臣の見解をひとつお聞きをいたしたいと思います。

○渡辺国務大臣 幹部は襟を正してやらなければいけないということは、私は当然のことだと存じます。パティー券の話が出ましたが、国会議員は皆さん政治家でございまして、アメリカなどでやっておるパティー券のことで、結局政治資金規正法というふうなものがございまして、もちろん一定の限界があるわけでありまして、やはりこれも行き過ぎはいけないということであつて、パティーが一切いけないというとは言ひ切れるかどうか。本来ならば、個人が買つてくれれば一番いいわけでございます。したがって、それらにつきましても自粛をしていく必要があると考えております。

○横江委員 私も政治家の端くれでございまして、このことにつきましても政治資金規正法の問題のあることも百も承知をいたしております。個人が望ましいことも百も承知をいたしております。しかし、このような事件は氷山の一角で、例えばそれは個人のパティー券の協力じゃなしに、業界と役所とのつながりがあるからこそ、その間隙を縫って、しかも表に出るような数字じゃなしに、常識的な数字じゃなしに、私どもや普通ではわかりませぬけれども、そこに携わっている関係の官僚の指導者の方、私は百も承知してみえると思うのです。

そういう意味合い等からいきまして、今回の場合に行き過ぎかどうかというこのパティー券の

そういうことでございますので、通産省主宰の指導会議の構成は、通産省の生活産業局と中小企業庁、関係通商産業局、都道府県、事業団、商工会、組合という、関係者全員が集まってやるわけでございますので、むしろ指導会議の方が、決して診断の方が十分じゃないという意味ではございませんが、指導会議においてはより設備廃棄事

させる契約を締結して、ガソリンスタンドを置いていたというケースでございまして、その点につきましては会計検査院から指摘されまして、繰り上げ償還の措置をとったわけでございします。

○横江委員 まだその繰り上げ償還が残っているという話も伺っておりますけれども、私が一つ一つを指摘しないと、今のお話の一般論的に昭和三十年のような話でカムフラージュして、一つ一つを指摘すると初めて具体的な話が出てくるというのには、僕は答弁に非常に積極さが無いと思うのです。何か一歩退きながらの答弁だということを感じてなりません。こういうようなことが近代化という、しかも高度化といういい制度で、僕らもずっと積極的な、そういう中で今の答弁ももっと前向きで答えたい、かように実は思うわけでございします。そういう事実の指摘をしながら、私自身もこれからの前進という意味で指摘をさせていただいておりますので、これに対するコメントもあるならばひとつお答えいただきたい。

あわせてまして、これと同時に、一緒にございしますが、きょう審議をしております近代化の設備資金助成法、これはそういう意味では実はないわけでありますけれども、こんなことがあるのです。それは、非常に偏り過ぎていてというように思うのです。その偏り過ぎていてというのには、業態的にいいますと機械金属や繊維工業等が九〇％くらいを占めているのです。あとはほとんどないのです。特に町の活性化だということでもありません。例えば魚屋さんとか八百屋さんあるいは肉屋、乾物、すし屋、飲食店というのは冷蔵庫とか冷凍庫とかオープンケースというのは商業上必ず要るわけなんです。ところが、実際にはこの方々はほとんど一年に、昭和五十七年、五十八年、五十九年の例でまいるけれども、多いときで、例えば愛知県の例でいくと五件くらいしかない、三件くらいしかない。そんなことは、この制度を全く知らないのか啓蒙が足りないのか、あるいはこういう人たちに借りてもらわなくていいというよ

うな格好になっているのか。こういう人こそこの近代化を大いに利用していただいて、その上で町の活性化の中心になってもらわなければいけない立場の人なんです。全く使われていない、こういう点もあわせて偏っているということ。それから、先ほどの問題も含めて御答弁を願っていきたく思います。

○木下(博)政府委員 中小企業事業団による高度化資金につきましては、五十三年度以降も毎年四件、五件、六件という形で指摘を受けておりますことはまことに申しわけないことでございまして、毎年会計検査院の指摘事項がゼロになるように私も努力しておるわけでございしますが、そういう指摘を受ける結果が実際上起こったことはまことに申しわけなく思っている次第でございします。五十七年度の指摘を受けましたときには、五十七年度の会計検査を審議する決算委員会等でも御指摘があった事項だと思っておりますので、今後こういう問題を随分というところではなく、指摘を受けたものについてはそれを率直に受けとめて、それを繰り返さないように努力をしていきたいと考えている次第でございします。

それから設備近代化資金につきましては、非常に長い歴史を持った資金でございまして、昭和二十年代からやっております設備近代化資金でございします。それで、過去において国から各県に補助を出したものが各県の会計の中で自己回転するようになつて、相当大きな資金量が各県にあるわけでございまして、私もそれはそういう事業は中小企業庁ベースでも大いにPRさせていただいておりますし、また各県においてもPRをして、その資金を中小企業者の方々に有効に使っていただいているというようにもなつていっているはずでございしますけれども、もし御指摘のようなことでPR不足のためにせっかくのお金が十分に使われていないというふうなことがありますれば、私もとしては今後十分注意して有効に使われるようにやっつけていきたいと考えております。

○横江委員 それでは、その点については強く要望していきたく思っております。特に、今中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい。一つ一つの国の差し伸べる手はしつかりとそれが届くようなそういう手だてをお願いしながら、この問題は別にして、とりわけ最近における円高の問題についてもこの際指摘をさせていただきたいと考えておるわけであります。

特に今の円高の推移は、十八日には百七十四円六十銭という史上最高値の更新であるわけですが、このような円高に伴って中小企業者への影響はまさに厳しいものであるわけですが、総理自身も、通産省に対して早急な対応を図るべきだと厳しく要請されたわけでありまして、もちろん通産省としては大いに検討を進めてみえるわけでありまして、四月に総合経済対策を立てる、その方針を三月の最終段階にも明確にすべきだということも言われておるわけでありまして、そこで、対策の具体的な対応についてお答えいただきたいと思ひます。

○木下(博)政府委員 昨秋以来の急激な円高に對する中小企業対策としては、十二月の初めから年末緊急融資という形で低利融資制度を実施したのを皮切りといたしまして、ことしに入りましてからは、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法をこの委員会でも非常に早く御審議をいただき成立させていただいて、私どもとしては非常に感謝しておりますが、その施行ということで、対策をずっととり続けてきておるわけでございします。その間におきましては、融資金利も六・八％から五・五％に下げるといふようなことでやってきておるわけでございします。

ただ、先生御指摘のように、最近円は百七十円台まで突入するといふような事態になりまして、四度目の調査という格好でつい最近私も各産地の状況を調べましたときにも、相当影響が深刻になっていっているといふような状況を見ております。先般、中曽根総理からも、四月初めにとられるであろう総合経済対策の中では、中小企業対策を一つの柱として十分きめの細かい対策を検討する

ようにという指示をいただいております。現在部内において検討し、大蔵省等関係各省と御相談を申し上げておる段階でございします。したがって、具体的にどういふ対策がとられるかということとはちょっと申し上げにくい、そういう段階になっておるわけでございします。

○横江委員 百九十円台、二百円台という予想のもとに調査をされて、中小企業にどういふ影響が出てきているのかという報告は私も局を通じたいたいしておりますけれども、今お話しのように百七十円台という現実があるわけでありまして、どこまで円高になるのか、これは一つのスタート台であつてピークではないという意見等もあるわけでありまして、そういう意味合い等から百七十円台、百八十円台における中小企業の実態調査はどうなっているのか。大臣御自身も、経営は悪化の一途をたどつており、とりわけ資金繰りでは五月、六月に大変な中小企業者が出てくるという報告もしてみえるわけですが、その辺のところは、やはり調査をされてみえるからこういうような生の報告ができると思うのです。中小企業者は一日も早くその具体的な対策を待つておるわけでありまして、調査の結果とその対策というものを明確にさせていただきたいと思ひます。

○木下(博)政府委員 中小企業庁では、昨年の十月に第一回の輸出関連産地の影響調査をやりまして以降、先月第四回目をやったわけでございします。当初は、先生御指摘のように百九十円のケース、二百円のケースといふことで調査をいたしました。が、円が百八十円台から百七十円台に突入するといふ状況になりましたので、第四回目の調査におきましては百八十円のケース、百七十円のケースといふことで調査をいたしております。その結果は三月十二日に発表いたしましたわけでございします。例えば百八十円のケースで見ますと、対象産地として五十五産地を調査しまして四十九産地が回答してきておりますけれども、そのうち四十産地が赤字になる企業が五〇％以上になるといふふうに出ております。それが百七十円

のケースになりますと、五十産地の回答のうち四十三産地が赤字になる企業が五〇%以上になると言っておられるわけでございます。また、ほとんどの企業が赤字となる産地ということになりますと、百八十円のケースでは十一産地、百七十円のケースでは二十五産地ということで、やはり百七十円になりますと相当の打撃を受けるという状況でございます。

今先生から御指摘ございましたように、これらの輸出関連中小企業は既契約をずっと持っておりまして、その既契約を食いつぶしながら操業をやっておりますわけでございます。企業によりましてはもう既契約がなくなっておりますところもありまして、まだ続けられるところもございまして、押しなべて言いますと、三月から四月にかけて既契約はほとんど底をついてしまふ。したがって、今のような状態で新しい受注ができませんと、相当に大きな操業上の問題が出てくるというふう

に言っております。また、新たに契約をするためにはどうしても値段を下げなくては行けないというふうな感じがあるわけでございます。例えば二月に契約したもののついて言いますと、去年の価格を二〇%以上下回っているという産地が十三産地あるというふうなことで、赤字で相当苦しみながら受注をせざるを得ない。しかし、その受注量も減っておりますというのが現状でございます。そういう意味から、今後資金繰り等にも相当深刻な影響が出てくるのではないかと心配をいたしております。

○横江委員 中小業者の今の実態は確かに円高の中で赤字に苦しみ、しかも受注量が少ない、大変な状況だと思ふのです。この景気の陰り、これから内需拡大という具体的な施策も出てくると思ひますけれども、百七十円の円高の中で、一段と不況感が増す中で、個人消費が非常に減ってきて、内需拡大に大きな支障を来す、こんな感じを強く持つわけでございますけれども、企画庁はそこらあたりはいかがお考えでございますでしょうか。

○大塚説明員 円高が個人消費にどのような影響

を持つかということでございますが、私どもはむしろよい影響があるのではないかとこのように考へております。つまり、円高になりまして輸入価格が低下し、まいると、物価は全体として安定し、低下傾向をたどるわけでございます。現に最近の実績を見ても、前年同月比で十二月一・八%、一月一・四%の後、本日発表されました二月の実績でも一・八%というふうに一%台になってきていますわけでございます。こういった物価の安定が続きますと、これは実質的な購買力を高めることになりまして、消費者の心理にもよい影響を与えるということで、個人消費の拡大に資するのではないかと考へておるわけでございます。

また、個人消費は経済活動全般の水準に影響されるというところは先生御指摘のとおりでございますが、この点につきましては、私どももいたしましては昨年十月、それから十二月の予算編成の際、二度にわたりました内需拡大対策をやっております。また、その後本年に入りまして一月と三月、二度にわたりました公定歩合の引き下げということも行われておりまして、こういった施策が我が国経済の活力という点に對しましてよい影響を与えるというふうにお考へておるわけでございます。それによつて所得水準が上昇し、個人消費を引き上げるといふことを期待しているわけでございます。

足元の個人消費の動向につきましても、最近の関連指標でございます百貨店販売額とかセルフ店販売額等を見ても、ひとところに比べまして底がたく推移しておりますし、旅行関連等の指標を見ましても好調が見込まれているところでございます。

そういうことで、今後とも適時かつ機動的な施策を講ずることとしておりまして、そういったことによつて経済活動の水準が高まり、所得が増加し、個人消費が増大するということで、私どももいたしましては、昭和六十一年度において六十年度の実績見込みを上回ります、実質で三・六%程

度の伸びが確保できるのではないかとこのように考へておるところでございます。

○横江委員 私どもが、例えば関連の、特に公共機関の個人消費モニターの皆さんあるいは普及員の関係の皆さん等、景気の問題を含めながら、回りながら話を聞くわけでありまして、そうしますと、特に先行きの不安というのか、この円高によつて非常に心配をする中で、個人消費に對してのブレーキがかかっているというところを一線の皆さんから話を随分聞くわけでありまして、

今のあなたの話を伺っていますと、購買力はほとんど伸びていますが、数字の上から心配ありませんとするような話で、何か一線と丸々違うような感じを我々受けるわけでありまして、そうしますと、内需の拡大というのにもさほど心配する必要はないんだというふうな線に実はとれるわけでありまして、私どもの実際の地域の関係の、とりわけ一線の皆さん方の話を伺っている中では、そういうふうな実感は出てこない、何か数字的なあやがあるんじゃないかという感じが今私受けるわけでありまして。しかし、あなたの方が調査をして持てみえるわけでありまして、その具体的な事実とは別にして、実際の声というものはそんな声じゃないということも一つつけ加えておきたいというふうにお考へておるわけでありまして。

特に私が一番申し上げたいのは、今円高の中で、例えば中小業者の皆さん方、そして私が皆さん方の話を伺う中で、非常に個人消費の財布のひもがかたい、こういうところにおいて円高不安定という問題が大きな問題に実はなっているわけでありまして。この円の安定という問題については、もうある意味ではパランスのとれたこの日本の経済、国からいってどの程度が安定した円の相場なんだということも、総理は行き過ぎだということでは言っておみえになりますけれども、大体日本としてはこの辺がパランスのとれた、安定した相場なんだというところも当然私は今出てきてもおかしくないという感じがするわけでありまして。そこらあたりにつきましてもひとつ御答弁をいただきたい

と思つております。

○村岡政府委員 幾らぐらゐのレートが適切かという御下問でございます。

私ども一口に申し上げますと、経済の基礎的な諸条件を適切に反映したところのレートが最も望ましいと思つております。しかしながら、具体的にそれが幾らのレベルであるかということをおし上げることは、まことに申しわけないのですが、政府として申し上げるレートは持ち合わせてございません。御存じのように、非常に多くの地方がこれに利害関係を有しており、いろいろな影響を与えるからでございます。

しかしながら、明確に申し上げますことは、現下の円高というのはいくらにも急激、ピッチの速過ぎるテンポで上昇してきたということでございます。我が国の経済に對してだけではなく、アメリカを中心とする世界経済全体にもいろいろな影響を与えるものと私ども懸念をしております。そこででございます。したがらば、私どもは、先ほど申し上げましたようなレベルにこのレートが一刻も早く安定していただければありがたい、このように念願しておる次第でございます。

○横江委員 時間が来たようでございますが、もう一つだけ御答弁いただきたいと思つております。

この新しい予算というのには経済成長率四%を見込んだ編成であります。今のような円高でいった場合に、この四%という成長を確保することができるといふのか、ここらあたりは試算でもしておみえになりますでしょうか。その辺についてもひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○吉川説明員 お答え申し上げます。

実は一週間前に私どものGNP統計で一番最近の数字が発表になりました。これが去年の十月一十二月の数字でございます。これが前期比で一・七%、年率で七%を超える高さでございました。これは私ども、経済の基調としてはちょっと過ぎかと思つておりますが、現在の一三三三期の数字を仮にその前の期の水準と同じ程度、横ばいと置きましても、今年度は四・四%の成長が達

成の見込みでございます。

数日を経まして六十一年度に入るわけでござい
ますけれども、この底と申しますかベースが上
がるということによりまして、いわゆるげたを一
ぐらい、それで履くような計算ができます。

ただ、しかしながら、これは数字上の話でござ
いまして、実際に各需要項目につきましてはおこ
の年度の終了を待ちましてさらに検討してまいり
たいと思っておりますが、大きな不確定要因とし
て確かに円高の問題、それから石油の価格低下の
問題がございます。

円高の影響につきましては、確かに今御議論
でございますように、輸出面におきまして円ペ
ースでの手取りという意味で低下の傾向が出てお
ります。これは六十年度が、輸出の手取りといたし
まして通関ベースで四十二兆ぐらゐがございま
す。

円高になりまして以後特に、一、二月の数字が
出ているわけでございまして、この水準が三十九兆
円程度というふうな数字が、年率でございませ
けれどもございませ。したがって、そういう年
率ベースでのレベルで見ますと、三兆円ぐらゐの
低下があるというふうな判断ができるわけでござ
います。この点が多少円高デフレという格好で今
後も続くだろうという予想がございませ。

しかしながら、反面、輸入の方におきまして
は、すぐにこれが円の支払いにおける輸入の節約
というものが大きく出ておりまして、似たような
数字を申し上げますと、通関ベースにおきまし
て、前年六十年度の輸入の支払いが円で三十一兆
ございませ。これもやはり、今輸出でやりまし
たような、一、二月の輸入の円での支払いという格
好で見ますと二十七兆円になりまして、この差が四
兆円。したがって、輸入の方では、通関の入り
口のベースで四兆円の節約が出ております。

先ほどの輸出が三兆円の減、しかし輸入で四兆
円の節約、こういう水際での数字があるわけで
ございませ。私ども企画庁といたしまして、この差
の一兆円をすぐに丸々のプラスだと言う気はない
わけでございますけれども、計算上の数字として

はそういうふうな円高の影響もございませ。した
がいまして、政策の方向といたしまして、この
四兆円という節約を経済全体に均てんされるよう
な方向で経済運営をやる必要があるというふうな
感じがしておりますのでございませ。

先生の御質問の、その円高の影響につきまし
て、こういうふうなマクロの数字も踏まえなが
ら、なお今一、二月の水準で三兆円ぐらゐの輸出
の減が年率でございませけれども、この辺の今後
の動きにつきまして、中小企業庁長官が申され
ましたように、契約がなくなりつつあるとか、そ
ういふものの影響も見ながら、なお注目してい
たいと思っておりますのでございませ。

それからなお、石油につきましては、二月の段
階ではまだ通関ベースでは数字が出ておりませ
ん、まだ日本の水際ベースでは石油の値下げの影
響が出ておられないということでございませ。こ
の辺も三月あたりから円での石油代金の節約とい
う格好で徐々に影響があらわれようと思つており
まして、これはプラスになるわけでございませが、
その辺もまた、このプラスをいかに生かしていく
か政策的課題でございませ。そういうことで、や
や不確定要因でございませけれども、なおこの両
者の動きを見ながらマクロ的な動向を追つてまい
りたいと思っておりますのでございませ。

○横江委員 時間が来ましたから終わります。
〔野上委員長代理退席、奥田(幹)委員長
代理着席〕

○奥田(幹)委員長代理 渡辺嘉蔵君。
○渡辺(嘉)委員 委員長のお許しをいただきま
して質問を行います。

まず第一に、今さう多く触れませんが、中小企
業基本法によりまして、第二条で、中小企業とは
資本金一億円以下、そして三百人以下の従業員
の工業、それから鉱業、運送業その他の業種、こ
う定めてあるわけですね。ところが、中小企業近代
化資金等助成法によりまして、鉱業のみは千人に
まで拡大してあるわけですね。この拡大適用を
してあるのはなぜですか。

○木下(博)政府委員 先生御指摘のように、中
小企業基本法で定義を決定しておりますものがほと
んどほかの法律でも同じように適用になっていま
うわけでございませ。鉱業につきましては、従来か
ら企業の実態に比して従業員の数が非常に大きい
というふうなことがございまして、そのために、そ
ういふ実態に即して中小企業としてそういう企業を
成する必要があるというふうな観点から、対象と
します鉱業については従業員の規模を大きくした
ものを法律の中で決めてあるわけございませ。
近現代化資金等助成法もそうでございませ。
すし、中小企業金融公庫法もそうでございませ。
中小企業団体の組織に関する法律もそうでござ
いませ。したがって、そういう法律によつて定義を
変えた方が適當であるというものをそういう形に
しているわけでございませ。

○渡辺(嘉)委員 今、事業規模あるいはまた生
産性に比例して人の比率が多い、それがために、そ
れに適用するために二、三の法律の名前を挙げら
れた。今、近代化助成法それから団体法等挙げら
れたわけですが、団体法にはそういうふうにな
っておりますか。

○木下(博)政府委員 中小企業団体の組織に関
する法律では、原則では三百人以下または一億円
以下というのになっておりますが、政令による特例
というのがございまして、例えば陶磁器製品製造
業は九百人以下または一億円以下、ゴム製品製造
業は九百人以下または一億円以下、そういうふう
になっております。その中で鉱業は一千人以下
または一億円以下ということになっておるわけで
ございませ。

○渡辺(嘉)委員 これは政令で決められたわ
けですね。本法そのものにはこれは載つておらな
いのです。そして、第五条の三号でたし書きの
ような形で付言をいたしまして、「資本の額又は
出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以
下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業
種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人」こ
ういうふうなうたててくるわけですね。私はこれ

はおかしいと思うのです。基本法そのもので三百
人と、工業、鉱業とずつと決めておきながら、団
体法でその一部分を政令に任してしまふ。政令は
行政裁量権のおたくどもがやれるわけですね。私
どもはわからないわけですね。そうすると、三百人
以下だと思ひ込んでいたら、行政サイドでこの業
種は九百人、この業種は千人、こういうことをや
るといふのは、中小企業法の本来から見ておか
しくなつてこないか。

と同時に、生産性の割に人の数が多い。これは
かつては、昭和三十一年にこの法律ができた当時
はそうだった。今はそういうことはなくなつたん
ですね。今の実態はもうないのです。あれ以来も
う三十年たつてゐる。なくなつたのです。だから、
当然こういうことは見直しをしなければなら
ぬ。千人からいけば大企業ですよ。これがなぜ今
度もこのまままたまかり通つてきたのか。円高の
場合に九百人というのが出たのは私も拝聴して
いるわけですね。陶磁器の関係等で九百人。これ
自身も円高だから緊急避難のためにやむを得ない
と私どもは判断したのであつて、常時それでいく
というのなら、これはやはり問題じゃないか。

立法の趣旨と行政サイドでおやりになつていま
うのと余りにも乖離し過ぎておはしないか。私ど
もが予想しないものが入つてきたのでは、せつ
かこの中小企業の近代化助成が大企業の方へ回つ
てしまつたのでは意味がないんじゃないか、この際
これは改めるべきではないか、こう思うので
すが、どうですか。

○木下(博)政府委員 中小企業の定義の問題は、
中小企業基本法ができたときからいろいろと
議論がなされておるものでございまして、基本法
ができまして昭和三十八年と比べますと、もう二
十数年たつておるわけでございませ。三百人
と一億円という資本規模、従業員規模の比較目
身が妥当かどうかというふうなことを議論する方
もおられるわけでございませ。したがって、
中小企業庁といたしましては、この中小企業の定
義の問題というものは極めて重要な問題であるとい

うことで、常時検討をいたしておるわけでござい
ますけれども、現実の問題といたしまして、新た
にそういう法律をつくり出すときにその定義の議
論をいたしまして、結局は過去の定義の実例に
従っていかざるを得ないという面があるわけで
ございます。

今申し上げました政令による特例といえます
のも、団体法だけではございせん、中小企業
事業団法、中小企業近代化促進法、それからこ
の間通していただきました特定中小企業者事業転換
対策等臨時措置法においてもやはり同じような考
え方で、政令でその事業の実態に即したものを決
めさせていただくということにしておるわけで
ございます。

それで、決めさせていただく基準につきまし
て、先生御指摘のように、鉱業を千人とか陶磁器
九百人というのは余りにも現在の実態に合わない
のではないかとこの点もあらうかと思ひます。た
だ、過去からずっとこういうような行政をやらせ
ていただいております、現実それに適合する
中小企業の方々がそういう中小企業施策の対象と
なっているというようにございします。で、
特によほどおかしな状況がない限りは、やはり過
去の事例に従って定義を決めざるを得ないとい
うような状況になっているわけでございします。

○渡辺(憲)委員 今回、指導法と助成法と簡単に
言いますけれども、その改正によって、コンピ
ューターを高度活用するためにそれぞれの都道府県
に一つのそういう振興センターのようなものを認
める、そしてそれによって指導、振興を図って
いこう、いま一つはソフトウェア部分、いわゆる
プログラムをその助成の対象にしよう、こういう
ことでこの法改正が出てきたわけですが、私はこ
の意味においては非常に前進だと見ておるのです。
このことは非常に時宜に適した対応だと思ひ
ます。中小企業の人々はソフトウェア部門の開
発にはなかなか力がありません。また、資金も
ノウハウも持っておりません。ですから、これを
コンピュータ会社とかメーカー任せにしており

ますものだから、本体一千万円を買って、して
これのプログラムをつくるために一年に二百万
円ずつ払って、何のことはない、そのプログラ
ム料に一千円払ってやった、こういうことは往々
にあるわけです。

と同時に、これがまた中小企業の悲しさで、
せっかくプログラムをつくってももらいながら、今
度はそれを十分活用してほしくない。それこそ
二、三割しか活用してほしくない、ということ
は、四、五百万しか活動してほしくないわけ
です。資金のあと千五百万は寝た一緒なん
です。こういう実情があるときに、こういう法
改正は私はいいと思うのです。非常にいいと思
うのですが、ただそこで方法として一つは近代化
資金、いわゆるソフトウェアのプログラムを助成
の対象とするために近代化資金の貸し付けの
対象にする、いま一つは設備貸与機関を通じて
現物で貸与しよう、こういう二つの方法が出て
きたわけですね。

そこで、今回のこの改正で、プログラムの使用
権の貸与を含めまして割賦販売とリース方式、こ
の二つの方式を今度採用された、そしてそれを
今度は中小企業が自由に選択できる、こういう
ことなんです、そこでこのリースにつきまして
税法の面で承りたいのです。

これは中小企業庁と大蔵省と両方に聞きます
が、御案内のとおりコンピュータその他メカ
トロニクスと云われる優遇税制措置がありまして、
コンピュータそのものを入れた場合に、これを
リースでいたしましたときには、投資育成等を含
ましてそのリース料の六〇％の七％を税額控除
しておけることは御案内のとおりですね。この
点においてはいろいろ議論をまだ先ほどまで
やってきたばかりですけれども、今回のこの
プログラム使用権のリースをした場合にはこの
適用を受けさせるのが当然ではないか、こ
ういうふうに私は考えるわけですが、中小
企業庁はこれを要求されたかどうか、それ
から大蔵省はこれに対してどう考

えられておるか、こういうことを承りたいと思
います。

○遠山政府委員 メカトロ税制は、御承知の
とおり産業用ロボット、NC工作機械等の機
器に對し、設備投資促進税制でござい
ます。そういうふうなことにしまして、対象
が有形財産に限定されておるものでござい
まして、プログラムの使用権といふ無形財
産についてはどういふ税制はな
じまないのじゃないかということに見て
おります。御指摘の点については、そ
ういふものを含めるといふことについて
は問題があるのじゃないかと思つて
おります。

○塩田説明員 今中小企業庁からお答え
ございましたのは同様にございしますが、
今御指摘のメカトロ税制につきましては、
中小企業の事業の高度化に資するため
に、厳しい財政事情のもとで、精
いっぱい中小企業に對する配慮として
五十九年の税制改正で導入したもので
ございします。対象は電子の特性を
高度に利用した機械等に限定してお
りまして、コンピュータは対象にして
おりません。プログラム自体は対象
としておりません。御指摘のとおり
でございます。

こういふことにいたしましたのは、重複
いたしますが、中小企業の設備の近代
化あるいは事務処理の能率化等に必要
な機器の設置を促進するために設けた
ものでございまして、限られた財源
の中でできるだけ幅広く中小企業が
利用できるように、電子機器利用設
備を対象としたということでござい
ます。

○渡辺(憲)委員 今聞いておりました
が、僕は非常におかしいと思ひます。
まず中小企業庁の方には、有形の財
産を一応考えていたんだ、だけれど
も今度のいわゆるプログラム使用権
というものは無形の財産だからな
じまない。なじまないという言
葉は僕は余り好きじゃないので
すけれども、そういう無形の財産
を今度は設備貸与の中に入れて
きたんですよ。言うなら、これは
無形のものでもう既に一つの資
産化、商品化してきたんだ。だ
か設備貸与の中に入れたのでし
ょう。そうでな

ればこんなものは入れてはいかぬです
よ。ただ、入れていただいたというこ
とは非常に前進だと言ひます。前
進だということと理解をしてい
いことだ。いいことだということ
で、無形だからいいとか悪いとか、
そういう判断基準はおかしい
と思ひます。

○遠山政府委員 今回設備近代化資金
助成の対象にプログラムを追加する
というところにいたしておるわけ
でございしますけれども、設備投資
の促進のためのメカトロ税制の
対象といたしますのは、先
ほど申しましたように減価償却
資産でございします。有形財産
というものに限定してあるもので
ございまして、そういうもので
ないプログラムの使用権といふ
ものをこの税制の対象にするの
はいろいろ問題がある、こ
ういふふうに考えているわけ
でございします。

○渡辺(憲)委員 それはおかしいです
よ。そんなことを言つたら、では
営業権という無形財産だつて償
却の対象になつてくるのですよ。
無形の財産だつて当然そういう
ものはあるのですよ。だから、
有形だから無形だからという判
断基準は間違つていふ言ひです。
今の時代では無形でもノウハウ
なり著作権なり、あるいはまた
そういうものは一つの財産とし
て扱われるのですよ。だから、
設備貸与の中に入れてきたので
すから、当然これは有形だとか
無形だとかいう判断基準で考
えるのではなくて、大蔵省に
對してこれもいわゆるメカトロ
税制の優遇対象の中に入れて
もらうというところを中小企
業庁は行ふべきだ。

と同時に、いま一つ大蔵省に聞
きますが、何しろ財政事情の厳
しい中で五十九年からこういう
政策的ないわゆる優遇税制をや
つた。これはもう大変な前進
なんです。また、こういうこと
は内閣の大のために必要なん
です。というところは、私が先
ほどから言つておる通りに、
本体に一千万をかけた、それ
からプログラムに一千万を
かけた、これで初めて完全に
動くのです。とすれば片一方
にだけは、いわゆる本体の方
にだけはこの優遇税制をやつ
たけれども、

片一方の方はやらないということは、どう考えたって私は片手落ちだと思うのです。やるならやばり一体として扱うのが本当じゃないでしようか。これからは物ばかりじゃないのですよ。やはり知識、無形のそういうソフト、これがこれからの日本の大事な生産商品なんですよ。こういうふうに御理解いただくと、機械だけ優遇税制やたらいいんだ、こういうことは改めなければいけない時代が来てるはずだ。そういうような意味で、もう一遍中小企業庁と大蔵省とにお聞きをし、ぜひこれは一遍よく御検討いただいて、そしてせっかくこういう制度を法改正をしてまでやるならば採用していかれるべきではなからうか、私はこう考えるわけです。

○遠山政府委員 プログラムをメカトロ税制の対象にします場合に、プログラム使用権に対する税制上の扱いになるわけでございますけれども、そのなりますと、プログラム使用権につきましても、評価の仕方等はいろいろ難しい問題がございますので、そういう点で申し上げているわけでございます。そういう点でメカトロ税制に扱うことにはいろいろ問題がある、こういうふうに申し上げているところでございます。

○塩田説明員 今先生御指摘のような面もあるうかと思ひますけれども、租税特別措置全体について、御承知のようにこの十年ばかりそのときどきの情勢に応じて見直しをしてきたということでございます。そういう中で五十九年にこのメカトロ税制を採用し、限られた財源の中で、先生おっしゃるような問題がないわけではないと思ひますけれども、少なくとも機械等につきましてはこれを採用したということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○渡辺(壽)委員 しつこいようで申しわけないけれども、じゃ今度長官にお聞きしますけれども、今ずっとお聞きしていただいておりますけれども、今のは、大蔵省から、あつちの方からやりますとは、今の財政からはおっしゃらぬと思うのです。中小企業庁、こつちから言わなければいかぬ

と思うのです。ところが、こつち側の方がやる気がないですね、今部長の答弁を聞いておると。わかつたようなわからぬような答弁ですね。私は、これはそんなことではいかぬと思うのです。この際長官もずっと聞いておられまして、今までは有形財産でなければ設備貸与の対象になつていなかったのですよ。あるいはまた、近代化助成法の融資対象になつていなかったのです。今度初めて画期的に——だから私は画期的と言つたのです。画期的にこの中にお入れになったのです。とすると、これからの一つの新しい道をつくるためにも、私は、こういうことを今度は税制の面でも適用させるように考えていかれるべきではなからうか、こう思うのですが、どうですか。

○木下(博)政府委員 実は私、中小企業庁へかかつてまいります前に機械情報産業局におりましたので、ソフトウェアの問題等いろいろと勉強いたしましたわけでございますが、つい最近文部省の方で著作権の対象にするというようなことが決まつたわけでございまして、確かに先生おっしゃるようになりつとあるという状況ではございます。ただ、全体として見ると、プログラムを自分の会社でつくる場合とか、それから買う場合とか、いろいろなケースがございまして、無体財産として確立したものとはつきり言えるようなところまではまだ行っていないのではないかと、いろいろな感じがございします。ですから、従来から償却資産の対象となるものについてだけメカトロ税制、しかも有形の償却資産対象となるようなものがメカトロ税制の対象となつていくというようにございします。プログラム使用権、購入しあるいはリースを受けた場合にそれと同じような扱いにするのが適当かどうかという点は、もう少し検討しなくてはならないのじゃないかという感じはいたします。ただ、今先生御指摘のように、そういう問題が将来の問題としては起こつてき得る可能性があらうかと思つております。

○渡辺(壽)委員 ぜひひとつこれも前向きに取り組んでいただくことが中小企業庁としては大事な一つの将来の方向ではないか、私はこんなふうに思つております。特にいろいろな現場でプログラムの作成に大変な苦勞をしておる。そしてまた、これを業者任せでやっておるものですか、これを莫大な費用を取られていらつしやる。そして、これは自力で開発しているところもたくさんあるとおっしゃるけれども、そのとおりなんです。ところが、零細企業の場合にはなかなかそれができないのが実情なんです。そういうようなわけで、ぜひこれは前向きに御検討いただきまして、そして中小企業庁がその気になつて大蔵省の方へ財政窮迫の中であつても要求をしていただきたい、このことをこの点についてはお願いをしておきます。先ほどの御答弁でちょっと不満足だけでも、これ以上のことはしようがないと思ひます。また後ほどに譲ります。

それから、その中の今度は設備貸与と機械の貸与ですけれども、私はかねがね申し上げておるわけですが、この設備貸与と機械の貸与に、中小企業者としての対象の中に企業組合が入つておられない。いつも残念に思つておるわけですね。企業組合は高度化資金の対象であつて、ここからは外れておるんだ、これはいつもおっしゃるわけですが、企業組合の組織運営の実態は何回も私が申し上げておりますので今さら触れませんが、この際設備貸与の機械の対象にだけはしてもいいんじゃないか、私はこう思うのです。

これは先ほど企業組合のこと、私は企業を外せというところに一生懸命やつておるのじゃないのです。企業組合が千人を対象にしておりながら、零細企業の集まりの企業組合が入つておられない、こういうところに私は矛盾を感じておるから言うのですよ。そういうような意味で、いろいろ現実と合致して運用していただくという観点と、それから法をその都度改正していただくという観点から見れば、私は、直すところは早く直す、入れるべきものは入れてやる、こういうことを今度改正をされるな

らば当然行ふべきではなからうか、こう思ひましたので、この企業組合について今度プログラム使用権の設備貸与の対象の中に入れておらぬのですけれども、ぜひこれは入れるべきではなからうか、こういうふうに思ふのですが、どうですか。

○照山政府委員 ただいま企業組合を設備貸与事業の対象にしてはどうかという御意見、御質問があつたわけでございしますが、この問題は貸与事業だけでなく、設備近代化資金の貸付事業、これの対象の問題といたしまして以前からそういう御意見をいただいているわけでございします。私もその点は十分承知いたしまして、私はいつてるところでございしますが、この中小企業近代化資金等助成法の全体の目的は、その制度の内容の構成からいたしまして、この法律は個々の中小企業者を対象とする、企業組合その他組合はこの対象にしないという形でできております。その観点から申しますと、設備貸与事業も全体としてはこの法律、その制度の内容でございします。設備近代化資金の助成の一環でございしますけれども、その観点から検討いたしましたけれども、現段階での考え方としては、なかなか企業組合を対象にするというところは困難な問題が多いというふうに考えているところでございします。

〔奥田(幹)委員長代理退席、委員長着席〕
○渡辺(壽)委員 中小企業近代化促進法、これも目的にはつきりと「中小企業の近代化を促進し」という目的のもとに法律がつくられておる。これには企業組合は入つておる。協業組合も入つておる。そして中小企業近代化資金等助成法、これも「中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とする」と法律はつきりしておる。こちらの方には入れてない。そのかわり企業組合の千人はこの中に入つてくるのです。この法の趣旨から見れば、私はそういうことはおかしいと思うのです。

だから、その意味から、いろいろ困難だと思つたのですが、この困難を排除して、そして

実態に合わせて、本当に中小企業の近代化に貢献があり、それが将来の日本経済の発展に寄与する、そういう観点から当然この困難を排除するのが今度中小企業庁の仕事ではなからうか、私はこう思うのですかどうか。

○照山政府委員　御指摘のように、法律によりましては、法律と申しますか、その中小企業施策の法律に裏づけられた制度によりましては、その対象に企業組合を入れるあるいは協同組合を対象に加える、いろいろなやり方をとっておるものがあることはそのとおりでございます。

そういう意味で、中小企業近代化資金等助成法の対象に組合を入れることはできないかという問題でございますけれども、結局、同じ中小企業に対する助成の施策でございますけれども、それぞれの制度の考え方、構成、その違いがそれぞれの法律、制度の中でやはりございまして、この近代化資金等助成法について申しますと、組合による事業は、例えばこれは金融措置でございますから高度化資金の方で対応する、したがってこちらの近代化資金等助成法の方はそういう組合の事業ではなくて個々の中小企業者が独立して自分の事業を営む、そのときにこの法律、制度のもとの金融措置を講ずる、こういう仕分けになっておるというようなことでございます。

確かに設備近代化資金の貸し付け、それから貸与事業と二つあるではないか、こういう御指摘であらうかと存じますが、この法律の中での位置づけといたしましては、いずれも資金調達力の弱い中小企業に対する資金調達力の強化にこの法律が役に立つ。そのやり方として、一つは、これは融資比率は二分の一でございますが、資金を貸し付けるといやり方もとるし、また自己調達力のさらにはない企業に対しては、貸与事業という形で貸与機関の方が資金を調達して助成を行うというやり方。その二つのやり方は、一つにはこれが中小企業者の資金調達に対する助成のやり方として、どうも二つの態様があるというような構成になつてゐるようでございます、やはり全体と

しては中小企業者に対する金融である。その金融の仕分けは、先ほど申しましたように組合に対しては高度化事業である。したがって、ここでは個別の企業を対象にするんだ、このようになっていゝるのではなからうか、このように私も考えておるということでございます。

○渡辺(専委員) 親切的御答弁をいただいておりますわけですが、どうもしり切れたトンプボのようなことになってくるのですね。それなら、今度プログラム使用権は高度化事業の中に入りますか、また入れられましたか。

○木下(博)政府委員　今度、中小企業の情報化を進めるときに、先生御指摘のようにプログラム、ソフトウェアの重要性が非常に高いということとで、こういうものをいろいろな助成の対象にしようと考えておきまして、中小企業金融公庫の融資の対象にもソフトウェアを加えるかということをお私どもはやっておるわけでございます。

そういう一環といたしまして、中小企業事業団の高度化資金の対象にもこのソフトウェアを入れることにしたわけでございます。したがって、全体としてはそのような体系になっております。

先ほど先生御指摘の企業組合の關係でございますが、従来から渡辺先生、企業組合の問題について大変にいろいろ御心配いただいて、こうあるべきじゃないかという御意見を賜っておりまして、私も非常にありがたく思っております次第でございます。

この企業組合の問題につきましては、確かにほかのいろいろな法律によって扱いが違ふという点はおっしゃるとおりでございます。法律によって企業組合と書いてあるときには企業組合自身がその助成の対象となるという形になっておりますが、この中小企業近代化資金助成法の場合にはそれが書いてございませぬものですから、法律的に言うとうろしても企業組合を対象にはできないという形になっております。

ただ、担当者に調べさせますと、これは何か経緯があるようでございまして、昭和三十一年に中

小企業近代化資金助成法の中で企業組合のことを入れた時期があつたわけでございます。その後、昭和三十八年に高度化資金の一部で共同施設資金というようなのができることになりまして、それで昭和四十二年に中小企業事業団法の中に、むしろ企業組合のそういう事業を対象とするという仕分けをしたわけでございます。そのときに、企業組合というやはり組合でございますので、むしろ事業団の高度化事業の方が適當であらうということ、近代化資金助成法の対象から外してこちらに持つてきたという経緯が過去にあるようでございます。

したがしまして、私どもとしては、高度化資金の運用の中でできる限り企業組合の方々が利用していただけるように今後考えていきたいと思つております。

○渡辺委員 法人というのは、企業組合でも株式会社でも一緒ですが、もともとは擬制説から生まれたと私どもは承知しておるわけです。もちろん実体説を唱えられる方もあるわけです。そういうような意味で、組合員個々が努力し、運営の一環を担い、そして共同で事業をやったものの配分にあずかるんだということを、特に中小企業ほど、また企業組合ほど擬制説の一つの典型ではなからうか、私はこう解釈をしておるのです。そういうような考え方です。そうでなかったら株式会社にしちゃえばいいのですから。

中小企業の相互扶助機関としての一つの特長な組織として企業組合を協同組合法で決めたわけですから、こういうような意味から考えますと、今おっしゃった高度化の中に、事業団法の中に入れてやった、そのとおりなんです。だから、かえっておかしくなつてきたのです。むしろ前のままの状態、そして個々にきめ細かく対応していただいた方が実態に合ひ、そして、せめて設備貸与が生まれたら設備貸与だけでもその対象にしている、設備の貸与ですから。こうしてやるのが、実態に合ひ、私はこういうふうに考えるわけ

ございます。
 したがって、私どもとしては、高度化資金の運用の中でできる限り企業組合の方々が利用していただけるように今後考えていきたいと思っております。

○渡辺(勲)委員 法人というものは、企業組合でも株式会社でも一緒ですが、もともとは擬制説から生まれたと私も承知しておるわけです。もちろん実体説を唱えられる方もあるわけです。そういうような意味で、組合員個々が努力し、運営の一環を担い、そして共同で事業をやったものの配分にあずかるんだということを、特に中小企業ほど、また企業組合ほど擬制説の一つの典型ではなかるるか、私はこう解釈をしておるのです。そういうような考え方です。そうでなかったら株式会社にしちゃえばいいのですから。

中小企業の相互扶助機関としての一つの特殊な組織として企業組合を協同組合法で決めたわけですから、こういうような意味から考えますと、今おっしゃった高度化の中に、事業団法の中に入れてしまった、そのとおりなんです。だから、かえっておかしくなってきたのです。むしろ前のままの状態で、そして個々にきめ細かく対応していただいた方が実態に合ひ、そして、せめて設備貸与が生まれたら設備貸与だけでもその対象にしてやる、設備の貸与ですから。こうしてやるのが実態に合う、私はこういうふうに考えるわけです。

高度化資金の中で一括して扱うということだけでなしに、これは金融措置ですから、金融措置は私はそれでいいと思うのです。設備貸与の場合には私はこれの中に入れてやるのが妥当ではないかと思ひますので、これは論争しておりますと時間がなくなってしまうので、この点ひとつ後から一緒に御答弁をいただくといたしまして、次の、もう一つの質問に入っていきます。

先ほど私が申し上げたこの指導法の改正の中で、財団法人等を各府県で一つを指定団体に認めます。そしてそれがきめ細かく指導しなさい、これは非常にいいことだと思ふのです。ところが、その中身の実態は、各府県にあります中小企業振興センター等がそれに一応当たるのじゃないか。こうなりますと、現在ありますセンターは約四十都道府県で指導員、職員は三百人ちよつとかお

らぬわけですね。そうすると、各都道府県では七、八人しかいないのです。それに対する補助が十三億九千万円、各府県に分ければ二、三千万円しかないのです。これではとてもじゃないが、太平洋をゴンボでかきまぜておるようなもので、私の岐阜県だけでも七、八万からの中小零細企業がおるわけです。そんなところへ七、八人がばらまかれたってどうしようもないですね。そういうような意味でもっとこれを充実しなければいけないことと、一つに限定せずにむしろこれをふやした方がいい、私はそう考えるのですが、その点、二つ御答弁いただけませんか。

○遠山政府委員　地域情報センターの中小企業者に対する情報化の指導をもう少しきめ細かくやった方がいいのじゃないかという御質問だと思いますが、その点につきまして私からお答えを申し上げます。

御指摘のように、中小企業の情報化を促進いたします一つの中核的な機関といたしまして中小企業地域情報センターというものを都道府県の地域に、現在の段階では三十九センターでございますけれども設けておりまして、そこで一つのセンターが大体八人程度の人員をもちまして、現在の段

階では情報提供が中心でございますけれども、中小企業者に役立つ情報を提供いたしております。今回、法律改正によりまして中小企業地域情報センターが中小企業の診断事業を行う、こういうことになりまして、そういうものも含めましてさらに中小企業に對しまして情報化の促進になる、こういうふうな考えております。

そのセンターの機能が弱いのではないかと御指摘でございますけれども、センターは情報提供につきましては、単に中小企業に情報を提供するだけではなくて、中小企業に情報をどうやって使うかという指導もいたしておりますので、そういう点につきましては中小企業の経営の内容にも詳しく、しかも電算機の扱い等についても詳しい人が現在もおるわけでございまして、そういう人につきましては養成したりしていく必要がある、こういうふうな考えております。そういう点で地域情報センターの機能の拡充等に今後とも一層努めていきたいと思っておりますけれども、当面そういうことをいたしますセンターとしては、地域情報センターのような機関が指定されますと、そういう機関が中小企業の指導をやります場合にどうしても知識、ノウハウの蓄積が必要でございます。私もどしどしはそういう機関としては一つが適当ではないかというふうに考えているので、今回一つの機関を指定する、こういうふうなお願いしているわけでございます。

○木下(博)政府委員 都道府県に診断指導員の方がたくさんおられるわけでございまして、本来その事業は中小企業指導法に基づいて地方自治体の事業としてお願いしておるわけでございます。したがって、情報化の問題についても本来であればそういう方々にそのまゝやっていただくということも十分あり得るわけでございますが、情報化の問題というのは非常に特殊な技術と知識を要するものでございます。したがって、やはりコンピュータについて十分な能力と知識を持っている方をその診断指導の任に当たらせていただく方

うというふうなことを考えますと、三十九の府県にございまして中小企業情報センターの中にそういうコンピュータについての知識を持った方が多くございまして、そういう方々をうまく活用して中小企業の情報化の指導に当たらせる方が一番いいだろう。ただ、御指摘のように県によりましては五、六人ぐらいの非常に少ない人数しかない情報センターもございまして、そういうセンターの方々の能力を研修等によって高めて、まずそういうところに力を集中して、それから財政資金も集中して、そこで行うのが一番効率的に指導が行えるのではないかとこのように考えて、今のような制度を私も考えたわけでございまして、それから、先ほど御質問の企業組合の点でございますが、確かに企業組合の性格については法人擬制説的な感じの議論等もあるわけでございまして、一応法律上の考え方としては、企業組合を組織したときには、そのメンバーである組合員の方はその企業組合のいわゆる従業員というのですか、給与所得を受ける勤労者というように形が扱われておるわけでございまして、そういう意味で、私もどしどしは各種の法律に基づいて企業組合を扱わしていただいているというところでございまして、法律に基づいて助成の対象として企業組合を入れております場合には、企業組合を一つの単位としてその助成の対象に加えていく。

それで、近代化資金助成法の場合には、先ほど申し上げましたようにそういう組合で、一緒に活動するということ面がありますので、中小企業の高度化事業が始まりましたときに、むしろそちらに入る方がより適当だろうというところでやったのだと思っております。先ほど申し上げましたように、プログラムも高度化資金の対象となるわけでございまして、こういう企業組合の方々が企業組合として一緒に何らか情報化の事業をやるときには、十分そういう高度化資金を活用していただいて事業をやったことができないようなものではないかというふうに考えるわけでございまして、

○渡辺(喜)委員 時間がありませんで、この企業組合のことにつきましては後日また意見を申し上げ、また質疑をいたしますが、何回も言いますけれども、企業組合というのは協同組合法に基づいてつくられた特殊な協同組織なんだ、この前提を絶対忘れないようにしてもらいたいのです。すると、そこからおのずから困難な問題が解決してくるはずだ、こう考えます。ですから、その点は重ねて申し上げておいて、そして、それならば設備貸与の中だけにでも企業組合と協業組合をせめて入れていただきたい、近代化の金融の方からは外してもいい、これが今の流れの中からは当然ではないか、この点を重ねて申し上げるとともに、いま一つは、そういう七、八人で幾らエキスパートが頑張っても、広い太平洋はゴンドでかきまぜてもだめなんです。だから、数が必要なんです。それがために、そういう一定の指導員のもとに、それを今度は各事業所の中で実務としてこれをやる人々を研修、養成しなければならぬ。それがためにこの研修制度があるのですから、振興計画の中にも、あるいはまた、設備貸与と公社の事業の中にも指導、研修を入れたわけです。だから、それがために労働省で今運営しておられるところの中小企業事業内共同職訓という制度があるわけですから、これによって一定の期間、一定の方法できちっとこのマスターをさせるといふことによつて、これがより充実、活用できるのじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、これを運用の面でやっていただくことはできないかどうか、重ねて質問します。

○遠山政府委員 中小企業の情報化に關します人員の養成につきましては、私もどしどし非常に重要だと思っておりますので、中小企業大学校等に置きましてそういう方法で訓練、養成をしていくということはいたしていただいております。

お尋ねの、それとは別に、労働省関係の制度の中でそういうことができるかどうかということでございますけれども、私もどしどしいたしまして、地

域情報センター等の機関がそういう人材を養成する専門の機関でございませんで、すぐにどこでもできるというわけではないと思っておりますけれども、そういう力があるという機関がございましたら、人員の養成、情報化に係る研修につきましては中小企業者のお役に立つようなことを、あるいはやり方としてできるのではないかと思いますけれども、具体的に進めるに当たってはいろいろ検討することがあるのじゃないかと思っております。

○渡辺(喜)委員 あと一つ、貸与についてですが、設備貸与だけでも企業組合と協業組合が入らぬかということですが……

○照山政府委員 先ほど申し上げましたことを繰り返すようで大変恐縮でございますが、貸与事業も資金の貸付事業とあわせて全体としては中小企業近代化資金等助成法の枠組みの中の問題でございまして、そういう問題として私もどしどし勉強してまいっておりますのでございまして。

○渡辺(喜)委員 最後に大臣、いろいろお聞きいただいたと思いますが、中小零細企業の組織である企業組合、協業組合を救済するために善処していただけないか、御検討いただけないか、大臣に伺って終わります。

○木下(博)政府委員 大臣お答えの前に申し上げたいと思つて、企業組合は特殊な形態の組合でございまして、事業協同組合というところまで個々の事業者が共同してやるような形にもなっていない。事業者がそれぞれの資格を一応やめてみんな共同して、一つの勤労者としての企業組合の中で働いているという形で税制等もでき上がっておりますわけでございまして、そういう企業組合を助成の対象とする必要がありまうときには、個々の法律の中で対象とさせていただきますという形で運用させていただいておりますので、新しいソフトウェアを使うということで今後近代化資金助成法等の対象にすることが必要であるということがあればまたその点は検討させていただきますが、今のところは、中小企業近代化資金等助成法では中小企業者だけで、企業組合はむしろ高度化資金の

方で使っていただくという仕分けの中で、できるだけ零細中小企業の方々がこの対策の恩恵を受けられるように持っていきたいと考えております。

○渡辺国務大臣 ただいま長官が答弁したとおりでございます。

○渡辺(憲)委員 非常に腹に入らぬ答弁ですが、終わります。また次回にやります。

○野田委員長 草野威君。

○草野委員 初めに大臣にお尋ねいたします。

燃糸工運事件にかかわる通産汚職問題につきましては、けさほどから何回かにわたり同僚議員からお尋ねがございました。また、本日は本会議場におきまして中曽根総理大臣、渡辺通産大臣からも遺憾の意が表明されたわけでございます。また、この席におきましても、大臣からしばしば綱紀肅正についての御決意も承ったわけでございます。そこで、私はこの問題に関連いたしまして一言だけお尋ねをしておきたいと思っております。

現在の通産省の置かれてある立場、日米貿易問題、円高問題、こういったことにつきまして大変な力を取り組んでいる最中ではなからうかと思えます。通産省は、米國から貿易摩擦問題で大きな圧力を受けている、また検察庁からこの事件で手を縛られている、またマスコミからは「悪の温床」とか「動揺する大臣」とか、こんなことも書き立てられております。そういう中で通産省では大勢の職員たちがまじめに働いている。私は、綱紀肅正の決意とともに、名誉挽回のための大臣の現在の率直な心境をまず冒頭にお尋ねしたいと思っております。

○渡辺国務大臣 今御指摘のように、貿易摩擦の問題とか円高不況の問題等、通産省の担当者がやらなければならない問題が山積いたしました。そこで、みんな協力して懸命に取り組んでおるさなかでこのような事件が起きたことはまことに申しわけない、そう思っております。ごさいます。したがって、このような問題を起すことのないように、一つは制度上の抜本的な見直しを今後やっていかなければならぬ。

もう一つは、当面の問題として、この制度に關係なく、一般のそれぞれの部門におきましても綱紀の肅正をする必要がありまので、昨日、本省の中に事務次官を委員長として綱紀肅正のための綱紀問題委員会を設置いたしまして、管理者が率先してみずから厳しくし、部下の指導監督に当たっていく、そういうようなことで決定をしたわけでございます。

なお、委員会を補佐するためには幹事会を設けて、それぞれ適当な、委員長が指名する人が幹事として事前に再発防止、綱紀肅正に取り組んでまいる決意でございます。

○草野委員 今月、党の訪米団の一員といたしまして米國に行つてまいりました。議会関係者、シニョール國務長官、その他政府高官と会つてまいりました。そのとき出た話題は、日米貿易摩擦解消のために、口は非常に穏やかでございますけれども内容はかなり厳しい話がいろいろございまして。

我々も言うべきことは言つたつもりでございますけれども、その中で例えば先月当委員会におきまして深夜まで審議をして、全会一致で成立させた特定中小企業事業転換法、こういうことも話題になりました。これは我々は一生懸命やつたつもりであつても、米國から見れば輸出補助金とかガット違反だとか、こういうことではないかと文句をつけているわけでございます。

公正な競争はこれは当然必要だとは思いますが、公明正統に日本国内の事情を見ますと、昨年来の引き続きの急激な円高の影響を受けて、特に下請の中小企業、これが親企業から製品のコストを下げるために不当なしわ寄せを受けている、そういうことによりまして、公正取引委員会などが三万二千社を対象に一斉に調査を開始した、こういうことも伺つております。また、先般の中小企業庁の調査によりますと、値引きだとか買いたたき、こういう下請法違反の疑いの事例が一四・五%あつた、こういう報告も伺つております。

そこでお尋ねしたいのは、このような違反に対する通産省の返還指導件数といふことが、五十九年には百九社で四億九千万円ほどあつたやうでございまして。昨年度以来の円高によりまして六十年度はさらにこういう傾向は増加しているのではないかと考えますけれども、六十年度の見込みは大體どの程度になりそうか、まず最初にお尋ねをしたいと思ひます。

○木下(博)政府委員 急激な円高が始まりまして以降、下請企業に対するしわ寄せが相当行われるんではないかという心配がございまして、公正取引委員会と協力いたしまして、法律に基づく調査あるいはそれに基づかない調査ではありますが、どのくらいの実態かという調査もずつと行つてきております。現実には、しわ寄せというか、値段を引き下げてほしいという要請が下請企業になされていくというケースもあるわけでございまして、中小企業庁といたしまして、先日法律に基づいて一万一千社を対象に調査をいたしましたし、それからまた、四万五千社の企業に対して再度通達を發しているという状況でございます。

それで、下請代金支払遅延等防止法に基づく調査は、中小企業庁とそれから公正取引委員会が対象企業を半分ずつに分けて調査を行つておるわけでございまして、毎年中小企業庁の方で実施しておりますのが約五万七千社ぐらゐるわけでございまして。その中で、今先生御指摘のように、五十九年度の場合には検査の対象としたものが五千三百社、それから、その中で措置をしたものが二千八百というふうなことになるわけでございまして、現在のような厳しい情勢下におきましては、同じような、あるいはそれ以上の数字が六十年度の場合にも出てくる可能性はあらうかと思ひますが、ただ、これはまだ下期の調査はやつておりませんので、年間全体としてどういう状況になるかは今のところまだ予想する段階には至っておりません。

○草野委員 いずれわかり次第教えていただきました。いと思ひますが、こういう円高の中で親企業はやはり競争力を維持していかなければならぬ、そういうために、下請に対して強い立場を利用しながら、値引き、買いたたき、そういう事例がいろいろあるといふことは今長官からも話のあつたやうでございまして。輸出向けの価格を、値引きだとか不当な買いたたきによって国内よりも安くする、こういう事例がいろいろあるやうでございすけれども、このような円高が定着して、またこの傾向がさらに続くとすると、これは単に下請に対する圧迫という問題だけではなくて、ダンピングにもつながつてくるおそれ、こういうものがあつて、人によっては、これはやばい、これはやばい、国際的にも大きな批判を受けますし、問題になってくると思ひます。通産省としてはどういうような指導をされておりますか。

○木下(博)政府委員 従来から国内価格に比べて安く売るといふケースが多かつた時代もあるわけでございまして、ただこの二、三年米円が二百三十円あるいは二百五十円というやうな、どちらかというと円安の状況を続けておりました過程におきましては、日本から輸出される物で特に競争力の強い機械類につきまして言つと、かつて輸出価格の方が高いというやうな状況がございまして、例えば昨年、一昨年よく言われておりましたけれども、自動車はアメリカに輸出する方がはるかに高く売れるというやうなことも言われておつた時代があつたわけでございまして。それが、昨来秋以来急激な円高になりました、そのような状況を享受することはできない状況になつてゐるのが現状かと思ひます。

したがって、私どもとしては、昨年の十二月に通産大臣から関連親企業の団体、五十六団体の長をお呼びしてお願いしたときにも、できるだけ限りのドル建ての値段で輸出価格を上げるやうにして、しわ寄せをしないやうに親企業の方々にお願いをしたわけでございまして。したがって、今後円高の状況が続きました場合には、国内よりも輸出を安く売らざるを得ないケースというのが出

てくる可能性があるわけですが、その場合には、輸入国によってはその問題をダンピングとして扱うというようなことも起こり得る可能性があるわけですが、私も私としては、そういうことのないようやるのが、また結果的には下請企業にもそのしわ寄せがいかないというふうな形になるわけですが、そういう形で企業側を指導しているという状況でございます。

○草野委員 もう一点、燃糸工運事件に関連しまして、各種業界に対する政策融資の全般にわたって厳しい点検が必要である、こういうような指摘も一部ではございます。そこで、四月に政府が発表する予定になっております総合経済対策で、通産省としましてはどのような中小企業対策を検討されておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○木下(博)政府委員 二月十五日に特定中小企業者事業振興対策等臨時措置法を成立させていただいて、早速私どもはその施行の準備をし、その施行に入ったわけですが、そのようなかたちで円高に関連する中小企業対策というのは順調に進められているというふうに考えておりますけれども、ただ、法律をつくりました段階よりもさらに一段と円が高くなっているというふうな状況で、産地の状況等を聞きますと、相当厳しいものがあるという声も聞いております。したがって、政府といたしましては四月の初めに内需振興等を含めた総合経済対策を立てる予定で、現在各省で話し合いを行っておりますが、その中で、中小企業対策も一つの柱として追加の施策ができれば、それがあれば検討していきたいということで、現在関係省庁で検討を行っている段階でございます。

○草野委員 では、本題に入らせていただきます。

今回の中小企業指導法の一部改正でございますが、これは、中小企業の情報化に係る診断指導事業を一層充実するために都道府県知事が指定する法人にこれを行わせることができるように措置を講ずる、こういう内容でございますが、この指定する法人というのは、現在の地域情報センター、これです。このようにわけでございます。

○遠山政府委員 情報化に係ります診断指導事業を行う機関といたしまして都道府県知事が法人を指定するわけでございますけれども、その指定の要件といたしましては、公益法人であるということ、それから情報化に係る診断指導事業、特定指導事業と申しておりますが、それを適正かつ確実に実施することが出来る法人である、こういう要件でございます。

ただ、私どもとしては、従来から設けられております中小企業地域情報センターが中小企業の経営管理の面でもあるいは情報化につきましても詳しい、そういう点での経験やノウハウを持っているというところで、そういう機関が指定されるケースが多いのではないかと考えております。

○草野委員 その中小企業地域情報センターの機能等について若干お尋ねしたいと思います。

この地域情報センターは、地域の情報の拠点として情報の収集とか提供とか、また中央とのオンライン化によりましてさまざまな情報を地域に提供している、このように伺っております。そこで、この地域情報センターの運営の状況とか現在の体制とか、こういうものにつきましてもどのように評価をされていらっしゃいますか、まず先にお伺いしたいと思います。

○遠山政府委員 中小企業地域情報センターは、昭和五十四年度から順次設置を進めてまいりました。現在全国で三十九カ所設置されておまして、六十一年度にはさらに二カ所追加設置されまして四十一カ所になる、こういうふうな状況でございます。先ほど申しましたように、地域情報センターは、地域の中小企業に対して情報提供あるいは情報化を促進いたします中核機関としての役割

を果たしているわけでございます。従来は地域の中小企業に対しては情報提供が主でございますけれども、そういう状況でございます。

事業内容といたしましては、文献、雑誌等の中小企業に役立ちます情報を集めたり、あるいはそれに関連します各種の調査をやったり、それからその地域の各種の情報を蓄積したり、地域固有情報と申しておりますけれどもその地域の固有情報を蓄積したり、そういうことをやっております。その情報を提供いたします場合には、中小企業者から相談がございまして、先ほど申しました全国の地域情報センターで五十九年度には四万件ほどの情報相談がございまして、そういう件数は順次ふえているという状況でございます。そのほか、さらにニーズの高い地域におきましては情報に関する講演会とか相談あるいはOA機器の展示等をいたしているところもあるわけでございます。

○草野委員 今いろいろ内容につきまして伺いましたわけでございますけれども、この利用状況につきましても約四万件ほどの相談件数があるというふうなお話でございました。この内容でございませうけれども、どういふような業種からどういふ相談を受けているか、こういう点まで把握されていらっしゃると思いますか、もしあればひとつお示しいただきたいと思っております。

○遠山政府委員 地域情報センターに対しては、中小企業者からいろいろな相談あるいは情報提供を求める声が来ているわけでございます。ただいまの四万件の内容につきましても、ほとんど手元に数字はございませんが、同じように中小企業事業団に情報提供の業務がございまして、そこで地域情報センターをフックシミリや端末機等でオンラインで結んでおります。地域情報センターと同様の機能をしております中小企業事業団の方につきましましては、全体として雑誌とか新聞等のコピーサービスが多いようでございまして、そのほか中小企業事業団のデータベースの利用もかなりの程度にわたっております。この部分につき

ましては地域情報センターを介して情報を求めてきている、こういうものがあるようでございまして。

そういうオンライン、オフラインによりましてデータベースの利用件数は、五十九年度につきましては六千件、それから六十年度は見込みでございますけれども九千件を超えるような情報提供をいたしている、こういうことでございまして。

○草野委員 それはそれで結構でございますけれども、地域情報センターではどのような業種からどのような相談があるのか、やはりそういう傾向、内容、こういうものは把握をしておくべきではないかな、このように感じたものですからあえてこの点をお伺いしたわけでございます。これは事業団の方で把握をされているということでございますので、後ほどまたそういう数字についてはぜひともお示しをいただきたい、このようにお願いをしておきます。

次に、この地域情報センターの体制また機能はおくれているのではないかと、こういう指摘もあるようでございます。先ほどのお話によりまして現状は三十九カ所ということでございまして、けれども、現在職員の方々は一センター当たり平均八名、端末機の設置が二十九カ所、汎用コンピュータが四カ所、またセンターを設立してない県が六十一年度で六県ある、こういうような状況と伺っております。こういう内容を伺ってみますと、果たして地域の中小企業の方々のニーズにどこまでこたえているのかな、また今回の法改正によりましてさらにいろいろな面が強化されるわけでございまして、そういう調子で大丈夫かなという危惧を持つわけでございます。その点につきましてどのようなお考えか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

もう一点は、六十年度現在で三十九カ所ということでございまして、今度の法改正によりまして指定法人として申請を希望されているセンターは何カ所ぐらいございますか。

○遠山政府委員 まず地域情報センターのこれは

らの整備の状況でございますけれども、先ほど御指摘のとおり、現在地域情報センターが三十九カ所、そのうち端末機が設置されているのは二十五センター、ホストコンピュータが四センター、こういうことでございます。六十一年度につきましては地域情報センターが四十一カ所になるわけでございますが、端末機につきましては三十一センター、ホストコンピュータにつきましては八センター、それぞれそういうふうな数字になる予定で整備を進めてまいりました。今後とも、地域情報センターの数あるいは端末機の設置、それからそこで行います人材の養成等も含めまして、その地域情報センターが地域中小企業者の情報化に十分役立つようにしてまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

それからもう一点、今回法律改正によりまして都道府県知事が指定いたします場合に、このセンターの何カ所ぐらいが指定されることになるのだろうか、こういう御質問だと思いますが、私どもとしては、現段階で明確に何カ所ぐらいということとを申し上げられる段階ではございませんけれども、現在の段階で、地域情報センターでもそういった診断を行う能力を有しているところが大部分あるわけでございますし、そういうことから考えますと、ここの二、三年ぐらいの間に、地域情報センターの十幾つ程度のセンターはあるいは指定されることになるのではないかな、こういうふうな感じも持っているわけでございます。

○草野委員 今回の法改正の目的は、中小企業の情報化が非常に進んでいる、この知識また人材の不足、資金力不足、こういう面から大企業と比べて非常に劣っている、このままでは放置しておく、両者の経営力の格差は一層拡大されるようになってしまふ、そういうことから、今回、大きく分けてこの二点の法改正が行われたわけなんです。

今のお話を伺っておりますと、せっかく法改正が行われて、地域情報センターの機能、体制の強化、これは当然必要になってくると思うのです。

そういうことに対して、国は地方自治体任せであつて、これをもう少し積極的に取り組むべきじゃないかな、私はこういうふうな気がするわけでございます。

六十一年度十数カ所の申請ではないか、こういうふうなことでございました。今後、大体何年計画くらいで全国の都道府県にこの指定法人が誕生していくのか、そこら辺のところはどのようなお考えでございますか。

○遠山政府委員 中小企業の情報化を進めます中核機関としての地域情報センター、先ほど申しましたように、五十四年度から整備を進めまして、そういうところで三十九カ所までいっているわけでございます。そのほか端末機とかコンピュータとかいうのがございますが、そういう面も含めまして、なるべく早い段階に全国的にセンターを設置したい、こういうふうに思っております。

ただ、そのうちにどれだけの機関が都道府県知事の指定による指定法人になるか、こういうことでございますけれども、都道府県の総合指導所等で行っております現在の診断指導事業の体制、それとの絡みで、都道府県知事の御判断になるわけでございますけれども、私どもとしては、そういう地域情報センターの整備に合わせまして、順次都道府県知事が、そういう専門の機関に情報化にかかわる診断指導を行っていく体制が早い段階でとられればいいんじゃないか、こういうふうに期待しているわけでございます。

○草野委員 長官にちょっとこの点でお尋ねしたいのですけれども、今のお話はお話でわかるのですけれども、やはり国がもう少し積極的にこの問題には取り組むべきじゃないかと思うのですが、これはいろいろと資格の面で非常に難しい面もあると思ひますし、また中小企業大学校、こういうところで一年間コースで約三十名しか卒業生がいらない、こういう現状です。そういう現状の中で果して指定法人にされる、そういう資格を都道府県

の知事から得られるために、このまま国がこういう姿勢であつたら、いつまでたつてもこれは進まないんじゃないかな、こんな気がしてならないのです。本気になって中小企業の情報化を進めたいこうとするならば、もう少し力を入れて取り組むべきじゃないかな、こういうふうに思ひます。いかがでしょうか。

○木下(博)政府委員 地域の中小企業の情報化を進めていく場合に、私どもはこの地域情報センターの中核機関としてこれを強化していくというふうに考えておりました。六十一年度の予算でも、その基盤を強化するために五カ所のセンターにつきまして七億五千万円の基金補助金を出すという予算も新たにしております。そのような形で、財政的にもこの地域情報センターの基盤を徐々に強化していくことを考えておりますと同時に、先生御指摘になりましたように、人材の養成が極めて重要でございますので、養成も既に中小企業大学校でやっておりますが、それと同時に、中小企業診断士の中で情報化についての特別な能力を持っている人々を特別に養成していくということを考えております。

で、中小企業大学校におけるそういう特別の講座で高い能力を持った人を養成して、そういう人材をセンターに配置していくということで、徐々にではありますけれども中小企業情報センターの力をつけていくということ、ひいては、それによって地域の中小企業の方々の情報化を進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、これは一年のうちに一遍にやるといふわけにはいきませんので、毎年相当の数の方々の研修を行うとか、先ほど申し上げましたような基金の補助金をそれぞれのセンターに徐々に出していくというふうな格好で、全体としての情報化施策の強化を図っていきたく考えております。

○草野委員 大臣が参議院の方へ行かれるとおっしゃっておりますので、先にお尋ねをいたします。情報化基本法の制定の問題でございます。我が

国経済社会の情報化は、かつての拠点的な展開から面的な面に展開する第二次情報化革命といふべき段階を迎えております。このような情報化は急速なテンポで進展しており、政府の諸施策は後手後手の対策となっております。また最近のコンピュータ犯罪等の発生に見られるがごとく、情報化に関する諸問題も多面的かつ複雑化していくことが予想され、情報化の進展と施策とのギャップがますます拡大するおそれがあります。情報化の進展は今後我が国経済の発展、国民生活の向上に資するものであり、的確に対応をしていくことが真の高度情報化社会の構築になると思ひます。そこで、一、情報機械産業の振興、二、情報処理産業の育成、振興、三、中小企業情報化対策、四、技術者教育の充実、五、情報化に関する秘密保護、六、システムの安全性等その方向性を明確にし、それに沿って各施策を講ずることが各省庁間の相互調整の役目を果たし、情報化社会に向けて大きな推進役となるのではないかと。したがって、その方向性の役割として情報化基本法の制定について大臣の所見を承りたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 ただいま読み上げました点は、これから情報化社会に向かうために整理をしなればならない重要なポイントとを羅列して今おっしゃいました。全く私どもはそのとおりに考えております。したがって、各省庁間の連絡を密にして、政府全体として整合性があり、いろいろな政策のそごを来さないように持っていきたいと思っております。

基本法を制定するかどうかの問題につきましては、基本法というのはいろいろあるのですけれども、それなりに効果はあったものかもしらぬが、国会報告等を出して膨大な書類をつくつても、今や非常に存在価値の問題が出ておるようなものも実はあります。したがって、法律の形式よりも中身の問題でありますから、今おっしゃったことは非常に大事なことで、各省庁との連絡、これをよくやっていけば心配がないのでなからうか、そう考えております。

○草野委員 では大臣、もう結構でございます。では、次に引き続きお尋ねをしたいと思います。

中小企業のOA化を普及するためには、これは何といっても、安価で手軽に使用できる多種類の既成ソフト、これの提供にあると思います。そこで一つお尋ねするわけでございますが、情報化の成功事例を提示すること、こういうことは非常に大事になってくると思うのです。そのための情報化モデル事業、こういうものをぜひとも実施する必要がありますのではないかと思うのです。現在どのようなことを行っているか、お尋ねをいたします。

○遠山政府委員 中小企業の情報化を進めます場合に、具体的な成功事例を示して、それでそういうのを参考にさせていただくというのは非常に重要なことでございまして、そういうふうな成功事例につきましまして、中小企業事業団あるいは地域情報センター等におきましてそういうのを集めて中小企業者の利用に供している、こういうことをいたしておりますし、これからもそういう調査も含めまして充実していきたい、こういうふうに思っているわけでございます。

○草野委員 文部省はいらっしゃいますか。ソフトウエア危機の対応という問題につきましまして、けさはどからこの委員会におきましても何回も議論されているわけでございます。六十五年には六十万人の技術者が不足になる、このように言われておられるわけでございますが、こういう大量の技術者不足を補うためには、やはり教育機関の充実という問題も必要になってくるのではないかと思ひます。

そこで文部省にお尋ねをしたいわけでございすけれども、普通高校また大学教育、こういう中でどのように組み込まれることが可能かどうか、そういう問題につきましまして文部省のお考えをひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○菊川説明員 情報処理分野や電気通信分野におきまして技術革新の進展等を背景に、社会の高度情報化が進展してきておるわけでございます。

文部省におきましても、それに対応しまして高等学校の教育内容を改善する必要があるという観点から、産業教育振興法に基づきまして、コンピュータ等の情報処理に関連します施設設備の整備を進めましますと、情報処理教育センターにおきまして研修等によりまして担当教員の育成を図ってきたところでございます。それによりまして、昭和六十年、職業高校の中で情報教育を専門に行う学科が百五十五学科でございまして、積極的に情報処理教育を取り入れていくという機運が出てきておるところでございます。

さらに、昨年の二月に理科教育及び産業教育審議会から答申がございまして、「高等学校における今後の職業教育の在り方について」という答申でございまして、その中におきまして、特に職業高校の情報処理教育の一層の充実、さらに普通科におきまして情報処理教育の充実ということを指摘いただいております。今後、その答申の趣旨に沿って情報処理教育の一層の推進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

さらに、普通科におきましては、現在でも、情報処理の科目を選択科目として設けることができるといふ制度になっておりまして、現に五十九年におきまして、百十六の学校で選択科目として設けておるといふことでございまして、さらに、普通科におきまして情報処理の教育の今後の方向につきましては、現在文部省におきまして、情報化社会に対応する初等中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議というものを設けておりました。そこで研究をしているわけでございす。その検討結果等も随々ながら、一層情報処理教育の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○草野委員 次に、コンピュータ犯罪の問題について警察庁に伺いたいと思ひます。日本のコンピュータ社会も内外のハッカーに脅かされる、そういう時代になったようでございす。先ごろのKDD関連のハッカー事件、また福岡銀行の一千万円盗難事件と、いろいろな事件が最近出ているようでございす。昭和四十六年以来現在まで五十九件ですか、この種の犯罪もあるようでございすけれども、まず第一点として、コンピュータ犯罪の種類はどういうものがあるのか、それから、そういう犯罪に対して適用される罪名、そして予防対策、これらのことについてお尋ねをしたいと思います。

○上野説明員 お答えをいたします。ただいま先生の御指摘がございましたコンピュータ犯罪の現状でございますけれども、昨年は、警察庁といたしまして十件の発生を把握いたしております。

なお、四十六年から昨年末までの間でございすが、合計で五十八件の発生を把握しております。近年多発する傾向にあるわけでございす。これらの五十八件につきましまして形態ごとの発生状況を見ますと、不正データの入力によるものが四十三件、データプログラム等の不正入手が九件、コンピュータの不正使用が四件、コンピュータの破壊とプログラムの改ざん消去というものがそれぞれ一件ずつ、こういうような発生状況になっております。

これらのものにつきましては、私どもだけでなく検察庁であるとかあるいは郵政監警局等でも検挙されておるわけでございすが、私どもの検挙したものにございまして申し上げますと、適用罪名といたしましては、業務上横領とか詐欺、窃盗、背任、こういうものが中心になっているところでございす。

なお、この種犯罪の防止の問題でございすけれども、このことにつきましては、一たんコンピュータ犯罪が発生いたしますと社会に重大な影響を与えることは言うまでもないわけでございまして、こういうことから警察庁といたしましては、コンピュータ犯罪につきましましては、事後に被害者を検挙するのみならず、そのような事態の発生を防ぐ対策を重点的に進めているところでございす。

こういう考えに基づきまして、コンピュータ犯罪につきましましては、何といひましても、第一に事業者の方でいろいろ対策を講じていただかなければならないということとございまして、先般、「情報システム安全対策指針」というものを、中間報告の形でございすけれども、公表しているところでございす。

この指針の内容といたしましては、それぞれの企業におきまして、内部統制の強化、異常事態発生時の対策の策定、あるいはセキュリティに関する教育訓練の実施、あるいは監査体制の充実等の対策を講じていくということ、また、コンピュータの操作に携わる者のモラルティの向上を図ることというふうなことを内容といたしましたことを提言しているところでございす。

コンピュータ犯罪の防止は、情報化社会の進展に伴います重要な問題になるものと考えられますので、今後とも、こういう観点から積極的に取り組んでいく考えでございす。

○草野委員 最後に、もう一点だけお尋ねをしたいと思います。親企業と下請企業とのオンライン化、ネットワーク、こういうものを進める場合の問題といたしまして、中小企業の情報に不当に利用されたり、また他の目的に利用されないように必要な措置をとることは当然だろうと思ひます。また、下請企業にとつて無理のない形で進められるように親企業を指導するとともに、取引条件が不利にならないように十分に監督をし、適切な措置が必要になってくるんじゃないかと思ひます。こういう問題がこれからオンライン化、ネットワークを進めるに当たりまして次第にふえてくるのではないかと心配されるわけでございすが、こういう点についてどのようにお考えになっておりますか。

○木下(博)政府委員 昨年の六月に中小企業近代化審議会の中小企業情報化対策分科会で中小企業の情報化に関する報告書をまとめたわけでござい

ますが、その報告書の中でも今御指摘の下請企業との取引の問題が触れられておるわけでございませう。親企業と下請企業との間がコンピュータによってつながれることによって、全体として生産工程が合理化される、それから在庫を減らすことができるというふうないろいろな意味でのメリットもあるわけでございしますが、逆に、今先生御指摘のようなデメリットも出てくるおそれがあるわけでございします。現在のところ、まだ下請企業で端末を置いてある企業というのはそれほどたくさんありませんので、そういう予想される悪影響が現実化しておるとは必ずしも言えないわけでございしますが、そういうデメリットを生かしていくという形が情報化のメリットを生かしていくということが必要だと我々は考えております。

親企業と下請企業との間にいろいろ問題がありますが、一つは、例えばそういう情報化機器を導入することが可能な企業と不可能な企業とがある場合に、その不可能な企業が選別化されて下請企業から脱落していくという問題もございします。取引条件等が悪くなる、あるいは下請企業の経営内容が親企業にわかってしまうというような問題等も出てくるわけでございします。したがって、私どもとしては下請代金支払遅延等防止法に基づいて、下請企業者の支払い条件が悪くなるようなことがないように今後とも取り締まりをしていきたいと考えております。

それから、下請企業につきましては下請中小企業振興法というのがございまして、親企業と下請企業とのあるべき姿のガイドラインを示す法律があるわけでございしますけれども、そのガイドラインとして定めております振興基準の見直し作業を現在行っておりまして、中小企業近代化審議会下請中小企業部会において検討しているところでございします。そこで親企業と下請企業との間の情報化に伴う好ましい姿というものを振興基準という形で出して、親企業、下請企業両者を指導していくことにしたいと考えております。

○草野委員 中小企業の情報化は大企業に比べま

して大幅におくれている、このように指摘されているわけでありまして、その原因等につきましてはあえて申し上げるまでもないと思ひます。先ほどの大臣の答弁の中でも、中小企業がいかに新しい機械を持ってもまるで猫に小判みたいなもの、これは中小企業じゃなくて御自分の話かもしれないけれども、そういうようなことをおっしゃっていただいたわけでありまして、それは冗談としても、ともかく使いこなすことができない、ほこりをかぶったままになっている、こういう事例がたくさんあるわけでございします。

先日もあるメーカーの販売追跡調査によりますと、自分のところで買ったコンピュータの稼働率は、パソコンが一五%、オフコンが五五%というふうな結果が出ています。こういう結果を見てもいろいろなことが考えられるわけでございしますが、我々は、それはそれとして、今回の法改正によりまして、地域情報センターというものの機能拡充によりまして、少しでもその格差が縮まることを期待しております。国としてもぜひともその努力をしていただきたい、このことをお願いしておきたいと思ひます。

それから最後に一つだけ、この法律とは直接関係ございせんけれどもお願いをしておきたいと思ひます。

それは、実際に中小零細企業の方がパソコンまたオフコンというものを導入した際に言っていることがございします。それは、このような機器の下取り制度が今日日本の場合にはまだ全然ない、そういうことで下取り制度がもう少しできるようになると我々も非常にありがたいんだ。確かに機械はどんどん日進月歩で進んでいってあります。そういう中で同じ機械を何年間も何年間も置くわけにはいかない、やはり新しい機械が来ればそれは取りかえた方がいいいろいろな面でずっと有利だ、しかし今のところは下取り制度というものがまだきつと決まっていけない、そういうことを言っている業者もおります。かつての日本の自動車産業の歴史を振り返ってみますと、昭和四十年代になり

まして、かつてはやはりそういうような制度は全然確立されておりました。次第に自動車の販売台数がふえるに従って自動車の下取り制度、中古車販売会社、こういうものが一つの企業として存在するようになってきた。それが新車の販売にもつながっていく、こういうようなことにもつながっていくのじゃないかと思ひます。その下取り制度という点について、今後どうしていったらいいのだろうかというこの御検討もぜひしていただきたいと思ひます。

それから、大変小さい問題で恐縮でございしますが、パソコンまたオフコン等で使う用紙がございします。あの紙の規格というのはアメリカサイズと言われているのでございまして、通常日本ではB4だとかB5だとかA4版というものが主として使われているわけでございまして、今実際にパソコン等で使われている紙の大きさは全然その大きさが違う、紙代もばかにならない、そういう苦情が出てくるわけでございしますけれども、こういう問題につきましても、今後どういふふうにかやっていたらいいかというような問題もあるかと思ひます。ぜひとも御検討をいただきたいと思ひます。何かございましたら御答弁をいただきたいと思ひます。

○杉山(弘)政府委員 コンピューターの製造を所管しております立場から、下取り問題につきまして御答弁申し上げたいと思ひます。

先生お話しのように、下取り制度ができればという御希望があることも承知はいたしておるわけでございしますが、コンピュータにつきましては何しろ日進月歩の状態でございます。二、三年たつと陳腐化をしまして、むしろ新しいコンピュータを入れた方がいいという御希望がございまして、電子計算機のレンタルの仕事をやっております日本電子計算機株式会社などにおきましては、レンタルパックと申しまして途中で返される割合が約四割だそうでございします。ところが、こういった返されたものにつきましては、もう陳腐化をしているものでございしますか

ら、そのままでなかなか使えない、むしろメーカーに引き取らせて、メーカーもそれをスクラップせざるを得ないという状況のようでございします。

自動車を例にとつて下取り市場の育成のお話が出ましたのでございしますが、これはコンピュータの性能の安定と申しますか、今よりはもっとスピードが落ちてまいりましたような段階で、二、三年たつてもそれが実用にたえるというふうな状況になりましたらあるいは可能かと思ひますが、今のうちに技術革新の激しい状況のもとにおきましては、直ちに下取り市場をつくらんと申しまして、これはなかなか難しい課題かと思ひますが、将来の問題も含めまして、我々としては御指摘の点を踏まえて少し検討をしてみたいと考えております。

〔委員長退席、与謝野委員長代理着席〕

○等々力政府委員 コンピューターの用紙の点についてお答え申し上げます。

現在コンピュータのプリンターに用いられている用紙は国際規格をもとにいたしまして、これに国内の使用実態も考慮いたしまして、現在日本工業規格、普通に申しますJISでもって統一化を図っております。プリンターの用紙のサイズとそれから一般の用紙のサイズというのは日本でも違いますが、国外でもやはり違うという状況でございします。それで今後両者の整合性を図っていくという必要性もありますが、これからの使用実態、そういうようなものをよく勘案いたしましてこれから研究したい、そういうふうに思っております。

○草野委員 以上で終わります。

○与謝野委員長代理 青山丘君。

○青山委員 大臣が参議院の予算委員会の方に行っておられますので、冒頭政務次官に一言だけお考えを聞かせていただきたい。

先ほど来の質疑を聞いておりますと、私の質問とかなりやえている面があると思ひますが、これを私からの質問だと受けとめてひとつ簡潔に御答

弁をいただきたいと思ひます。

近年の経済、社会のあらゆる面におきまして情報果たす役割が非常に重要になってきました。そしてコンピュータを利用したところの情報化ということが急速に進んでおりました。その点では大企業における情報化というのはいささか進んでおりました。企業間の情報化、企業内の各部門間の情報化あるいは統合化、そういうものが大分整備されてきております。また企業間の情報ネットワーク化という段階にだんだんと来る、こういう状況であります。これは大企業においては相当整備されてきております。成果も上げてきておりますが、さて大企業に比較して中小企業はどうかといえ、今の質疑にもありましたように、情報化が大変立ちおくれでございまして、こういう状況だと言われているのか、御見解をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○田原政府委員 お答えします。

青山委員がおっしゃったように、大企業と中小企業とは非常に情報の面で格差がある。例えば五十九年度版の中小企業白書を見ても、コンピュータの利用率が大企業が八三%に対して中小企業は三八%、コンピュータのオンライン化を見ても、大企業が四三%に対して六%というように非常に大きく開いておるのですが、その理由はいささか知識、人材不足、資金力不足等が大きい原因としておると思つております。

これをこのままほうっておきますと、ますます大企業と中小企業との格差が大きくなっていくわけでありまして、中小企業自体も情報化に円滑に対応して、自分自身がそのメリットを享受するための積極的な努力が必要であることは言うまでもありませんけれども、産業政策をつかさどる通産省といえども、中小企業の情報化を積極的に支援していかなければならないと考えております。また支援していくつもりでありますので、御理解深い青山委員の今後の御支援を賜りたいと思つております。

○青山委員 そういふ点で今回のこの法改正は私には一定の評価をしております。中小企業の企業体質を強めていくためには、この情報化にどのように対応できるのかということが中小企業にとつても非常に重要になってきております。ただ、多くの問題を抱えておられますから若干質問させていただきますけれども、今回都道府県知事に指定される法人としては、各県に現在設置されております地域情報センターが恐らく考えられているのでしう。地域情報センターの実情はどのようになつておりますか。また各県に設置されております地域情報センターはほとんど全部指定されていくのか、指定されていくのか、その指定基準とどのようなケースになつていくのか、その指定基準といたしましては、まずお尋ねいたします。

○遠山政府委員 御指摘のように、都道府県知事が指定いたします指定法人は、私どもとしては中小企業地域情報センターが従来の機能から見ても適当ではないか、こういうふうな考え方をしております。中小企業地域情報センターは、中小企業の情報利用あるいはコンピュータの導入等につきまして、従来からその指導あるいは情報の提供等を行つてまいつてきておるわけでございまして、現在の状況といたしましては、地域情報センターが全国で三十九センター、それからホストコンピュータと端末機が、ホストコンピュータの方が四センター、端末機が二十五センターでございまして、これが中小企業事業団とオンラインで結ばれておりまして情報提供等に使われている、こういうことでございまして。職員の数が一センター当たり平均いたしますと八名程度でございまして、それから、都道府県知事によって指定法人として指定いたしますその基準につきましての御質問でございますけれども、地域情報センターがある程度知識、経験を有しておりますので適当と思ひますけれども、基本的にはセンターを指定法人にするかどうかというのは知事の判断でございまして、法律上は公益法人であるということ、それから適正かつ確実に特定指導事業、特定診断事業を行うことができること、こういうふうなことでございまして、具体的な申ししますと、そういうふうなことを行える人材があるかどうかという点、それから財政基盤が確立されているかどうか、それから組織、体制等が十分であるかどうか、こういうのが判断の基準になるのではないかと考えております。ただ、特別にこういうことがあれば指定した方がよいというふうな基準をつくるということではなくて、その判断はあくまでも都道府県知事によってなされる、こういうことでございまして。

○青山委員 現行の地域情報センターはおおむね指定されていくであろう。知事の判断ということになればそういうふうな考えられます。これが第一点。

それから現実にはまだ地域情報センターが設置されておらない県、そういうものに対するこれらの指導、助成はどういう形になつていくのか。それからコンピュータ端末機、こういうものが設置されておらない地域情報センターについてはどのような指導をされていくのか。そして中小企業の地域間格差といふことが、情報格差のないように、これは相当全国的に思い切つて取り組んでいかないと、ついていけない地方団体も出てくるのではないかと。既に相当機能を果たしている地域の情報センターといふのがありますから、そのあたりの格差は正に正に正にどのような考え方を持たせておられますか。

○遠山政府委員 地域情報センターが設置されておない県が現在のところあるわけではございまして、私もどなたもいたしましては、できるだけ早くそういう県につきましても、少なくとも一カ所地域情報センターを設置されるように、なるべくそれぞれ都道府県と連絡をとつて整備をしていきたい、こういうふうな思つておられますし、御指摘のように端末機あるいはホストコンピュータが整備されていないところにつきましてもなるべく早く順次整備をし、地域中小企業の情報化につ

まして基本的な機能を持つことができるようにしたいと思つております。

御指摘の、情報化につきましても、そういう地域間の格差があるということは好ましくないわけではございまして、私もどなたもいたしましては、そういう地域情報センターの設置あるいは端末機等の設置を進めると同時に、その機能の面でもなるべく地域格差がないように進めてまいりたい、こういうふうな考え方をしております。それをベースに都道府県知事が指定法人を指定される、こういうふうなことを期待しているわけではございまして。

○青山委員 地域情報センターの仕事の中で、診断指導事業を進めていく場合に、指導員の養成、指導員の人材をどうして確保していくのか、こういうことが非常に重要であると思ひます。

今回中小企業大学校におきましても、情報化の診断指導に当たる人材の養成コース、これが東京校に開設されることになつたと聞いておりますが、一コース三十名、こういうことですね。少しこれは少な過ぎる。ここから育つた人たちが、やがて診断指導事業が推進できるような指導員として、あるいは企業においてそうした指導ができるようにということでは、どう考えても少し数が少な過ぎる。これはどういう意図でこのコースが設置されたのか、最初はよくわからなから一コースぐらいにしておこうということなのか、そのあたりの御見解をひとつ示していただきたい。やはり人材が非常に重要になつてまいりますから、この養成コースをひとつぜひ設けていただきたいのですが、他の中小企業大学校においてもこの養成コースを開講していただく必要があるのではないかと思ひます。そのあたりいかがでしょうか。

○木下(博)政府委員 従来から中小企業大学校におきましては、技術研修というところで、コンピュータの講座を一部の学校、具体的には東京と関西で実施してきておつたわけでございまして。なかなか評判がいいということ、ことしからは直方校と旭川校においても中小企業者相手の講習をや

ろうということになっておりまして、この講習は、一週間の期間で、二十人または四十人というようなもので、パーソナルコンピュータを中心に基礎的な研修をしていこうというものでございす。こういうものは、今後需要が高まれば講座の数をふやしていくことを考えていきたいと考えております。

それから、中小企業の情報化を進めるためのいわゆる診断指導員の研修でございす。現在各地域の地域情報センターにおります人たちが、必ずしも人に教えるだけの能力を持った人が十分でないというところがございますので、そういう人たちのをぜひ早急に養成をしていく必要があるだろうと考えておりますが、そういう高度の養成をするためには一年くらいかけて勉強していただく必要があるというところがございます。そういう非常に高度の情報コースを東京校に六十一年度から置くことになっておりまして、その対象が一応三十人ということになっておるわけでございす。

これは実際にやってみまして、非常に需要が高ければ将来はふやしていくことを考えていきたいと思っておりますが、これは中小企業診断士という資格を持てるような非常に高度な研修でございまして、御承知かと思いますが、中小企業診断士というのは社会的地位も最近非常に高くなっております。人数が非常に少ないということもそれ原因しているのかもしれませんが、非常に需要が高いということもございまして、需要が高いという診断士の方々というのはやはり相当レベルも高くなつてはいるというところだろうと思ひますので、当面はそれでスタートしていきたいと考えております。

それに加えまして、商工会や商工会議所あるいは中央会の指導員の中で情報関係の指導を担当する人たちの養成をしようという講座ももう一つ東京校でやることを考えておりまして、その方の講座の場合には、三カ月間で受講定員は四十人というところを考えております。いずれにしても、こう

いう講座は六十一年度から始まるものでございすので、今後その充実を図っていくように考えております。

○青山委員 診断指導事業といふと、指導員の資質に相当大きく影響を受けてきますから、人材を養成していく、この人材の養成が十分に進んでまいりますとその成果というのはいまだ十分期待できる、そういう表と裏の一面を持っていますから、人材養成のために、そのあたりをひとつぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

特に中小企業者にとりましては、情報化を進めていこうとしますと、中小企業の中にその人材をなかなか持たない、資金的にもなかなか困難である、人材も少ない、こういう事情がございすので、中小企業者の中で訓練に当たる人材を持たない、どうしても他からの人材に頼らざるを得ない、こういう問題を解決していくためには、指導員の人材をもっと育てていく必要がある。このあたりを育ててまいりますと、これまでは情報機器の関連メーカーの指導にどうしても頼っていた、あるいはディーラーの指導に頼っていたというところになってきますから、このあたりをどのように考えておられるか。中小企業大学の研修にも依存していかざるを得ない、こういう事情だと思ひます。ただ、中小企業大学における研修事業というのは、ずっと調べてみますと、年間三百二十名、中小企業者というのは全国に物すごくたくさんいます。この中小企業者の数に比べますと全く追いつかないのではないかと思います。

したがって、企業内の人材養成に関しては、中小企業大学、情報機器関連メーカー、こういうところにおける役割を担っていただかなければなりません。一点は、今申し上げた中小企業大学の研修事業の拡充強化。第二点は、情報機器関連メーカーによる指導のあり方。これもまたいろいろ問題があるわけございまして、情報機器関連メーカーの立場あるいはディーラーの立場では、中小企業者の置かれてはいる実情というのを余りよく理解しないで売ろうとしていく、実情が十分反映を

しない、中小企業が何に悩んで苦しんでいるのかということも本当にわかっていて目をつぶっているのではないかと。こういう心配を実は持っています。私はこの辺の話をよくいろいろの人たちから聞いておるんですが、情報機器関連メーカーによる指導のあり方、これについて再検討する必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○山下(商)政府委員 おっしゃいますように、中小企業大学における情報関連の研修の人数、必ずしも十分ではないというところは言えると思ひます。したがって、今後でもできるだけそういう部門での講座の数をふやすように努力したいと考えております。

企業内の研修のことにつきましては、機械情報産業局長の方からお答えしたいと思ひます。

○杉山(政)政府委員 情報機器メーカーを所管している立場から、企業内の人材育成について、メーカーに対する指導をふやすように努力したいと思ひます。

現在、情報機器メーカーは、製造いたしました機器を販売いたします場合に、専門のエンジニア等を派遣いたしまして、一応その機器の操作ができるまでの教育訓練と申します。指導は無料で行っているようございす。またその後もユーザーのお求めによりましては、さらに一段レベルアップをするための研修プログラムの作成なり、講習会なりということもやっているようございす。

きたいと考えております。

○青山委員 ぜひフォローをしつかりやっていたかないと、せっかく機械を入れて、さあ思い切った情報化に進もうと意欲を持っていた企業が、やはりとてもついていけない、我が社に人材も十分ない、十分な指導もしてくれない、やむを得ず、やはり昔からの作業手順で事務処理をやった方が結局速いというふうなことになる、また機械を売ってしまったというケースを聞いているんですね。これは世の中が非常に情報化の社会に変わろうとしていくときに、その企業にとっては大きな挫折なんです。そういうことのないように、ぜひひとつしっかりと指導していただきたい。

情報機器の関連メーカーに対しては、売るまでの努力はよくしてくれています。私も実は実際の経験者でございす。その後のフォローは結構冷たいところもありますから、そういうことがないよう、ひとつぜひお願いしたいと思ひます。

それから、地域情報センターというのはどうして県庁所在地に設置されておりますか。これはやはり県庁所在地から離れている中小企業者にとつてみますと、十分な情報が得られない、十分な指導が得られないというところ、ついつい疎遠にならざるを得ない。こういうことであれば、せっかくの中小企業の情報化も進展しない。したがって、それぞれ地域の商工会であるとか会議所であるとか、中小企業団体と地域情報センターとのネットワーク化をこれからしっかりと進めていっていただきたい。また、いっていただかなければ、地域における中小企業者が情報を十分に得られるという状況にはなっておりません。そうした仕組みをきちっとつくり上げていくための指導、助成、この方針をひとつぜひ聞かせていただきたい。

〔与謝野委員長代理退席、委員長着席〕
○遠山政府委員 御指摘のように、中小企業地域情報センターが中小企業者にとって利用しやすいようにすることが必要でございまして、各府県に一つあるだけではなかなか利用しにくいという面

があるかと思ひます。そういうことで、関係の中小企業団体、特に商工会とか商工会議所といった中小企業関係団体との間でオンラインでネットワークを結びまして、そのネットワークを通じて相互にいろんな情報を利用し合うということは非常に効果的でございまして、そういうネットワーク化を早く進めたいと思つております。

具体的には、そういった各地域におきまして、主として都道府県の地域でございまして、そういう地域においてそういう情報ネットワーク化をどういうふうに進めたいか、情報ネットワーク化のあり方を検討いたします調査を五十九年度から実施しております。

そういう調査と同時に、地域情報センターにもコンピュータを置きまして、そういうネットワークの運営に利用できるように、それから地域固有のデータベースもつくりまして、それぞれ相互に利用し合うように進めていきたいと考えております。

○青山委員 ぜひそういうふうに進めていただきたいと思ひます。

それから、中小企業者がソフトを使いたいというところで地域情報センターに自分のところを使っている伝票だとか書類を持って相談に行くんです。ところが、その企業特有のソフトを使おうと思うとかなりのお金がかかる、しかも地域情報センターにはまだそれが無いということになります。ついでに足を踏んですごすご帰ってきた例が最近ありました。それで、その経営者に聞きますと、大体中小企業者、我々似たような業界においては似たようなソフトを使うので、ぜひひとつそういうものを大量につくっておいて安く使うという方向で指導してもらえないか、こういう陳情を受けているのです。それはやはりパッケージソフトということになってくるんでしょう。ただ、パッケージソフトを有効に使おうと思ひますと、企業間で幾らか利用の仕方が違う、こうなるとパッケージソフトがどうしたら修正できる

のか、その修正がローコストでできるものならパッケージソフトを使つていきたい。

ただ、中小企業者にしてみますと、大企業から書類の指定がありますので、そういうパッケージソフトが使えないというような問題がありまして、個々の企業にとってはなかなか情報化といつても、そうたやすく使えない。問題は、同一業種で似たようなソフトが同じような立場でローコストで使えるんなら、ぜひそういう方向でみんな使いたい。こうなつてきますと、どうしても地域におけるソフトハウスの育成というものがこれから重要になつてくると思うのです。

そのあたりを、地域情報センターとソフトハウスとの関係をどういう形で指導育成していくのか、中小企業庁としてはその促進のためにどんな取り組みをしようとしておられるのか、その指導についての方針をぜひ聞かしていただきたいと思ひます。

○杉山(弘)政府委員 先生御指摘のような汎用ソフトウェアの普及といふのは、私もいいわゆるソフトウェア危機感に対応するための一つの有力な手段ということで促進をしてまいりたいと考えております。

それにつきまして、今御指摘のような各企業ごとに若干の手直しをする際に、近隣にソフトウェアハウスがないとそれもできなくなる、こういう点があるとの御指摘、まことにごもっともでございます。

私どもの調査で見えますと、現在、ソフトウェアハウスの事業所数が五十九年度で全国で約九百ございまして、そのうちの約五百が東京、大阪に集中いたしております。残り四百弱が全国各地に散在をするということでございます。そういう意味からしますと、現状、確かに御指摘のように極めて不十分でございます。

ただ、これは経年的に見てみますと、東京、大阪の事業所数の増加よりはむしろ地方の事業所数の増加の方がこの二、三年割合にふえておりまして、例えて申しますと、五十八年度から五

十九年度にかけましては、東京、大阪両地域の事業所数の伸びは三二%でございますが、その他の地域の事業所数の伸びは八%でございます。地域の情報化が進んでくるといふことになりまして、そういう需要の増加に応じて事業所の立地も変わつてくるのではないと思ひます。そして私も似たようなことをして、こういう傾向をできるだけ助長したいと考えております。各地域の情報化のためには、御案内のニューメディアコミニティ構想等も実施をいたしております。そういう過程の中でソフトウェアの地域立地という問題についても積極的に取り組んでまいりまして、今先生御要望のような事態にぜひ対応できるようにしたい、かように考えております。

○青山委員 中小企業者にとっては、ソフトの価格が高く、我が社あたりでは情報化は十分でないんだという苦しい思いをしておられるところがやはり随分あるようです。したがってぜひパッケージソフトの活用、そのために地域のソフトハウスをぜひひとつ育成をして強化をしていっていただきたい。こういうことが今回設備近代化資金で貸し付けの対象になつてくるわけですから、政府としてはその方向で努力しているということなのでしうけれども、実態としてできるだけローコストのものを多くの中小企業が活用できるように方向をひとつぜひ確立していただきたいと思ひます。

それから、中小企業事業団におきましては、中小企業情報センター、中小企業OAセンターを設置しております。情報関連事業を行つておりますが、その事業内容はどのようなものか。また、中小企業情報センター、中小企業OAセンターの本来あるべき姿といふものをどのように理解しておられるか。また、事業団は地域情報センターとの関係について、事業団は地域情報センターの育成指導についてどのような取り組みをされるのか、お示しいただきたいと思ひます。

○遠山政府委員 中小企業事業団におきましては、情報関連事業をいたしまして、中小企業情報センターというのと、それから中小企業OAシステムセンター、これは六十年度に九千件を超える情報があるという状況でございます。そういうものにつきますと、これはからもデータベースを拡充し、それからOAシステムセンターにおきましても、中小企業のOA化を指導する体制をこれからもつていきたい、強化していきたい、こういうふうにお考えをしております。そういうものを通じまして、中小企業の情報化にも大いに役に立つ、こういうふうにお考えをしております。

センターというのと、それから中小企業OAシステムセンター、こういうふうな機関を設けております。

今の御質問の、その活動状況等でございますけれども、中小企業情報センター、これは中小企業向けの各種の情報を蓄積いたしまして、これをデータベースとして構築し、先ほど来お話が出ております中小企業地域情報センターとの間にオンラインあるいはオフライン、現在オフラインのところもございまして、そういうものを結びまして、そのデータベースを各地域で利用していただいて中小企業者に提供する、こういうふうな中央センターとしての役割を果たしております。また、そのほか、そういうデータをもとにいたしまして、印刷物等によりまして情報提供をしていく、こういうことでございまして。

一方、中小企業OAシステムセンターにおきましては、中小企業のコンピュータの利用につきましては、総合的な相談あるいは指導、それからコンピュータの利用につきましては、モデルプログラムの展示等もいたしておりますけれども、そういったところで中小企業者の利用も直接あるいは先ほど申しました情報提供につきましては地域情報センターを通じての利用が非常にふえております。

ちよつと一例を申しますと、情報提供事業につきましては、六十年度に九千件を超える情報があるという状況でございます。そういうものにつきますと、これはからもデータベースを拡充し、それからOAシステムセンターにおきましても、中小企業のOA化を指導する体制をこれからもつていきたい、強化していきたい、こういうふうにお考えをしております。そういうものを通じまして、中小企業の情報化にも大いに役に立つ、こういうふうにお考えをしております。

○青山委員 それからも一つ、私からもお尋ねしておきますが、大企業がインシテックをとって中小企業との関係、下請企業との企業間の情報ネ

ットワーク化が進んでまいりますと、どうしても中小企業の企業内容というものが、大企業には手にとるようにわかる。中小企業の中にはそれでもいいというふうな考えでいるものもあるでしょう。しかし実際にはそうではありませんでして、下請企業の企業情報が不当に利用されては大変困る、そういうことを心配しておられる方がほとんどであります。そうなってきますと、親企業をどうして指導していくのか。企業間のネットワーク化によって下請企業が取引条件において不利益を受けはけない、こうなってきますと、親企業のモラルが要求されるわけですから、親企業をしつかりと指導していかねばいけません。

私はかつて苦い経験をしたことがあります。親企業は優秀な人材を抱えて企業体質も強い。けれども、下請企業に対しては実に冷酷なまでに非情な態度をとっていくこともあり得ます。これは、下請企業がそれこそ首をくくって自殺をする、あるいは夜逃げをしなればならない、外国にまで逃げていったというような例は知っています。

そういう状況を考えますと、これから企業間ネットワークが進んでまいりますと、下請企業の立場というものがよほどしつかりと法的に守られていかないとはいけません。そして同時に、親企業のモラルをきちっと確立できるような環境もぜひひとつ考えていただきたい。このあたりをどういうふうに理解しておられますか。

○木下(博)政府委員 コンピューターの機器をオンラインで親企業と下請企業とで結びつけた場合の問題点は、今先生がおっしゃったような問題点もありましようが、またコンピューターの標準化が進んでおりまよときには、親企業の数がたくさんあると、その親企業の数の分だけ端末機器を下請企業は置かなくてはならないというような意味で、下請企業にとっては非常に負担になるというふうな問題もあるわけでございます。それで、こういう各種の問題を取り上げていくには、単に親企業と下請企業との間の関係だけを法律で取り

締まってやっていくことでは必ずしも十分ではないのじゃないかという感じがいたします。私が今申し上げましたような多端末機の問題については、むしろコンピューター全体の標準化をどうして進めていくかというふうなことで対処していくべきでありましようし、それから下請企業の持つております情報がオンラインによって自動的に親企業に流れていくというふうな問題については、場合によってはそれを防ぐソフトウェアの開発をすれば可能になってくるかもしれないという問題もあるかと思ひます。

したがって、そういう意味での各種の対応策を講ずる必要があるかと思ひますが、ただ下請企業と親企業との間では、強い親企業が下請企業にいろいろな意味でいつもそれを押しつけ、しわ寄せするというような問題がございますので、下請代金支払遅延等防止法に基づく対応策も考えると同時に、また中小企業庁では、下請中小企業振興法という法律がございまして、それに基づいて親企業と下請企業との間のあるべき姿をガイドラインという形で示しているものがあるわけでございます。したがって、このような問題点等が今後出てくる可能性がふえてきておりますので、中小企業庁は、中小企業近代化審議会にありま下請中小企業部会において、その振興基準を改めてみたかどうかというところで、現在その検討を行っているところでございます。そのようなこととで親企業に対する指導を今後進めていきたいと考えております。

○青山委員 ぜひ下請企業の立場が尊重されるような、守られるような仕組みをひとつ今からきちと考えていっていただきたい、こういうふうにお願いをしておきます。

それから、私の地元であります産業情報センターであります。これもいろいろな事業を進めてきました。そして一定の成果を上げてきておりますが、今後の課題として次のように要約しております。産業情報の提供のためには、各種機関、中小企業団体、民間企業等についての情報取

集の体制をさらに強化していかねばいけません。産業情報を提供していくためには、多くのデータベースを拡充していかなければいけない、また情報収集の体制を強化していかねばいけません。これがまず第一点。

それから、OAプラザアイチというのがあるのですが、これは県内の中小ソフトハウスとの連携によって、私が先ほど申し上げたようなソフトウェア面の一層の強化が今後の課題だと言っております。これらの課題は、それぞれの県においても地域情報センターの課題というふうな受けとめてもいいのではないかと私は考えますから、これらの課題について中小企業庁はどのような対策を考えていこうとしておられるのか、お示しいただきたい。

○遠山政府委員 地域情報センターは、中小企業の情報化につきまして中核的な機関となっていくものでございます。先ほどお話しのように、中小企業に利用されるような産業情報を提供しようとするためには、全国的なデータだけではなくて地域的なデータも必要でございます。そういう意味で、情報収集がそれぞれの地域の地域情報センターにおきまして独自に行われることが重要でございまして、この点につきましては、ホストコンピューターの導入に合わせまして、地域固有のデータベース化を順次進めているところでございします。そういう形で各地域とも情報収集が一層充実し、利用しやすい、役に立つ情報が蓄積されることを期待いたしておりますし、そのための助成もいたしているところでございます。

それから、地域のソフトウェアハウスと結びつきまして、連携をとって中小企業の情報化を進めるといふことの支援措置でございすけれども、何と申しましても中小企業は、情報化を中小企業の経営管理の面でどういうふうな役立てていいかなかなかわからないわけでございます。そういう意味で、地域情報センターがその仲立ちと申しますか、どういうふうに使えば一番いい、そのためにはどういうソフトが必要だ、こういう形でう

まくソフトウェアハウスと結びついて進められればよろしいのじゃないかと思ひますので、そういう点につきまして十分連携をとって進められることを期待しているところでございます。

○青山委員 地域情報センターが体制をきちんと整えて、地域の中小企業者の要請、情報提供にこたえていくためには、やはりホストコンピューター等の導入設置が必要になってきます。これは相当お金もかかってくるわけで、地方団体ではなかなか困難であります。これは何か所設置の予定なのか。愛知における産業情報センターに対する姿勢も一言聞かせてください。

○遠山政府委員 ホストコンピューターの導入と地域固有のデータベースの構築でございすけれども、六十一年度につきましては四カ所追加する予定にいたしております。各地域の地域情報センターの状況を十分判断して、どこでやっていたか決めたかと思っておりますけれども、愛知県の地域情報センターにつきましては、従来からそういう面で非常に御努力をいただいていることは十分承知をしておりますのでございまして、今後とも各地域の中小企業の地域情報センターのコンピューターの導入やデータベース化につきましては、そういう状況を十分考えて対処していきたいと思っております。

○青山委員 もう一点、最近情報機器関連の販売業者による販売合戦は非常に激しいものがあります。今後地域情報センターの指導員に対しては中小企業者は相談に出かけます。したがって、この指導員のモラルがこれから要請されてきます。非常に重要になってくる。指導員に対して売らんがための情報関連産業からの陳情が相当激しくなってくると思います。指導員の対応によつては中小企業者の判断を決めるわけでございますから、指導員のモラルが要請される、こういうことになると思ひますが、指導員のあり方がどのようなものなればならないかというところは考えておられると思ひます。適切な指導が行われるような対策を考えておられたらひとつ示していただきたい。

○遠山政府委員 指定法人におきまします情報化に対しての診断指導を行う担当者は、申し上げるまでもございせんが、中小企業者に直接接し、情報化につきまします診断指導を行うわけでございまして、いわばこういった事業は公益性の非常に高い事業でございまして、したがって、公平性あるいは中立性が確保されなければいけないわけでございまして、御審議をお願いしております。法案におきましては、指定法人の義務といたしまして、当該事業を適正かつ確実に実施しなければならぬという規定を定めておられるわけでございまして、診断指導事業を担当いたします者のモラルの確保につきましましては、適正かつ確実に実施する上からそういう点で十分担保されていくものと考えております。私どもとしても指導をしていきたいと思っております。

○青山委員 そのあたり、中小企業者にとっては公平な情報、そして中小企業者にとって最も有利な情報を正しく指導してくださるよう診断指導をしていただきたい。これからまだいろいろなタスクが出てくると思いますから、ぜひしっかりとフォローして指導していただきたいと思っております。

それから、時間がもうありませんから簡単に尋ねたいのですが、今回中小企業が情報化に対応するために中小企業近代化資金等助成法を改正して、設備近代化資金貸付制度にプログラムを追加されることになりました。このことは中小企業の情報化の促進に役立つものと私は率直に評価しております。

さて、そこで若干中小企業者からの要望であります。幾つかあるのですが、特に設備近代化資金貸付制度におきましては、大蔵あたりから、そろそろ利子を取ってもらいたいという声が出ておると聞いております。中小企業者は大変心配しております。何とか私はこの無利子の制度を守っていただきたい。中小企業庁の決意を聞かせていただきたい。

もう一点、設備近代化資金貸付制度におきましては、申し込みから借り入れまでの期間が普通二

カ月程度かかると言われているのです。中小企業から見ますと、この期間はぜひ短縮してほしい、こういう要望が出ております。審査事務の手続をぜひ簡略化できないかという要望であります。いかがでしょうか。

○照山政府委員 設備近代化資金の利子の問題でございまして、設備近代化資金は中小企業者、特に資金力の非常に弱い小規模企業を中心に運用しているものでございまして、そういう企業の設備近代化に大変役割を果たしていると考えております。かつ、その際に無利子であるということが大きな意味を持つておると私どもも考えておりますので、中小企業庁といたしましては、今後ともその方針を堅持したいというふうに考える次第でございまして。

もう一つ、審査期間の短縮の問題でございまして、けれども、確かに現在年度当初に募集をいたしまして、実際に貸付決定を行われるまでに平均的に約二カ月程度要しておられるわけでございまして、この事務の簡素化あるいは期間の短縮につきましましては、従来から私どもも都道府県に對しまして、できるだけこれを短縮するように指導してまいっておるわけでございまして、今後ともその方針で臨みたいと存じますが、年度初めに募集をいたしまして個別企業ごとに審査、診断を行うというところで、どうしても現在トータルとしては二カ月程度になつてしまつて、一つずつの企業はそんなに時間をかけているのではないでございまして、全体的に、全体として決定までに時間がかかるという状況でございまして、今申し上げましたように、今後とも短縮には努力してまいりたいと存じます。

○青山委員 審査事務の手続をぜひ簡素化していただきたいというの、今のうちに円高で苦しんでいるとき、急いで融資をしてほしい。国内の景気を少しでも回復したい、こういう政策的な判断も必要だと思つております。あるいは物価が沸騰して少し抑え込まなければならぬ、というときには、この審査事務はしっかりとやつて時間の延長もやむを得ないとか、あるいは内需を拡大して今

のように何とか景気にて入れをしていかなければならぬ、というときは、もちろんリスクも伴いますけれども、できる限り簡略にして早期に貸付手続を済ませる、こういうことをぜひひとつ対策的にも努力していただきたいと要望させていただきます。質問を終わります。ありがとうございます。

○野田委員長 野田友一君。
最初、法案に入る前に、二点ばかりお聞きをしたいと思います。

一つは、これは法律に關係があるのですけれども、ハイテク情報機器等のリース制度の創設の問題です。これは一昨年の四月四日当委員会において我が党の小沢和秋議員が、法律上リース事業の制度がありながら実際には実施されていないというところを取り上げまして、貸与協会でもリース事業ができるようにしろというところを要求して、検討するということになつておつたところが、今度はこれが創設されたというふうになつたわけですが、けれども、このリース制度の創設に伴いまして、制度の中身について若干この場で御説明いただきたいと思つております。

○照山政府委員 このリース制度は、ただいま先生御指摘のように、法律上は既にリース方式による貸与も実施し得るということになつておつたわけでございます。最近におきまして中小企業者のニーズが非常に多様化しておる、それに対し設備の供給の方式といたしまして、リースのやり方といたことが設備投資の有力な一つの手段として盛んに行われるようになり、それに対する中小企業者の需要というのが増加しておるという状況に對応いたしました。予算上の措置を講じまして、六十一年度からハイテク情報機器についてリース制度を設けるということにいたしましたわけでございます。

内容としていたしましては、これは予算の成立を待つてということになります。事業総額、貸与全体で五百二十六億円を予定しております中で、百億円をこのリースに充てたいと考えておるわけ

でございます。その他、貸付対象でございまして、あるいは貸付限度額でございまして、現在ハイテク情報機器につきましまして割賦販売の事業を貸与事業として行つておりますが、それと同様にしたい。

またリース料でございまして、これは現在の割賦販売の貸与損料に、リース制度に伴います税金でありますとかあるいは保険料でありますとか、そういう負担分を上乗せをしたという形で、したがって実質的には割賦販売制度とは同等になるようにしたい。このように考えております。(野田委員「八・五ですか」と呼ぶ)具体的には予算の成立を待つて決めたいと思つておりますので、ただいま申し上げるような熟した数字はまだ持つておりませんが、八割台くらいを想定して作業しておるところでございまして。

○野田委員 対象機器についてもぜひ業者の要望を十分聞いていただきたいと思つて、適切なものを貸与して要望にこたえていただきたいと思つていますが、いかがですか。

○照山政府委員 御指摘の点は、十分に念頭に置きまして作業をいたしたいと思つております。

○野田委員 それでは質問を続けませんが、ひとつリースを私の方でお示しをして、公正取引委員会の方でお聞きいただいて、まず御答弁をいただきたいことがあります。

地元ですが、和歌山の海南市を中心とするたわしとかブラシ、あるいはマット等のいわゆる和雑貨と我々呼んでおりますが、日用生活品、こういう産地があります。ここでは年間の生産額が約六百二十億円、全国の日用雑貨のシェアの平均で大体七五%を占めます。企業の数も、メーカーあるいは卸売業も含めると約四百、大変大きな産地でありまして、地域経済の中でも大きな貢献をしておる産地であります。

ところが、この製品の流通関係を調べてみますと、七七%がスーパーを介して消費者に物が売られておるといふのが実態であります。大手の量販店、スーパーがPOS、販売店の情報管理で

すね、POSの採用によりまして大変な影響が出ておるといふことであります。

三つばかりありますが、流通の経路をまず申し上げますと、メーカーないしは産地の問屋から、量販店の代理店と申しますが問屋へ行きまして、それで量販店、スーパーに流通が移っていくわけでありまして。

一つは、このPOSの採用によりまして返品率が非常にふえた。とにかく、商品が返ってくるのが常態化しておるといふのが実態なんです。これは申すまでもなしに売買契約そのものでありまして、その発注のときも契約のときも、返品については一切の取り決めもない。これは売り切り、買い切りですから、当然の話であります。その約束に従いましてきっちり納品をするのに、適正な債務を履行するのに、それがいきなりどさどさどさどさ返品されてくる。これは、もうずっとこのところ続いておりますね。やはりこれは一つの情報化の影の部分でありまして、大変深刻である。私は、こういう勝手気ままな量販店のやり方は許せないと思うのです。業者も大変苦勞しているわけでありまして、こういうことについては、これはまさに不正な取引方法に該当すると思ふべきけれども、いかがでしょう。

○利部政府委員 お答えいたします。

御指摘のような問題、取引上、相手方に非常に強い力を持っている大規模な小売業者が、商品の仕入れに当たって零細なメーカーなり零細な納入業者からの取引条件において相手方に不当な不利益を課すること行は、独占禁止法の「不正な取引方法」に当たるものでございまして、特に百貨店、スーパーについてはそのたぐいの問題が起きやすいところから、「百貨店業における特定の不正な取引方法」というのを指定して、随分前からそれは不当なものだということを示して、規制しているところでございます。

加えて、御質問にございましたように、情報化が進むことに伴いまして、今までなかったような態様の不利益が中小メーカーないし納入問屋に課

されるというところは、不正な取引方法の規制の趣旨に照らして甚だ好ましくないことでございまして、事実上即して適切な規制を考へていくべきものだと思つております。

○野間委員 さらに、私も直接いろいろ聞いたのですが、商品に今POSの関係でバーコードがついておられますね。これは和歌山の和雜貨について、商品の数は、色別も含めたものですが、約千点から二千点、数が非常に多いわけですね。品種ごとにバーコードがついておられますし、印刷しなければならぬ。聞きますと、バーコードのフィルム代が一枚三千円から三千五百円する。一業者によりましては、月に十萬から二十萬とか、あるいは三十萬フィルム代だけでもかかる、こういうような状態があるわけですね。大手のスーパーの都合でこういう新たな手間と負担、これは全部リスクを業者ががぶっておるわけですが、こういうふうな、中小業者が押しつけられますとこれまた大変なことになりまして、だから大手のPOSの採用によつて、もうメリットどころかデメリットばかりだといふふうに非常に苦情が多いわけですね。

それからもう一つは、スーパーでよく特売をやりますね。特売の都度値引きした、ディスプレイした値札をつけますよね。ところが、その特売の期間が終わりますと、今度はその値札をはがさなければならぬ。それで包装紙もかえなければならぬ。その場合も、特売が済んだらどさどさまた商品が返ってくるわけですよ。その際に、全部値札をはがしたり、あるいは包装を全部やりかえる。この手間賃も、それから包装紙代も全部業者の負担というふうなことで、これまた大変困惑しておるわけですね。だから、公取も、まあ通産省でもそうでなければ、POSの光と影、その影の部分については、抽象的にはいろいろ調べられて、また若干のコメントを私も承知しておりますけれども、これまた不正な取引そのものに該当するといふふうに思つております。

この点についての公取の評価と同時に、私は、

これはすぐに独禁法違反でしよつて云々でなくて、継続してこれからずっと取引をしなければならぬから、和歌山県とか、あるいは海南海市の市役所とか、海南の商工会議所とか、業界もそうだし、そういうところからつぶさに実情を聞き取らなければ、そしてさらにスーパーなりストリートに入れておきます問屋ですね、そういうところからももちろん事情も聞いていただいて結構です。こういう中小企業家がせのないように指導をぜひやっていただきたい。調査をして、そういうことがないように善処をしていただきたい。評価の点も踏まえて、ひとつお答えいただきたいと思ふます。

○利部政府委員 大規模小売業者と交渉力において劣っている中小の納入業者なりメーカーが、当初の取引条件ではつきりしていないのに、あるいは当初の取引条件に反してその後新たな負担を課せられるというところは、先ほど申し上げましたように不正な取引方法に当たる行為でございまして、ただ、スーパー等の購入の仕方なり条件なりというのは、商品の種類その他によりまして随分違つておる場合があります、それに応じた対応をしなければいけないところだと思ふます。

ただいま御質問のありました和雜貨の方は、取引条件の決め方等も相当特殊な問題もあるいはあるうかと考えられます。非常に問題の大きい分野だと思ふますので、まずできるだけ早く実態を把握してみたい、その上で措置を考えたいと思ふます。

○野間委員 そうしますと、今申し上げたようなところ、私は調査するといふか、実情を聞いていただく対象を挙げましたけれども、そういうところから早急に事情を聞いていただいて、今言われたとおり不正な取引に該当する場合にはきつち行政指導をして、業者の意向に従つてと申しますか、不正な取引のないようにぜひ指導をお願いします。いかがですか。

○利部政府委員 早速に実態を調査いたしましたら、取引条件にそういう不当な点がありましたら

改善させるような措置を講じたいと思ふます。

○野間委員 余り特定のスーパーの名前を挙げるのは好きじゃないのですけれども、ダイエーとかヨリカ堂とかジャスコとか、大体押しなべて言うわけですから、頭に置いてぜひお願いしたいと思ふます。

大臣来られましたので、ちょっと質問を別にさせていただきますが、金利の問題です。

長期プライムレートの引き下げに伴いまして、政府系の金融三機関の貸出金利がきょうから〇・五％ですが、下げられたといふふう聞いておりますけれども、それについての事実の確認と同時に、前の特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法、この審議のときにも、私、緊急安定融資の金利について五・五でなくてせめて三％にしてほしいという要求をしたときに、木下さんは、これは公定歩合の引き下げとは直接連動せぬ、長期プライムレートで連動するんだ、こうおっしゃった。ちょうど今度それになりましたので、ぜひ緊急安定融資資金についても五・五でなくて引き下げていただくのは当然だと思ふますけれども、大臣いかがですか。

○渡辺国務大臣 長期プライムレートはきょうからだといふふう聞いております。この法律ができたときと円レートその他、情勢が違つてきているということも事実でございまして。しかし、予算の関係等もございまして、どうするかのことについては情勢の違いというものもありますから、今後検討をしていきたいと思つております。

○野間委員 三機関が〇・五％きょうから下がったわけでしょう。だから木下さん、この前の法案審議のときにも私が要求したら言いわけされましたけれども、それももう理由がなくなつたわけですから、ぜひそれを実現していただきたい。これはぜひ大臣、お願いしておきますが、いかがですか。

○渡辺国務大臣 御要望としてしっかりと頭に入れておきます。

○野間委員 質問を戻しますけれども、この和雜

貨についてですが、和雑貨という種類別という
か、そういう類別はないわけですね。それでい
るな発泡スチロール製品とか金属製品とか繊維
製品とか、そういうふうに分かれておられるわけ
ですね。輸出に際して輸出検査を受けなければい
けぬのが大分あります。その際、各品目によりま
して大阪の淀屋橋とかタオルの場合泉佐野とかあ
るいは和歌山でも高野山のふもとの高野口、これ
は繊維物でなければならぬということで行って輸
出の検査を受けなければならぬということですね。
地元では要望として、例えば月に、週
にでも結構ですが、日を決めてそこへ出張して
もらえば検査するのには非常に都合がいいこと
を言っておられるわけですね。これは事前に行
きまして、要望に即して一通話してみようとい
う答えもいただいておりますけれども、ぜひこう
いう和雑貨業者の要望に沿って業界の要望も聞
いていただいて、こういう要望がかなえられるよ
うにぜひお願いしたいと思っておりますが、いかが
ですか。

○浜岡政府委員 御指摘の輸出検査につきまして
は、日本の製品の品質の向上に伴いまして、で
きるだけ自主的なチェックにゆだねていくとい
う方向をとっておりますことは御承知のとおり
でございます。

雑貨製品につきましては、昭和三十三年度に九
十六品目ございましたものが、五十年年度には七
十三品目になり、六十年年度には三十二品目にな
っております。また先生御指摘の和雑貨の中には
製品の中に分類できるものもあるかと思うわけ
でございますけれども、これも昭和三十三年度に
五十二品目あったものが六十年年度には三十六
品目に減っております。そんな状況でございま
すので、人件費の高騰への、上昇への対応とい
うのは各検査所ともなかなか困難な状況にござ
いまして、新しく出張所をつくるというのは非
常に難しい状況でございます。

そこで先生御指摘のとおり、出てまいります知
恵は、出張検査ということでございます。現在御
指摘の和雑貨の中で検査品目に残っておりますの

は繊維製品に分類されるものだけではないかと思
っておりますけれども、現在繊維製品の出張検査
比率は九〇％以上でございます。もちろん地域地
域によつての差があるだろうと思うわけござい
ますけれども、御指摘の地域につきましては、地
域の受検者ともよく御相談をいたしまして、で
きるだけ便宜を図りまして出張検査比率を上げ
るということでは御要請に对应していきたいと思
っております。

○野間委員 ぜひその点お願いをしておきたい
と思ひます。

さて情報化の問題ですが、中小企業情報化ビ
ジョン、これを読んでみましても問題点が幾つか
指摘されております。先ほど具体的に私も挙げ
たわけでありましても、大体大まかに言います
と四つばかり考えられると思うのですが、大企業
を中心として進んでおられる関係で、その大企業
に関する情報ネットワークシステムに参加するかど
うかによつて取引先が選別されるというおそれ
が非常にあります。しかも、中小企業の中には
余分なコスト負担、こういうことを覚悟してシ
ステムに参加せざるを得なくなつたり、参加を強
制されて自主性を侵害されるということも実は出
ております。またそういう危険性が非常に強い。
これも指摘されておりますし、それから情報ネ
ットワーク化に伴いまして、かえつて中小企業の
側での事務処理が煩雑になる、中小企業の負担が
ふえる。これも先ほどの具体的な例とも関連があ
ると思ひますが、こういう点とか、あるいは大会
社の場合、大企業には在庫負担が少なくなつたけ
れども、その分だけ中小企業者に在庫負担がふ
える。これはジャスト・イン・タイムの納入方式
等いろいろありますが、こういう点。

それから、情報化に伴いましてシステムの主宰
者であります大企業、まあ親企業と置かえても
いいと思ひますが、これにシステム参加の中小企
業の経営とか生産情報のうち企業秘密と言え
る部分ですが、これが全部握られてしまふ、そう
して支配が容易になるという危険性、これも同僚議員

からも指摘がありましたけれども、ビジョンの中
でも明確に指摘をされております。これは、これ
から情報化を進めていく場合に非常に重要な論
点でありまして、しかも今中小企業の経営が非常
に悪化しておるといふ中で、これらに対する政府
の対策は強化しなければならぬというのには当然
であります。

その点でお聞きしたいのは、私はこういう点に
ついての厳しい監視と中小企業保護のいわば指導
方針、指針、ガイドラインといふものをつくら
せ、今中小業者が非常に心配し不安な気持ちで
おりますけれども、こういうものを一掃して問題
のないようにぜひお願いをしたい、するべきだと思
ひますが、通産省並びに公正取引委員会にお聞
きたいと思ひます。

○木下(博)政府委員 ただいま情報ネットワー
ク化によつて大企業と下請企業との間の関係につ
いて四つほど問題があるのではないかと御指摘
がございました。確かに私も中小企業の情報化
を進めていく場合に、そういう点の問題があると
いう点は審議会の報告書等でも指摘されてい
るところでございます。

ただ、私考えますに、御指摘になったような
問題点はいずれもそういうネットワーク化を進め
る過程においてまだ完全にでき上がったものにな
っていないという点にもよるのではないかと
感じます。御指摘のようないくつかの問題は
解決されていくべき性質のものでありまして、ネ
ットワーク化しないコンピュータの利用がまだそこ
まですうまに進んでいない面があるかと思ひま
す。そういう点から考えますと、例えば下請企業
がネットワーク化に入ること、これを強制され
るとか選別されるかという問題は、コンピュータの標
準化を進めることによつて将来は解決され得る問
題でありまして、在庫負担等の問題について
も、これは親企業にとつての在庫負担が減るとい
うことと同時に、コンピュータをうまく利用す
れば下請企業にとつてもそういう点の効率化がで

きるという問題であらうかという感じがするわけ
でございます。事務処理の煩雑化についても、
ソフトがうまくできておれば下請企業自身もそ
れをうまくやっていけるというふうな問題もある
かと思ひます。

いずれにしても、そういう問題をたくさん抱
えておりますので、そういう点での解決策は、単
に取り締まりということだけではなくて、技術開
発等も含めて今後関係者が十分努力していか
なくてはならない問題ではないかという感じがいた
します。

ただ、御指摘のように、親企業と下請企業との
間のそういうコンピュータを使った取引に伴う
問題につきましては、今後の新しい問題として下
請代金支払遅延等防止法の運用についても十分考
慮していかなくてはならないと思ひます。おき
まして、中小企業庁が実施しております下請中小企
業振興法という法律に基づきます下請振興基準の中
にも今後そういう点を入れて、親企業にとつての
ガイドラインとしていきたいというふうな考
えでおる次第でございます。

○利部政府委員 公正取引委員会といたしま
しては、情報化の進展が日本経済全体の効率化に
つながり、また中小企業自身の利益にもつなが
る基本的な認識のもとに、しかしおっしゃると
おり、それに伴つて中小企業が不当な不利益を受
けるおそれもあるのだというのを考慮して、こ
の問題に対処してまいつておる次第でございま
す。

まず、情報システムに参加する際に参加を
法的にも強制すること、中小企業がそのシ
ステムに参加する場合基本的には加入も脱退も全
く自由でなければいけない、それを妨げるよう
な行為は不正な取引法になるおそれがあるとい
うこと、それからそのシステムに参加すること
によって当然負担すべき経費は別といたしま
して、当然負担すべきものを越えて経済的
その他の負担を課すること、これも不正な取引
法になるおそれがございます。また、そうい
うシステムにつながった場合

に、本来の、中小企業にとつても利益であると合意したもの以上に、例えば大企業の一方面的都合でいろいろな情報を意に反して提供させるようなこと、これも不正な取引法で問題になるおそれがあるものでございます。

そういうことも注意いたしまして、先日、そういう情報化の進展の一つの具体的な動きといたしまして、下請関係で親事業者が下請事業者に対してオンライン発注をするというシステムをとるといふことがありましたが、それにつきまして、そういうことを採用するのは結構だけれども、その採用に伴って今申し上げたような不利益を課さないようにということを通達等で明らかにしております。

また、そういうことが下請法に言う親事業者、下請事業者の関係外でありまして、優越的地位に立つ大企業と中小企業との間で同様な不利益が課せられるということがあってはならないと思ひますので、そういう場合は独占禁止法で規制されることがあるという考えも明らかにして、防止に努めておるところでございます。

○野間委員 ですから長官、ビジョンの中でもいろいろ問題点が指摘されているわけですから、新しい情報化時代に対応した、守らなければならぬ一つの基準と申しますかガイドライン、そういうものを今の時点できちっとつくるべきではないかと思ひます。必要ないでしょうか。

○木下(博)政府委員 情報化の問題というのは新しい問題でございます。昨年、中小企業の情報化問題を研究するときに審議会の報告書が出たわけでございますし、下請中小企業振興法に基づいてできております振興基準、これは昭和四十七年か八年にできたものでございまして、それ以降改定してなかったものですから、今回中小企業近代化審議会においてその検討を行うことといたしまして、既にその審議会に入っております。したがって、その振興基準の中にそういうものを織り込む、あるいはオンラインによる受発注に係るモデル契約約款をつくるというようなことで、最近

のこういう新しい問題に対処していきたいというふうに考えております。

「委員長退席、奥田(幹)委員長代理着席」
○野間委員 十五年ぶりに振興基準の見直し作業を進めておられるというお話がありましたけれども、その振興基準の中身について、具体的にどういう方向か、何か特に特徴があれば言っていたらいい。

それから、振興基準はあくまで基準でありまして、下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下代法のようないわば強制力がないわけでしょう、仮にこの基準ができたとしても、ですから、それに対応したきつちりした基準をつくと同時に、下代法の規制というものも当然必要になってくると思ひますけれども、その両者の関係と、そういう方向についてはいかがなものか、長官と公取にお聞きしたいと思ひます。

○広海政府委員 下請中小企業振興法に基づきます振興基準の見直し作業を今やっておりますところでございますが、これがスタートいたしましたのは二月十七日でございます。スタートしてまだ間もなく、せつかく今検討中でございますので、どのような内容になるかという点につきましてはこの場でお答えできかねるわけでございます。しかし、いづれにしましても、この振興基準の見直し作業は、今問題になっております情報化も含め、幅広く技術革新、国際化、あるいは親企業の事業合理化の進展等、諸情勢の変化を踏まえて行つていくということでございます。

次に、下請代金支払遅延等防止法との関係でございますが、情報化に伴います下請中小企業に対する影響につきましては、先ほど木下長官から申し上げたような基本的な考え方、情報化の部分について振興基準の見直しもいたしますし、また、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用もそういう基本的な考えに基づいてやっていきたいと思ひております。次第でございます。

○利部政府委員 親事業者と下請企業との間のオンライン発注等に伴つて下請企業が不利益を受け

ることを防止するようということから、公正取引委員会では下請法の運用についての指導基準というものを明らかにいたしまして、そのシステムに参加しない下請事業者に対して、それを理由に取引の実施において不利な扱いをしてはいけない等、具体的な明示をしております。この趣旨に合わない行為があった者につきましては、公正取引委員会では下請法に基づいて法的な措置をとることができまうので、そういう点で厳正な措置ができると思ひます。

中小企業庁で考えられている振興基準との関係で申しますと、公正取引委員会では決めた基準というものは、これに合わない法的措置がとられる可能性があるという相当厳しいものになっておりますけれども、そうなりますと、必然的に決めることがやや狭くなる難いものがございますので、振興基準でもっと広く別の問題も含めて全体として適切なガイドラインのようなものが定められるということは非常に結構なことではないか、両々相まって、御質問の趣旨に合ったような円滑な運用がされるのではないかと今うふうに考えております。

○野間委員 よくわかりかねるのですけれども、情報化に対応して振興基準の見直しを行つていくというお話がありました。だから、下請法の法そのものについても今の新しい時代の中で当然見直しをしなければならぬのではないかと。振興基準というのは単に一つのガイドライン、まさに基準でですね。これに基づいて指導助言するけれども、法律上の拘束力はないわけですね。それで私が公取にお聞きしたいのは、振興基準の見直しと同時に、下請法の見直しも私は当然新しい時点において必要になってくるんじゃないかと思ひざるを得ないのです。いかがですか、その点について。

○利部政府委員 現在の下請法の規定が、現在の下請取引をめぐる実態に十分対応し得るものであるかどうかという点につきましては、いろいろ御議論もあることとございますし、その点は知っておりますが、現在のところ公正取引委員会といた

しましては、まず現行の下請法を新しい事態に即応した運用ができるように最大限の努力をすることが先であるというふうに考えております。当面のところ法律改正の作業ということは、目下は考えてございません。

○野間委員 情報化に関連しての今までの役所の調査等見てみますと、このPOSについては五十八年度に調査をされてますね。それから同じく五十八年度に、情報化の進展が競争秩序に与える影響に関する調査、これも同じ年にやっておりますが、これも言つてみれば大変簡単なものであります。しかも年度が五十八年ということ、もう相当前のものですね。

だから、今の時点でずっと進んでおりますから、今基準の見直しも話がありましたから、さらに新たな時点で調査をしてそれに対応する必要があるんじゃないか。つまり新たな時点で新たな調査が必要ではないかというふうに思ひます。いかがですか。

○広海政府委員 ただいま進めております振興基準の見直しにつきましては、下請関係という観点からやっておりますのでございまして、小売、特にPOSや何か使つております小売店とか卸店とかそういう関係につきましては、下請関係にあれば別でございますけれども、そうでなければ一応対象外ということと……。

○野間委員 いや、私言うておるのは、今まで情報化に関連した調査をみますと、五十八年にPOSのやつと、それから先ほど言った情報化の進展が競争秩序に与える影響に関する調査、これがありますけれども、これ以外には情報化に伴う新しい調査がないんじゃないかというところで、新たな時点で、今私が論議しております下請の問題も含めて、そしてよりよい基準をつくり、また下代法の関係でもよりよいものをつくる必要があるんじゃないか、そういう点からの質問なんです。

○広海政府委員 下請関係につきましては、先ほど御指摘いただきました報告書でいろいろな分析をしてありますが、その際に、私どもとしまして

は非常に突っ込んだ調査をしたつもりでいるわけ
でございすが、卸、小売関係はまた別でござい
ますけれども、下請関係につきましてはあの報告
書を審議する段階で実態の調査を極力やったとい
うふうに考えております。

○野間委員 もう時間が参りましたのでやむを得
ませんけれども、最後に大臣、いろいろ情報化の
進展に伴っているような問題が、光の部分と影の部
分がやはりあるわけですね。最初に申し上げたよ
うに影の部分が出ているわけですね、そういう
ものを全部含めましていい基準をつくらなきゃな
らぬということ、やはりそういう困っている中小
企業者の要望に十分こたえた形の、いいものをつ
くっていただきたい、これは要望ですが、最後に
お答えいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 確かにいいことは、何でも作用
があれば反作用があるように、メリット、デメリ
ットというのはかなりいつでもつきまといてく
る、これは事実です。したがって、いいところだ
けを伸ばしてまいり、そこは極力予防するといふ
ことが必要ですから、それは十分に気を付けてよ
く勉強をしてやらしいと思ひます。

○野間委員 終わります。

○奥田(幹)委員長代理 和田貞夫君。

○和田(貞)委員 時間も余りありませんので、か
いつまんで質問したいと思ひますが、今回の
この二つの法案は、急激に進みつつある情報化に
見合つて、中小企業者の皆さんに対して情報化を支
援するための措置というように受けとめるわけ
であります。

それにいたしましても、皆さんの方から御説明
がありました数字によりますと、コンビニエンス
の利用率が、大企業が八三%に対して中小企業が
三八%というような状態であつて、これには大企
業と異なつて中小企業が知識も十分でない、ある
いは人材も不足しておる、資金力も不足しておる
といふことで、この手当てを加えるといふことで
この法案が出てまいつたわけでありま。

しかしながら、これが具体的に進んでいく中で、
今日のこの円高不況の中で、中小企業者の皆さんが
それまで持ちこたえることができるかといふこと
がまず重要な問題じゃなからうかと思ひます。
幾ら将来を見越して、確かにこの法案の改正の意
義というものがあるわけではございすが、それ
ども、それまでもたないような状況ではどうにも
こうにもならないわけでありま。先ほど来から
各委員の皆さんがそれぞれの立場でお話があつた
わけではございすが、それとなくとも、この
円高によつて中小企業者の皆さんが、輸出に關係す
る企業あるいはそうでない企業にいたしましても
大変なことである。異口同音に、できるならば為
替レートを二百二十円に安定してほしい、せめ
て二百円以上で安定してほしいといふことを、何とし
てもひとつ努力をしてほしいといふのが、今中小
企業者の皆さんの一番の望みであらうかと思ひので

かて加えて、外の方で締め出されますと、ど
うしても企業が生き残るためには内の方に向いてこ
なくてはならない。そのためにはどうしてもしゃ
ア争ひの中で不当なダンピングが行われていく
あるいは元請が下請に對して、親企業が子企
業に對して値たきをやるというところで大変
なことでありま。きょうの本会議でも御要望申
し上げたわけではございすが、このことが
何としても今早急に考へてもらわなくてはならな
い問題であらうと思ひます。

中小企業庁を抱える大臣の方から、これらの緊
急な対応策について、具体的な内容がきょうお聞か
せできることにはならないと思ひますけれども、
ひとつこの場を通して中小企業者の皆さんに安
心ができるような御発言を求めたいと思ひます。
○渡辺国務大臣 私も本場に頭が痛いのです、実
際のところ、二百円というものは、私は言うべくし
て、これだけの大きな世界の流れがありますと
、数千億ドルの金が動くわけですから非常に難しい
かもしらぬ。しかし、せめて百八十五円から九十
円ぐらゐなものにならないものと、いろいろな

人とも相談をしてみたのですが、これは本場に自
由にならない。しかしながら、百八十五円を割らせ
るといふことではもうやっていけないといふこと
ですから、何とかいろいろ金利その他、これから
また検討する余地も、私は知恵を出せば多少は何
かならんじやないかといふように思ひますので、
なかなかこういふ席で言うわけにもいきませんけ
れども、私も実は人一倍そのための苦勞はしてい
るのです。あなたの気持ちよくわかりま。

○和田(貞)委員 私は改めて質問をさしていただ
く場をつくりたいと思ひますが、私の方の地元
の地場産業の一つに自転車があるわけですね。検討し
てもらうために、この機会に意見を交えて若干の
お尋ねをしてみたいと思ひます。
さきにできました臨時措置法に伴うところの緊
急安定策の対象に自転車が入つておらないわけな
んです。自転車というものは、これはもう歴史的に
古い商品でございまして、私は今の日本の経済を
つくり上げていく過程において、戦後、今とは逆に
外貨を稼いで、その外貨を稼ぐ先端を走りま
したのが自転車とエンジンやなからうか。当時は
非常に花形の産業であつたわけですね。いわば今日
の日本の経済の発展の基礎をつくつたのも、自転
車の業界の皆さんの役割といふものは大きなもの
であつたのではなからうかと私は思つておるわけ
であります。にもかかわらず、今自転車産業とい
うのは御多分に漏れず大変なことでございまして
業界は業界としてアメリカにも直接代表が渡つて
値段の交渉等やつておるわけではございすが、な
な、なかなかうまくいかないわけではあります。な
ぜ自転車が一時的に臨時措置法の対象に入れられな
かつたのか、ひとつお尋ねしたいと思ひます。

○本下(博)政府委員 昨年の秋の円高が進み始めま
して以降、中小企業庁として調査いたしました対
象の産地として自転車の産地が含まれておりまし
た。それから、先日、次長や各部長を各産地に派
遣しまして、現地の実情をつぶさに調査し、生の
声を伺つて歸つてきたわけではございまして、そのと
きにも自転車の方々とお会いしておるわけでは

さいますが、それによりますと、大変に皆さん厳
しい状況におられるといふことはもう十分わかつ
ておるわけではございまして。

ただ、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置
法を施行しますときに、業種指定をいたします要
件として、輸出が具体的に減つていっているといふよ
うな、客観的な一つの基準をつくりましてその要件
を決めたわけではございすが、その要件で見ま
すと、自転車の場合には、昨年の十月から十二月の
生産額は前年同期を超えておりま。輸出額も
前年同期を超えているといふような具体的な数字
があつたために対象の業種とできなかったわけ
でございまして。

ただ、実際にお困りになつておる方々はたくさ
んおられますので、私どももいたしましては、こ
の法律の九条の一項の三号で、個別に県知事が認
定することができるといふ規定がございまして、
で、その個別認定の規定を適用し、それを活用す
る方向で業界の方々とお話をしているといふよ
うなことでございまして。したがって、具体的に
輸出が大幅に減つて資金繰り等に困つておられる
中小企業者の方々は、とりあえずはそういう形で
対応させていただきたい。それで、業種追加指定
の問題等が将来起こりましたときには十分検討さ
せていただきたいといふふうに考へておりま。

○和田(貞)委員 この自転車業界は、御存じのと
おり、例えば関西では関西自転車工業協同組合と
いうことで西日本を網羅しているわけですね。名
古屋を中心中部、東京を中心に関東にも。だか
ら、この産地が一つの行政区内の中に閉じ込めら
れておるというところでもないわけなんです。それ
ぞれ部品を分担しておりますから、だから、今
長官の方からお話があつたように、知事が指定す
るといふことになりましたと、同じ部品をつくつて
おつても、ある県の方では知事が指定したけれ
ども、ある県の方は知事が指定しないといふよう
なことにまかりかねないわけなんです。そういう点
で私は、きょう結論を出してもらわなくてもいい
ですが、この業種の追加指定といふものを早急に

やってもよろしく願いたいのです。

なぜその当時、業種指定にならなかったのかという理由は今お聞かせ願ったわけでございすが、確かに五十九年度より六十年年度が一〇〇輸出量がふえておるといことは事実であります。しかし、五十九年度はアメリカの方で自転車のアメリカ自体の生産調整をやりましたので、日本の業界もそれに合わせてやはり生産調整をやっているわけですね。そういう中で五十九年度は総生産額の五二・三％輸出のシェアがあったわけなんです。確かに金額、量として伸びておるとはいえものの、その面からいいますと六十年年度は総生産量の四二％しか輸出のシェアがないんですよ。だから、国内における生産量あるいは生産額からいえば、五二・三％から四二％に輸出のシェアが減っているということになるわけなんです。だから、その点を十分勘案していただきまして、知事が指定するという事になりますと、申し上げましたような結果が起ってくる可能性もございします。で、早急に自転車の業種の指定追加にぜひひとつ努力してほしい、こういうふうに私は思うのですが、どうですか。

○木下(博)政府委員 生産地が幾つかの県にまたがるために県によって扱いが違うというようなことが起こっては、先生おっしゃるようなことで決して好ましいことではございませんので、十分横の連携をとらながら、そのようなことがないようにとりあえたいと思っております。

ただ、追加の業種指定につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今後いつの時点で追加業種指定をするかまだ検討しておりますが、追加業種指定のものがほかの分野についても起こってくるというようなことがありましてやるときには、自転車の産業についても十分検討の中に加えさせていただきたいと思っております。

○和田(真)委員 それはゆったりと構えていたいただいたら困るわけでございまして、本当に大変なんです。今実態調査の結果も把握しておられるわけ

でございまして、これは早急にやってもらわないと、今自転車の一例を挙げましたけれども、せっかく情報化に対応した中小企業の支援措置を考えておられても、それまでもちませんよ。やはりもつように、もたせるようにしてもらいために、これは法律を改正しなくても、政令なんですから、政令は皆さんの方で検討してもらったらいいのですから、早急な指定業種の追加を、この機会をおかりいたしまして重ねて強く要望しておきたいと思っております。

さて、この法案の内容であるわけでございすが、中小企業指導法の改正に基づく、都道府県知事が指定する法人に診断指導事業をさせることができるという内容、もう一つは中小企業近代化資金等助成法の改正によって、先ほどよりいろいろと御議論してもらったところのプログラムの追加というところでございすが、私はこのことについてまず中小企業の情報化への関心と不安というものが、皆さんの方からいただきた資料によりまして数字が明らかになっているように、中小企業の皆さんはこの情報化への関心がないことはないのだけれども、非常に不安を感じておられる、不安感が非常に強いという数字が出ておるわけですね。おのずから知識が豊富でないためであると思うわけでございすが、そのために、これに伴って情報化の実例というものをひとつ束ねて事例集というふうなものをつくって、中小企業の皆さんに配付するというようなやり方はいかがなものでしょう。

○奥田(幹)委員長代理退席、委員長着席 ○遠山政府委員 中小企業の情報化がなかなか進まないという状況は、御指摘のように中小企業の方々の知識あるいは人材の不足、一方で資金力の不足という面がありますけれども、知識、人材の不足という面が大きいわけでございまして、それに対して具体的にどのように情報化を進めたいのか、情報化によって経営管理の合理化をどう進めたいのかということについて指導できる体制を強化しようというのが今回の法案の趣旨

でございすけれども、御指摘のように、中小企業の情報化を進めます一つのやり方としては、成功している事例あるいは場合によっては失敗している事例も含めまして、そういう事例を集めて中小企業の方々の御参考にしていただくということが非常にいいことだと思っておりますので、いろいろな機会をとらえましてそういうものを、例えば中小企業事業団あるいは中小企業地域情報センター、そういったところで集められたものを、それぞれ利用していただけるようにしたらよろしいのじゃないかというふうに考えております。

○和田(真)委員 ぜひともひとつ、まずそこから不安を一掃して、積極的に、立ちおくれなように情報化に取り組む、そういう知識を持たしていただきたいものだと思っております。

そこでこの機会に、中小企業庁が考えておられる中小企業の情報化への進展というもののについて、一体どうあるべきだというふうにお考えになつておるか、さらにはすべての中小企業者が電子計算機を導入しネットワーク化することが必要と考えるおられるのか、その点ひとつお答え願いたいと思っております。

○木下(博)政府委員 中小企業がコンピュータを利用しての度合いは大企業に比べて低いということはたびたび御説明申し上げているところでございすが、今後企業経営をさらに効率化していくためには、コンピュータを利用するということはもうやらねばならないことであるというふうには私も考えておるわけでございす。もし中小企業分野におきまして大企業に比べてコンピュータの利用が進むというところになれば、今でさえ格差があるものがますます開いていくおそれがあるということではございすので、そういう意味で、私も中小企業の情報化を進めていかなければいけないのではないかとこのように考えております。

特に、コンピュータの利用状況で分野としておかれておりますのは、流通サービスの関係でございす。流通サービスの関係では、POS化等

によって最近中小売店においてもコンピュータが随分使われるようになっておりますが、まだそれは相当おくれれているということではございすので、こういう分野での利用がどうしても必要ではないかというふうに考えております。

その際、先ほど来の御質問等でも光と影という問題が出ておりましたけれども、確かに影の部分の問題はございすが、ただそれ以上に、コンピュータの利用というのは、うまくやれば光の部分によってそのメリットを受けるという度合いは大きくなるだろうと私は考えておりますので、光の部分を押さえていくということを進めていきたいというふうに考えております。

それから、コンピュータを中小企業が使います場合に、どんな中小企業でも必ず使うべきものかどうか、あるいは使うコンピュータを必ずネットワークでつなぐなくてはならないものかどうかという点についての御質問でございすが、これは私は必ずしもそうではないというふうに考えております。もちろんコンピュータを使うこと自身が非常に重要でございすが、特にネットワーク化という問題につきましては、必要な分野であればそれはネットワーク化が必要になってくるわけではございすが、このネットワーク化を進める場合でも、決してがちがちのネットワーク化をするのではなくて、どのコンピュータとも必要となさな過ぎ得るというような形でやっていくべきものだと考えております。

それから、コンピュータは高性能化し小型化しておりますので、一つの小さなコンピュータで、昔であれば大きなコンピュータがやっていたと同じことがやれるようになってきておるわけでございすから、その小さなコンピュータを一つの企業が自分の企業の中だけでうまく使っていくということも十分可能かと思っております。最近使われておりますワードプロセッサというのは、もう何万円という値段で買えるようになってきておるわけでございすが、あれもコンピュータ

の一種でございます。ああいうものが個々の企業あるいは個々の従業員によって自由に使われるという体制が、ある意味では望ましい体制ではないかというふうにも考えるわけでございます。

○和田(員)委員 情報化に係る診断指導事業というのは、これは本来的に言うならば、通産局なり都道府県が、その充実した体制の中で直接的にやっています。ところが私は好ましいと思うので、地方の情報センターというのにはばつきがありますので、これを充実していくということも補完事業として私は必要であると思いますが、本来的に言うならば、通産局なりあるいは都道府県が指導員として直接指導していくという姿が私は好ましいと思うのです。しかし、それを補完していくことには私は異議はないわけでありますが、一体指導に伴う担当者というのは大体どれぐらいの程度の構想を描いておられますか。

○遠山政府委員 現在、診断指導事業につきましては都道府県が直接実施をいたしております。現在都道府県におります診断指導に携わっている職員の数が千二百数十名ほど全国でおります。今回都道府県が指定いたします指定法人に中小企業の情報化に係る診断指導事業を行うこともできるようにしよう、こういうふうなことでござい

ますけれども、中小企業地域情報センターにおきましては、これまでも中小企業に対しては情報の提供、その情報をただ単に提供するだけではなくて、それを経営面でどう生かしていくかということを含めまして情報の提供をさせていただいております。それから、地域情報センターにもコンピュータあるいは端末機を置いて、そのコンピュータを使っておりまして、そういうコンピュータの操作あるいは端末機の使用、そういったような情報機器の扱いにおいても能力を有しておるわけでございまして、そういう能力によりまして診断指導ができる力がある。ただ、それは都道府県が指定するかどうかという御判断をさせていただきますので、その上で指定をさせていただきます、そういう能力を持った人材が確保されていく、こういうふうなことを考えております。

○和田(員)委員 この法律で、都道府県が千二百名の指導担当員によって今行っておられるけれども、都道府県が指定した公益法人を、補完するために、今まで地方の中小企業情報センターというのが資料の収集、資料の創出、資料の加工、資料の提供、そういうことをやっておったけれども、その公益法人にも中小企業の指導担当員を配置してこれを補完していき、そのための措置としてこの法律案が出ているわけでしょう。そうすると、法案の提出者としての皆さん方は、各県に一つずつ知事が指定する公益法人を持ってもらって、そこに担当指導員を配置してこれを補完してもらおうというところが好ましいという期待感を持ってもらえると思うのです。そうすると、今千二百名の都道府県の直接担当としておる指導員以外に、地方の中小企業情報センターにトータル的に大体どの程度の担当指導員が配置されるということが好ましいというふうな思っておられるのかということをお尋ねしているのです。

○遠山政府委員 中小企業地域情報センターは、現在全国都道府県の中で三十九の都道府県に設けられております。その地域情報センターの平均の職員数が現在八名でございまして、そのセンターによりましてや人数の多いところと少ないところ、こういうふうに分かれております。多いところにつきましては、情報処理の関係の専門家も十分大勢いるというふうなことでございまして、そういう機関につきましては、何人いなければいけないかというところは一概には申し上げられませんが、先ほど申しましたような中小企業の経営管理に詳しい能力を持っている人と、それからコンピュータの扱い等の情報化について詳しい能力を持っている人、そういう能力を持っている人が配置されることが望ましい、こういうふうなことを考えております。

○和田(員)委員 それは人数を明らかにされないわけでありませうけれども、現在確かに三十九の地域情報センターにはその能力を持った、技術の備わった担当指導員が配置されているところもあるかも知れない。しかし、それはごく少数であらうと思うのです。大半の地域情報センターというのは、今もお話ございましたように、情報の収集、情報の創出、情報の加工、情報の提供、このことをやっているにすぎないんですね。したがって、担当指導員を配置しなければ、せっかく法律ができましたが都道府県がやっておることに對するところの補完事業が伴ってこないわけですから、最低限、ゼロのところは一名、一名しかおらず、ぬところは二名必要になってくるであろうと思うのです。そうすると、やはり人件費の問題がある。問題は人件費の問題なんです。要は、せっかくこの法律ができて、都道府県が指定をして、そしてその公益法人をして中小企業の診断指導もやらせるんだと言っても、内容が伴わぬとうにもならぬわけですね。ところが、この予算におきましては十三億九千万ですかね。これが今三十九の地域情報センターを各都道府県に全部一つずつ配置したということになりましたら、都道府県の数だけ要するわけですから、だからそれを割ってみましたら三千万ほどですね。一カ所三千万で従来の事業に對するところの補助ということであればわかりませうけれども、そのような担当指導員を配置するというようなことになりましたら、このお粗末な十三億九千万ではどうにもこうにもならないんじゃないですか。せっかく形ができて、つくらそうとしても、内容に伴うところの財政援助というものが無い限りは、内容が伴ってこないんじゃないですか。法律ができましたが、それが実際の機能を果たすというふうな地域情報センターにならないのじゃないですか。それはどうですか。

○遠山政府委員 情報化に係る診断指導事業等についての人件費の問題についての御質問でございますけれども、診断指導事業の実施に当たりましては都道府県に必要の人件費とか事業費の補助を従来からいたしております。最近では五十八年度からこの補助を交付金方式でいたしております。わたしたち担当指導員が配置されているところもあるかも知れない。しかし、それはごく少数であらうと思うのです。大半の地域情報センターというのは、今もお話ございましたように、情報の収集、情報の創出、情報の加工、情報の提供、このことをやっているにすぎないんですね。したがって、担当指導員を配置しなければ、せっかく法律ができましたが都道府県がやっておることに對するところの補完事業が伴ってこないわけですから、最低限、ゼロのところは一名、一名しかおらず、ぬところは二名必要になってくるであろうと思うのです。そうすると、やはり人件費の問題がある。問題は人件費の問題なんです。要は、せっかくこの法律ができて、都道府県が指定をして、そしてその公益法人をして中小企業の診断指導もやらせるんだと言っても、内容が伴わぬとうにもならぬわけですね。ところが、この予算におきましては十三億九千万ですかね。これが今三十九の地域情報センターを各都道府県に全部一つずつ配置したということになりましたら、都道府県の数だけ要するわけですから、だからそれを割ってみましたら三千万ほどですね。一カ所三千万で従来の事業に對するところの補助ということであればわかりませうけれども、そのような担当指導員を配置するというようなことになりましたら、このお粗末な十三億九千万ではどうにもこうにもならないんじゃないですか。せっかく形ができて、つくらそうとしても、内容に伴うところの財政援助というものが無い限りは、内容が伴ってこないんじゃないですか。法律ができましたが、それが実際の機能を果たすというふうな地域情報センターにならないのじゃないですか。それはどうですか。

○和田(員)委員 交付税で財源を地方に渡して、その中からわざわざ都道府県が情報センターに支出をせぬでも、都道府県が独自で従来もやってきているのですから、今現在やっている人件費に使っているかも知れぬ。だから、構想としてはいい構想を出してもらって、せっかくそのような措置をしようとしてもらって、おののけけれども、中身がないわけですね。交付税でということじゃなく、やはり入れ物をつくれれば中身を充実する、そういう人件費を中心とした、担当指導員を配置できるような財政的な措置というものを講じないといふのは動きません。従来どおりのことであれば、別にそんなことを知事に知らせてもらわなくてもいいわけですね。せっかく知事に指定してもらって、そして動かそうと思えば、動くように手当てを講じるのが当然じゃないですか、どうですか。

○遠山政府委員 人件費につきましてはそういう

のですけれども、臨時行政調査会の基本答申等を踏まえまして、六十一年度からはこの仕組みを少し変えることを予定しております。担当者の人件費相当分につきましては都道府県の一般財源措置に移行いたします。事業費相当分につきましては補助金を交付する、こういうふうな予定にいたしております。ですから、十三億八千四百万円というのはこの事業費相当分の補助金でございます。人件費につきましては一般財源の方で措置をされる、こういうことでございまして、したがって、新たに人件費分について補助制度で別途交付するということは、今申しましたような措置になりません。ですから、とることはできないわけでございます。

ことで一般財源化したわけでございますが、事業費につきましては、こういうふうな体制をとるということも関連しまして、情報化関連の診断指導事業につきまして拡充をいたしております。

具体的に申しますと、情報化診断、事業指導、つまり中小企業が情報化に対応する場合に、これから中小企業に対して診断をし、それから事業的に指導する、こういう診断のための事業、それから特定情報化指導と申しまして、中小企業が高度でかつ複雑なシステムを用いてやるような場合の指導、それから設備近代化にプログラムを追加しまして設備の近代化を図ります場合の設備近代化診断、そういった事業の面で拡充をしております、私どもとしては、そういう点で今回の措置にあわせて事業の面の拡充を十分考えて進めてまいっているところでございます。

○和田員委員 時間がありませんので、それは何ほ言われても、入れ物をつくって中身がなければ動きません。

それで、時間がありませんのでお尋ねします。設備近代化資金の貸付事業とそれから設備の貸与制度については、大体どちらの方が中小企業にとっては喜んでもらえるとお考えですか。

○照山政府委員 ただいま御指摘の、設備近代化資金の貸し付けとそれから貸与事業の中での設備貸与と、どちらが中小企業に喜ばれるかという問題でございますが、これは御承知のようにそれぞれメリットがございます。

設備近代化資金の方は、貸し付けの方は二分の一を自己調達する必要がございますけれども、残りの二分の一の資金につきましては無利子で借りられるということがございますし、他方貸与の方は、自己資金の調達は一切要らない、そのかわり貸与の損料を、あるいは当初保証料を払うということがあるというふうなことでございまして、それぞれ一長一短があるわけでございます。問題は、それぞれの個別の中小企業者が、みずからの経営の実情、内容によっていずれが有利と判断するかということ、個々に選択をしておられると

いうのが実態でございます。

したがって、どちらが好まれるかという御質問には実は御答弁にならないわけでございまして、私どもとしては、いずれも利用度が高いと判断しておりますので、今後とも両方とも充実を図っていくということで臨んでまいりたいと思っております。

○和田員委員 時間が参りましたのでやめますが、それにいたしました補助金が三十四億六千万円、私から言わすならば、まだ貸付限度額をこの際見直すべきである、こういうふうな思っているわけですが、しかも予算の範囲内というふうなことで、希望者が多くてパンクしたら一体どうするのですか。予算を追加するのですか。

私はやはり中身の方が大事でございまして、地域情報センターにいたしまして、指導員が配置できるような財政措置を講ずるべきである、あるいは貸付制度についても、予算の範囲内というところでこれ以上はやりませんよというのではなく、中小企業の情報化に向けて支援活動をやるということであれば、一番大事な財政的な問題をも少し重視をして、中身の充実した支援策をとってもらわなければいかぬと思うのです。

きょうは、そういうことで時間が来ましたのでやめますけれども、ぜひともそのようなことで、なお充実した中小企業者に対する支援対策であってほしいというふうに思うわけでございまして、今後の問題について最後に大臣の方からひとつお聞かせをいただきまして終わりたいと思っております。

○渡辺国務大臣 お話を聞いている限りですと、何か人件費が出ないようでございますが、そこで雇われる人の人件費は県の方のお金で払って下さい、その県のお金は基準財政需要額で国が全額を見てあげますというふうなことになるのです。だから、その分は、運営のためには県費が出るんだ、その県費の方の不足分がもしあれば基準財政需要額として国が見てあげます、こういうことになっていく。実際はもっと多いというのですね。だけれども、富裕団体なんかは、国からもらわな

いところは全部持ち出しということに、もちろんなるでしょう。

まあ、いずれにいたしましても、四十県全部が一週にやるということでもなさそうでございますので、これでやれると専門家が言っておりますからやれるでしょう、私も詳しいことはわかりませんが、初めてのことですからよくわからない点も多いし、一遍やらしてみても、また不足があれば来年は一層充実をする、そういうことで御了解をお願いいたします。

○和田員委員 終わります。

○野田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、来る四月二日水曜日午前十一時五十分理事会、正午委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十九分散会

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 特定施設の整備の促進(第三条―第十三条)
 - 第三章 産業基盤信用基金
 - 第一節 総則(第十四条―第二十二條)
 - 第二節 設立(第二十三条―第二十七條)
 - 第三節 管理(第二十八条―第三十九條)
 - 第四節 業務(第四十条―第四十二條)
 - 第五節 財務及び会計(第四十三条―第五十一条)
 - 第六節 監督(第五十二条・第五十三條)
 - 第七節 補則(第五十四條―第五十六條)
 - 第四章 雑則(第五十七條―第五十九條)
 - 第五章 罰則(第六十条―第六十四條)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における経済的環境の変化に対処して、経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するための措置を講ずることにより、国民経済及び地域社会の健全な発展を図り、あわせて国際経済交流等の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、次に掲げる施設(これらの施設に附帯する駐車場、緑化施設、係留施設その他の構築物を含む)をいう。

一 工業技術のうち通商産業省の所掌に係るもの(以下この号において「工業技術」という。)

二 工業技術に関する研究開発のための施設であつて工業技術に関する研究開発を行う者の共用に供されるもの

三 工業技術に係る技術者の研修施設

四 工業技術に関する研究開発の成果又は技術情報の提供又は交換のための展示施設、会議場施設その他の施設

五 工業技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

六 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下この条において同じ。)の技術その他電気通信に係る電波の利用技術のうち郵政省の所掌に係るもの(以下この号において「電気通信業等の技術」という。)

七 電気通信業等の技術に関する研究開発を行うための施設であつて二以上の者が利用する構造及び設備を有するもの

ロ 電気通信業等の技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るための会議場施設、研修施設その他の共同利用施設 三 情報処理の事業の発達を図るための施設であつて次の施設が併せて設置されるもの イ 情報処理の事業の業務を行うための多様な機能を有する施設であつて広く一般の需要に応ずるためのもの ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設 四 電気通信業及び放送業の発達その他電波の利用の促進を図るための施設であつて次の施設が併せて設置されるもの イ 電気通信業又は放送業の業務を行うための多様な機能を有する施設であつて広く一般の需要に応ずるためのもの ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設 五 外国との経済交流等の促進を図るために設置される次の施設 イ 国際見本市市場施設 ロ 国際会議場施設 六 港湾の利用の高度化を図るために設置される次の施設 イ 旅客その他の港湾を利用する者の利便を増進するための旅客ターミナル施設 ロ 港湾における業務の効率化を図るための港湾業務用の施設であつて、港湾における業務を行う者が相当数入居し、かつ、これらの者の業務の円滑な実施を図るための共同利用設備を備えたもの 2 この法律において「特定都市開発地区」とは第七条第一項の規定により指定された地区をいい、「特定港湾開発地区」とは第八条第一項の規定により指定された地区をいう。 第一章 特定施設の整備の促進 (基本指針) 第三条 主務大臣は、前条第一項各号に掲げる特定施設ごとに、民間事業者の能力を活用してその整備を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 特定施設の整備の基本的な方向 二 特定施設の機能に関する事項 三 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 四 特定施設の運営に関する事項 五 環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項 3 前項各号に掲げる事項のほか、前条第一項第一号から第五号までに掲げる特定施設に係る基本指針においては、特定都市開発地区の指定及び特定都市開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を、同項第五号及び第六号に掲げる特定施設に係る基本指針においては、特定港湾開発地区の指定及び特定港湾開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を定めるものとする。 4 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土庁長官及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。 5 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (整備計画の認定等) 第四条 特定施設の整備の事業を行う者とする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定施設の整備の事業に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出し、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定施設の位置 二 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項 三 特定施設の概要、規模及び配置	四 特定施設の運営に関する事項 五 特定施設の整備の事業の実施時期 六 特定施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項が基本指針に照らし当該特定施設の整備の目的を達成し、当該特定施設の機能を発揮させるため適切なものであること。 二 前項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が当該特定施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 特定都市開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第六号に掲げるものを除く。第七条において同じ。)にあつては、当該特定都市開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。 四 特定港湾開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第五号及び第六号に掲げるものに限る。第八条において同じ。)にあつては、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。 第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 前条第三項の規定は、前項の認定について準用する。 第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定を受けた整備計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて特定施設の整備の事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	(特定都市開発地区の指定及び開発整備方針) 第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地地区画整理事業、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業その他市街地の計画的な開発整備を図るための建築物若しくはその敷地の整備又は宅地の造成及びこれらと併せて整備されるべき公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。)の整備に関する事業が行われる相当規模の土地の区域のうち、特定施設の整備を確保するための拠点として、特にその開発整備を図ることが適当と認められる地区を特定都市開発地区として指定し、当該特定都市開発地区の開発整備の方針(以下この条において「開発整備方針」という。)を定めることができる。 2 開発整備方針においては、特定都市開発地区の開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることと適当と認められる特定施設の種類の、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に関し必要な事項を定めるものとする。 3 都道府県知事は、特定都市開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定都市開発地区の区域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定都市開発地区の区域及び開発整備方針を建設大臣に、当該特定都市開発地区の区域及び特定施設の種類の、当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣(建設大臣を除く。)に、それぞれ通知しなければならない。 4 前項の規定は、特定都市開発地区の区域又は開発整備方針の変更について準用する。 (特定港湾開発地区の指定及び開発整備方針) 第八条 港湾管理者は、基本指針に基づき、港湾区域(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下同じ。)、臨港地区(同条第四項に規定する臨港	の整備を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 特定施設の整備の基本的な方向 二 特定施設の機能に関する事項 三 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 四 特定施設の運営に関する事項 五 環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項 3 前項各号に掲げる事項のほか、前条第一項第一号から第五号までに掲げる特定施設に係る基本指針においては、特定都市開発地区の指定及び特定都市開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を、同項第五号及び第六号に掲げる特定施設に係る基本指針においては、特定港湾開発地区の指定及び特定港湾開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を定めるものとする。 4 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土庁長官及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。 5 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (整備計画の認定等) 第四条 特定施設の整備の事業を行う者とする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定施設の整備の事業に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出し、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定施設の位置 二 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項 三 特定施設の概要、規模及び配置
第一類第九号 商工委員会議録第七号 昭和六十一年三月二十八日	五 特定施設の整備の事業の実施時期 六 特定施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項が基本指針に照らし当該特定施設の整備の目的を達成し、当該特定施設の機能を発揮させるため適切なものであること。 二 前項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が当該特定施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 特定都市開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第六号に掲げるものを除く。第七条において同じ。)にあつては、当該特定都市開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。 四 特定港湾開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第五号及び第六号に掲げるものに限る。第八条において同じ。)にあつては、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。 第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 前条第三項の規定は、前項の認定について準用する。 第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定を受けた整備計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて特定施設の整備の事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	(特定都市開発地区の指定及び開発整備方針) 第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地地区画整理事業、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業その他市街地の計画的な開発整備を図るための建築物若しくはその敷地の整備又は宅地の造成及びこれらと併せて整備されるべき公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。)の整備に関する事業が行われる相当規模の土地の区域のうち、特定施設の整備を確保するための拠点として、特にその開発整備を図ることが適当と認められる地区を特定都市開発地区として指定し、当該特定都市開発地区の開発整備の方針(以下この条において「開発整備方針」という。)を定めることができる。 2 開発整備方針においては、特定都市開発地区の開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることと適当と認められる特定施設の種類の、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に関し必要な事項を定めるものとする。 3 都道府県知事は、特定都市開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定都市開発地区の区域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定都市開発地区の区域及び開発整備方針を建設大臣に、当該特定都市開発地区の区域及び特定施設の種類の、当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣(建設大臣を除く。)に、それぞれ通知しなければならない。 4 前項の規定は、特定都市開発地区の区域又は開発整備方針の変更について準用する。 (特定港湾開発地区の指定及び開発整備方針) 第八条 港湾管理者は、基本指針に基づき、港湾区域(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下同じ。)、臨港地区(同条第四項に規定する臨港	五 特定施設の整備の事業の実施時期 六 特定施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項が基本指針に照らし当該特定施設の整備の目的を達成し、当該特定施設の機能を発揮させるため適切なものであること。 二 前項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が当該特定施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 特定都市開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第六号に掲げるものを除く。第七条において同じ。)にあつては、当該特定都市開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。 四 特定港湾開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第五号及び第六号に掲げるものに限る。第八条において同じ。)にあつては、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。 第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 前条第三項の規定は、前項の認定について準用する。 第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定を受けた整備計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて特定施設の整備の事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

地区をいう。以下同じ。及び港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十一条第二項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したもののその他の政令で定めるものを除く。次条第一項において「港湾区域内の埋立地」という。）のうち、特定施設の整備により、経済社会の発展に即応した港湾の開発又は利用を促進するため特にその開発整備を図ることが適当と認められる地区を特定港湾開発地区として指定し、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針（以下この条において「開発整備方針」という。）を定めることができる。

2 開発整備方針においては、特定港湾開発地区の開発整備の目標、当該特定港湾開発地区において整備されることが適当と認められる特定施設の種類の、当該特定施設と一体として整備されるべき港湾法第二条第五項の港湾施設の整備に関する事項その他当該特定港湾開発地区の開発整備に必要事項を定めるものとする。

3 港湾管理者は、特定港湾開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定港湾開発地区の区域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定港湾開発地区の区域及び開発整備方針を運輸大臣に、当該特定港湾開発地区の区域及び特定施設の種類の当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣（運輸大臣を除く。）に、それぞれ通知しなければならない。

4 前項の規定は、特定港湾開発地区の区域又は開発整備方針の変更について準用する。

（協議）

第九条 都道府県知事は、港湾区域、臨港地区又は港湾区域内の埋立地について第七条第一項の規定により特定都市開発地区を指定し、開発整備の方針を定めようとする場合（これらを変更しようとする場合を含む。）において、当該開発整備の方針が第二条第一項第五号に掲げる特定施設に係るものであるときは、港湾管理者に協議するものとする。

2 港湾管理者は、前条第一項の規定により特定港湾開発地区を指定し、開発整備の方針を定めようとする場合（これらを変更しようとする場合を含む。）において、当該開発整備の方針が第二条第一項第五号に掲げる特定施設に係るものであるときは、都道府県知事に協議するものとする。

（課税の特例）

第十条 認定事業者が認定計画に従つて新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備のうちその設置をすることが緊急に必要な特定施設に含まれるものとして租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるものについては、同法で定めるところにより、特別償却をすることが出来る。

2 認定事業者が認定計画に従つて取得した特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。

（資金の確保等）

第十一条 国及び地方公共団体（港務局を含む。）以下第十三条までにおいて同じ。は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（公共施設の整備）

第十二条 国及び地方公共団体は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区の開発整備の方針の達成に資するために必要な公共施設又は港湾法第二条第五項の港湾施設の整備の促進に配慮するものとする。

（指導及び助言）

第十三条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定施設の整備に関し技術的な指導及び助言を行うものとする。

第三章 産業基盤信用基金

第一節 総則

（目的）

第十四条 産業基盤信用基金は、民間事業者による特定産業基盤施設（第二条第一項第一号及び第五号に掲げる特定施設をいう。以下同じ。）の整備を促進するため、これに必要な資金の借入れに係る債務を保証して、その資金の融通を円滑にすることを目的とする。

（法人格）

第十五条 産業基盤信用基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（数）

第十六条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第十七条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

（持分の払戻し等の禁止）

第十八条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第十九条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、取得者について第五十四条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

（名称）

第二十条 基金は、その名称中に産業基盤信用基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に産業基盤信用基金という文字を用いてはならない。

第二十一条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第二十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

（発起人）

第二十三条 基金を設立するには、産業又は金融に關し学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の人に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

（設立の認可等）

第二十四条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十五条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、特定産業基盤施設の整備の促進に寄与することが確實であると認められること。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時に於いて、それぞれ第三十一条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十六条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開発銀行及び出資の募集に應じた日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十七条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十八条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 資本金、出資及び資産に関する事項
 - 五 役員に関する事項
 - 六 評議員会に関する事項
 - 七 業務及びその執行に関する事項
 - 八 財務及び会計に関する事項
 - 九 定款の変更に関する事項
 - 十 公告の方法
- 2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十九条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第三十条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第三十一条 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事長は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の仕事)

第三十二条 役員の仕事は、二年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第三十三条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができる。

(役員の仕事)

第三十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の仕事)

第三十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十六条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十七条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以上で組織する。評議員は、産業又は金融に識見を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の仕事)

第三十八条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十九条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

第四十条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 基金は、第十七条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てられることを条件として日本開発銀行以外の者から出せられた金額の合計額に相当する金額（毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し、又は減少した金額）をもつて前項第一号の業務の資金に充てるものとする。

（業務の委託）
第四十一条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十二条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第四十条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令、通商産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第四十三条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十四条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内

に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第四十六條 基金は、第四十四條又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十七條 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十八條 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第四十九條 基金は、次の方法によるほか、業務

上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十條 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第五十一條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第五十二條 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第五十三條 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に對し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という)に對し、その委託を受けた業務に關し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立

ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第五十四條 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
又は出資者の持分の移転の年月日
三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を要求することができ

(解散)

第五十五條 基金は、解散した場合において、その債務を弁済しな

2 前項の規定により各出資者に分配することができ

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前三項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(運輸大臣との協議)

第五十六條 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、第二條第一項第五号ロに掲げる特定施設の整備に係る事項に關し、運輸大臣に協議しなければならない。

二 第四十四條の認可をしようとするとき。
第四章 雜則
(報告の徴収)
第五十七條 主務大臣は、認定事業者に對し、認定計画に係る特定施設の整備の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。
(大都市の特例)
第五十八條 第七條及び第九條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第七條及び第九條中都道府県知事に關する規定は、指定都市の長に關する規定として指定都市の長に適用があるものとする。
(主務大臣)
第五十九條 第二章及びこの章における主務大臣は、次のとおりとする。
一 第二條第一項第一号及び第三号に掲げる特定施設については、通商産業大臣(基本指針に關する事項のうち特定都市開発地区の指定に關するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に關するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に關する事項については、通商産業大臣及び建設大臣)
二 第二條第一項第二号及び第四号に掲げる特定施設については、郵政大臣(基本指針に關する事項のうち特定都市開発地区の指定に關するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に關するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に關する事項については、郵政大臣及び建設大臣)
三 第二條第一項第五号イに掲げる特定施設については、通商産業大臣(基本指針に關する

事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区（特定港湾開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び建設大臣、基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区（特定都市開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び運輸大臣、当該特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣）

四 第二条第一項第五号ロに掲げる特定施設については、通商産業大臣及び運輸大臣（基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区（特定都市開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣）

五 第二条第一項第六号に掲げる特定施設については、運輸大臣

第六十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一類第九号 商工委員会議録第七号 昭和六十一年三月二十八日

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十一条 第五十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十二条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十四条 第二十条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条（地方税法第七十二条の五第一項第四号の改正規定に限る。）及び附則第十條（通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四号第二十八号の改正規定に限る。）は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（この法律の廃止）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現にその名称中に産業基金信用基金という文字を用いている者については、第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十三条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十四条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本開発銀行の出資)
第六条 日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「特定施設整備法」という。）附則第六条第一項の規定により行つた出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び特定施設整備法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに特定施設整備法附則第六条第一項の規定による出資」とする。（特定基金からの権利義務の承継等）

第七条 特定産業信用基金（以下「特定基金」という。）は、評議員会の意見を聴いた上で、基金の発起人に対し、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ、

2 特定基金は、前項の規定による申出をしようとするときは、日本開発銀行以外の各出資者に対し、当該申出をする日までの期間においてその持分の払戻しを請求することができる旨の通知をしなければならない。

3 基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣及び通商産業大臣に、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならない。

4 特定基金は、前項の認可があつたときは、特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号。以下「構造改善法」という。）第十七条第一項の規定にかかわらず、第二項に規定する請求をした者に対し、当該認可を受けた発起人の申請に係る第二十五条第一項の認可があつた後遅滞なく、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、特定基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

5 第三項の認可があつたときは、特定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時ににおいて基金に承継されるものとし、特定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、構造改善法中特定基金の解散に関する規定は、適用しない。

6 前項の規定により特定基金が解散する場合に、特定基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

7 第五項の規定により特定基金が解散する場合に、特定基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、必要な経過措置その他の事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

8 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、基金の設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者から基金に出資されたものとみなす。

9 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び

び義務を承継したときは、その承継の際における日本開発銀行以外の者の特定基金に対する出えん金に相当する金額は、基金の設立に際し、基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされたものとみなす。

10 第三項の認可があつたときは、基金の理事長となるべき者は、第二十六条第二項の規定にかかわらず、日本開発銀行に対し出資金の払込みを求めることを要せず、出資金の払込みがなかつた場合においても遅滞なく、第二十七条第一項の政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

11 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第三項の認可を受けた基金の発起人が第二十四条第一項の規定により認可を申請する場合のほかは、第二十五条第一項の認可はしないものとする。ただし、この法律の施行の日から五月を経過する日後においては、この限りでない。

12 第五項の規定により特定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(基金の行う設備処理促進業務等)

第八条 基金は、前条第五項の規定により特定基金の権利及び義務を承継したときは、第四十条第一項各号に掲げる業務のほか、昭和六十三年六月三十日(同日までに構造改善法が廃止された場合には、構造改善法の廃止の日の前日)までの間、構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務(以下「設備処理促進業務」という。)を行う。

2 基金は、前項に規定する日以前に締結した債務保証契約に係る設備処理促進業務については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も引き続きこれを行うことができる。

3 前二項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務

及び特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号。以下第六十三条までにおいて「構造改善法」という。)第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項第一号の業務」と、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造改善法」と、第六十三条第三号中「第四十条第一項に規定する業務」とあるのは「第四十条第一項に規定する業務及び構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務」とする。

4 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、設備処理促進業務に係る事項に関し、構造改善法第五十八条第一項の主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

5 第一項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、大蔵大臣及び通商産業大臣は、構造改善法第二十四条第一項の認可をしないものとする。

6 前条第五項の規定により特定基金が解散した時以後においてその名称中に特定産業信用基金という文字を用いた者については、構造改善法第十九条第二項の規定は、適用しない。

7 前条第五項の規定による特定基金の解散前に特定基金に対してした処分、手続その他の行為又は特定基金がした手続その他の行為は、この法律の相当の規定により基金に対してした処分、手続その他の行為又は基金がした手続その他の行為とみなす。

8 前条第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継した際現に構造改善法第四十七條第三号に規定する預金により運用されている余裕金があるときは、基金は、当該余裕金を引き続き当該預金により運用することができ

る。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「特定産業信用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。

附則に次の一条を加える。

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に係る地方税の特例)

第三十八条 道府県は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号。以下本条において「特定施設整備法」という。)第六

条に規定する認定事業者(以下本条において「認定事業者」という。)のうち特定施設整備法

第二条第一項第五号又は第六号に掲げる特定施設の整備を行う者で政令で定めるものが、

港灣法第二条第五項第三号の係留施設(同法

第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港灣計画において一般公衆の利用に供すると定められているもので、自治省令で

定めるものに限り)を整備するため、当該係留施設の用に供する土地であることにつき運

輸大臣が証明したものを特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの

間に取得した場合においては、第七十三条の二第一

項の規定にかかわらず、当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができな

い。

2 認定事業者が、特定施設整備法第六条に規定する認定計画に従つて整備される特定施設

整備法第二条第一項に規定する特定施設のう

ち政令で定めるものの用に供する家屋(家屋

の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限る。)でその建設の後事業の用に供され

たことのないものを取得し、これを当該認定

事業者の事業の用に供した場合においては、当該家

屋の取得に対して課する不動産取得税の課税

標準の算定については、当該家屋の取得が特

定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三

3 道府県は、認定事業者が特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に土地を取得した場合において、当該土地の上に前項の規定に該当する家屋を当該期間内に取得し、これを当該認定事業者の事業の用に供したときは、当該土地のうち当該家屋の敷地である部分の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該税額の二分の一に相当する額を減額するものとする。

4 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八条第三項」と、

「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内の期間を限つて」とあるのは「昭和六十三年三月三十一日まで」と、「これら」とあるのは「同項」と、第七十三条の二十六第一項中

「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八条第三項」と、第七十三条の二十七第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

5 認定事業者が、特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、特定施設整備法第六条に規定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法第二条第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限る。)でその

建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合に、当該家屋及びその敷地である土地（当該認定事業者が当該期間内に取得した土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋が当該認定事業者の事業の用に供された日の属する年の翌年の一月一日（当該認定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

6 認定事業者のうち特定施設整備法第二条第一項第五号又は第六号に掲げる特定施設の整備を行う者で政令で定めるものが、港灣法第二条第五項第三号の係留施設（同法第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港灣計画において一般公衆の利用に供すると定められているもので、自治省令で定めるものに限る。）を整備するため、当該係留施設の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものを特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得し、かつ、これを当該認定事業者の事業の用に供した場合に、当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該土地が当該認定事業者の事業の用に供された日の属する年の翌年の一月一日（当該認定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

とあるのは「これらの規定」とする。

8 市町村は、認定事業者が、特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、特定施設整備法第六条に規定する認定計画に従って整備される特定施設整備法第二条第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋（家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限る。）で、その建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合に、当該家屋の敷地である土地で、当該認定事業者が当該期間内に取得し、かつ、保有するものに對しては、特別土地保有税を課することができない。この場合においては、第五百八十六條第四項の規定を準用する。

9 前項の規定の適用がある場合には、第五百九十五條及び第五百九十九條第二項第一号中「又は第五百八十七條」とあるのは、「第五百八十七條又は附則第三十八條第八項」と、第六百一十條第一項中「第五百八十六條第二項の規定」とあるのは、「第五百八十六條第二項又は附則第三十八條第八項の規定」と、「同項第八号」とあるのは、「第五百八十六條第二項第八号」とする。

10 指定都市等は、事業所用家屋で特定施設整備法第六条に規定する認定計画に従って整備される特定施設整備法第二条第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるもの（施設の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に係るものの新築又は増築（第七百一十條の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下本項において同じ。）で当該特定施設に係る認定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七百一十條の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税（同

条第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。次項において同じ。）を課することができない。この場合においては、第七百一十條の三十四第十項の規定を準用する。

11 前項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、附則第三十二條の三第八項（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同項中「前各項」とあり、及び「附則第三十二條の三第三項から第七項まで」とあるのは、「附則第三十八條第十項」と読み替へるものとする。

12 第十項に規定する特定施設に係る事業所等（第七百一十條の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下本項において同じ。）のうち特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて当該特定施設に係る認定事業者が行う事業に對して課する事業に係る事業所税（第七百一十條の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本項において同

じ。）のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該特定施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該特定施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一十條の三十四（事業に係る事業所税に關する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該特定施設に係る事業所床面積の二分の一に相當する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一十條の四十一第八項の規定を準用する。

13 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）

第十條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中財団法人（民法第三十三條（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）の項の次に次のように加え、特定産業信用基金の項を削る。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法（昭和六十一年法律第 号）

四條（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）の項の次に次のように加え、特定産業信用基金の項を削る。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法（昭和六十一年法律第 号）

和五十二年法律第四十四号）第三十九條第一項第一号（業務）の業務に關する文書の項を次のように改める。

産業基盤信用基金

（法人税法の一部改正）

第十二條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中財団法人（民法第三十

（印紙税法の一部改正）

第十二條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中特定産業構造改善臨時措置法（昭

民事法律の業務及び同法附則第八條第一項第一号の業務に限る。

產業基金信用基金

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第九十六號中「特定産業信用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十四条 通商産業省設置法の一

第十四条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の次に次の一号を加える。
二十七の二 民間事業者の能力の活用による

特定施設の整備の促進に関する臨時措置法
(昭和六十一年法律第 号)の施行に關
すること。

第四条第二十八号中「特定産業信用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。
(運輸省設置法の一部改正)

第十五条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二 民間事業者の能力の活用による
特定施設の整備の促進に関する臨時措置法
(昭和六十一年法律第 号)の施行に關
すること。

第四条第一項第二十五号の四の次に次の一号を加える。

二十五の五 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の規定に基づき、基本方針を定め、及び整備計画を認定すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第十六条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二

百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六十五号を第六十六号とし、第六十六号の次に次の一号を加える。

六十五 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭

和六十二年法律第
号)の施行に關す
ること。

第五條第二十二號の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定

め、及び整備計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「及び第六十四号」

を「第六十四号及び第六十五号」に改め、同条第八項中「第六十五号」を「第六十六号」に改める。

（建設省設置法の一部改正）
第十七条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百

十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十
六号）」を、「特定空港周辺航空機騒音対策特別

措置法(昭和五十三年法律第二十六号)及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第号)に改める。

理由

最近における内外の経済的環境の変化に対処して、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設の整備を促進するため、特定施設の整備に関する指針、特定施設の整備計画の認定に関する事項等について定めるとともに、特定施設の整備を行う事業者に対する課税の特例、産業基盤信用基金による債務保証等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第九号

商工委員会議録第七号

昭和六十一年三月二十八日

昭和六十一年四月九日印刷

昭和六十一年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局